# 【研究報告】

# ヴィエトナムにおける立法制度とその限界について\*

# 日越法整備支援プロジェクト 在ハノイ JICA 長期派遣専門家 河 津 慎 介

# 目 次

第一	-章	ヴィエトナムにおける「法」とは何か	22
(1)	憲	法上の「法概念」:	22
(2)	越	国法律上の「法規範」	24
	1	憲法:	25
	2	法律:	26
	3	国会決議:	26
	4	試行的法律:	26
	(5)	国会常務委員会決議:	26
	6	国家主席令・決定:	27
	7	政府決議:	28
	8	政令:	28
	9	首相決定,指示:	30
	10	省庁決定,指示,通達:各省庁の長,省庁同等機関の長	31
	11)	最高人民裁判所裁判官評議会決議, 最高人民裁判所長官・	
		最高人民検察院決定,指示,通達:	31
	12	共同通達:各省庁ないし最高人民裁判所及び最高人民検察院等	32
	13	人民評議会決議,人民委員会決定,指示:各人民委員会,人民評議会…	33
第二	章	ヴィエトナムにおける法制定過程はどうなっているか	34
(1)	立法	計画の策定	34
	1	5 ヵ年立法計画:	34
	2	年次立法計画:	35
	3	政府決議・政令制定計画:	35
	4	制定計画の修正・実施の確保::	36

<sup>\*</sup> 本研究報告は、2000年2月よりヴィエトナムのハノイにおいて、日越法整備支援プロジェクトの JICA 長期派遣専門家として派遣中の河津慎介氏(ニューヨーク州弁護士)によるものである。

本報告は、本誌第6号に掲載した「ヴィエトナムの証券市場及び制度について」に引き続き、同 氏の緻密な調査に基づき作成されたものであり、ヴィエトナムの立法制度の現状について詳細に報 告するものである。

(2)	草	案委員会の設置及び草案委員会における検討	36
	1	草案委員会の設置:	37
	2	草案委員会における検討-国会等への提出まで	40
(3)	玉	会提出と国会各委員会における検討	47
	1	国会各委員会における検討	47
	2	法案に対する国会常務委員会による意見付与	48
(4)	法	案に対する聴聞	48
	1	一般民衆の聴聞	48
	2	国会議員による意見付与	49
(5)	法	案の国会における審議及び制定	52
	1	国会審議の形態	52
	2	国会での審議・制定過程	52
(6)	法	律の公布及び新法の効果	54
	1	新法の公布:	54
	2	新法の効果:	55
	3	旧法,新法の関係:	55
第三	章	ヴィエトナムにおける法規範文書体系整備のための事後的調整機能	57
(1)	各	国家機関の役割	58
	1	国会の権限:	58
	2	国会常務委員会の権限:	58
	3	民族評議会, 国会各委員会の権限:	58
	4	政府の権限:	58
	(5)	各省庁等の長の権限:	59
	6	人民検察院の権限:	59
(2)	事	後調整機能の実態	59
	1	2000年12月末までに行われた作業結果:	59
	2	詳細内訳	59
第四	章	人民評議会・人民委員会の権能及び法制定権限	60
(1)	ヴ	ィエトナム憲法体系における人民評議会・人民委員会の位置付け:	60
	1	人民評議会に関する基本的な考え方:	60
	2	国会と人民評議会・人民委員会との関係:	61
	3	政府と人民評議会・人民委員会との関係:	61
	4	人民評議会・人民委員会の位置付け:	62
(2)	人	民評議会・人民委員会組織法上の規定:	62
(3)	法	規範文書制定法における人民評議会・人民委員会の法規制定権:	65
(4)	現	行法体系上の問題点:・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
第五	章	結論的考察 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	68

[参考文献・法令リスト]	77
事例研究1:婚姻・家族法に関する最高人民裁判所裁判官評議会決議の検討	80
事例研究2:最高人民裁判所,最高人民検察院共同通達の検討	87
事例研究3:国会における法案審議―婚姻・家族法―	91
事例研究4:人民評議会・人民委員会の制定した法規範文書の問題点:	95

ヴィエトナムの立法体系では、移行経済国の市場経済化関連法律の整備が急速に進む中で、 真に実効性のある法律が制定される例があまり多くないことが現実である。したがって、今 日ドナー諸国、特に日本を中心としてこれら諸国に対し積極的に法整備支援を行っている状 況にあるものの、定まった枠組みがあるわけではなく暗中模索で真に効果的な支援は何かを 支援の経験を踏まえながら進めている現状にある。殊に各国及び各国際機関の法整備分野で の国際協力は基本的にはこのような現状を踏まえ、いかに実効性のある法律を制定すること ができるか、という点に焦点を当てた協力が多く、そのような移行国側の実情を表面的には 考慮しつつ行っているとの形をとっているものの、現実にはドナー側主導で制定した法律が 機能しなかった例もあり、真にその状況を正しく理解しその上で協力内容を具体的に作成し ているかどうか疑わしいと言わざるを得ない点がないわけではない。

この観点からヴィエトナムにおいて真に実効性のある法律が制定できないという問題を検討してみると、それらはもちろん法の執行上の問題点に起因する部分も当然に生じていると考えられるものの、特に立法過程に焦点を当てて考えた場合に、第1点として、越国法体系には憲法を頂点とした厳然としたヒエラルキーあるにもかかわらず、上位法規の授権範囲を下位法規が逸脱する例が見られること(法体系の縦の関係における問題)、第2点としては、同一ヒエラルキー上にある法律相互間の矛盾がしばしば見られること(法体系の横の関係)が問題点として挙げられる。そして、その結果として、当然に法体系全体に対する信頼性も減少し、法の実施面、執行面に問題が生じていることが考えられるのである。

そこで,ここでは,ヴィエトナムにおいてどのようなプロセスで法規範文書が制定されていくのか,その成立過程の理論面,実際面の分析を通じ,その立法手続及び実態面の問題点とその問題が生じる理由,限界を抽出する。

## 第一章 ヴィエトナムにおける「法」とは何か

ここでは、ヴィエトナムにおいて規定される「法」とは何か、すなわちいかなる種類の「法」 が存在し、それがいかなる役割を担うものか、を明らかにする。

## (1) 憲法上の「法概念」:

ヴィエトナム憲法において,しばしば「法律の規定により」「法律の範囲内で」等の規定が見られる。例えば,「共産党組織の活動は,憲法,法律の範囲内で行われる」 $^1$ こととされ,また,「祖国戦線は憲法,法律の遵守を確保する」 $^2$ 「国家は法律により社会を管理する(第12条)」「政府は憲法,法律を遵守し,執行する」 $^3$ とされている。ここでは,法律(Phap Luat)という用語が用いられており,一般的な法律という意味合いで使用されている(以

<sup>1</sup> 憲法第4条

<sup>2</sup> 憲法第9条

<sup>3</sup> 憲法第109条

下ではLuatと区別するため「法」または「法規範」という)。

他方、憲法第6章以下国会の権能に関する部分では「国会が国家における唯一の立法機関である」<sup>4</sup>とされ、国会は「憲法改正、法律制定・改正、法律・試行的法律<sup>5</sup>制定計画を策定する」<sup>6</sup>とされている。この場合には律(Luat)という言葉が使用されており、ヴィエトナムにおける法律(以下では「法律」という)という特定法規範を指している。この関連で、憲法第5章では、人権及び人民の義務は憲法及び法律により規定される<sup>7</sup>とされているものの、参政権、営業の自由、移転の自由、表現の自由等個々の権利<sup>8</sup>に関しては、憲法及び法の範囲内で認められることとされている。

その他、国会常務委員会については法律及び試行的法律の解釈権、試行的法律の制定権が付与され、また同委員会は政府、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院の文書(Van Ban)で憲法、法律、試行的法律に抵触するものの効力停止、廃止を行うことができるとされる。この「文書」の性格については、「憲法、法律、国会決議、試行的法律、国会常務委員会決議、国家主席命令・決定に基づき、政府は決議、政令を、首相は決定、指示を制定し、それら文書の執行を監督する」10とされており、少なくともこれら文書が上記にいうところの「文書」の全部または一部であると考えられる。もっとも、これが法規範の一部であるか否かヴィエトナム憲法上、明らかな定義はない。他方、ヴィエトナム憲法上は最高人民裁判所の「文書」に関する規定はなく、第136条では法的効力を有するものとして判決、決定を規定しているが、これも理論的には「文書」に含まれることとなり11、最高人民裁判所の判決・決定に関しても国会常務委員会が執行停止権限を有することとなる。しかし、国会法第23条で国会法務委員会の権能の一つとして、最高人民裁判所の「文書」で法規範の適用に関する決定・指示に関し監督する権限を有するとされており、実態上、この「文書」の中に最高人民裁判所の判決・決定は含んでいないとの解釈もある12。

また,首相には各省庁の制定した指示・通達,人民評議会・人民委員会の決定・指示で憲法,法律その他上位国家機関の制定した文書に抵触するものの執行停止,廃止を行う<sup>13</sup>となっており,第116条では各省庁による指示・決定・通達の権限範囲,第120条では人民評議会の議決,第124条で人民委員会の決定,指示に関して規定されている。

以上のように、ヴィエトナム憲法においては「法または法規範」という広い概念と基本

#### 4 憲法第83条

<sup>5</sup> Phap Lenh, 漢越語では「法令」となるが、日本語で法令と呼称した場合, 本来の趣旨と誤った印象を与える可能性があるため「試行的法律」と定義した。

<sup>6</sup> 憲法第84条

<sup>7</sup> 憲法第51条, 第52条

<sup>8</sup> 憲法第54条 (参政権), 第57条 (営業の自由), 第68条 (移転の自由), 第69条 (表現の自由)

<sup>9</sup> 憲法第91条

<sup>10</sup> 憲法第115条

<sup>11</sup> 国会法第13条にも同様の規定あり。

<sup>12</sup> 後述「法規範文書制定法」に関する説明参照

<sup>13</sup> 憲法第114条

的に国会による制定手続を前提とする「法律」という狭い概念が混在しており,ヴィエトナム憲法の中でその文脈に応じ両者の使い分けがなされている。他方,憲法,法律以外の文書に関しては,その一部に関し憲法上,個別的な規定は存在するが上述のとおりその権能等を含め必ずしも明らかではなく,同時にヴィエトナム憲法上しばしば出てくる総体として呼称される各種国家機関の「文書」の法的性格に関する定義はないことから,これが厳密に法規範としてとらえられるのか否かに関しても明確ではない。

# (2) 越国法律上の「法規範」

上記に関し、憲法上の「法規範」が成文「法規範」のみを示すのか、慣習等非成文法概念を含む概念であるのかの問題はここではとりあえず捨象し、法規範性を有する文書とは何かという点に限定し分析を行う。

ヴィエトナムでは「法律文書 (Van Ban Luat)」という大きな概念があり、これが法規範性を有する文書としてとらえられている。この「法律文書」は現在のところ、「法規範文書制定に関する法律 (以下「法規範文書制定法」という)」の中に定義される「法規範文書 (Van Ban Quy Pham Phap Luat)」とそれ以外である「法規文書 (Van Ban Phap Quy)」という 2種類に分類されている。後者に関しては、例えば、Official Letter 等があるが、いかなる権限を有しいかなる内容であり、「法規範文書」との相違点は何か等、の問題が存している。

前者に関しては97年に公布された前述の法規範文書制定法によって、その種類、内容、制定手続等が規定されている。しかし、繰り返しになるが、ヴィエトナム憲法で規定される「法規範」は本法で定義される「法規範文書」そのものであるというわけではないものの、「法規範文書」自体が「法規範」の一つであることは疑いない。

そもそも「法規範文書」とはいかなる性格の文書として定義づけられているかに関しては、法規範文書制定法の施行細則である97年の政令第101号第1条に以下のように詳細に規定されている。 I)法規範文書制定法第1章,第2章に規定される法文形式を有し、かつ権限ある国家機関が制定したもの、II)権限ある中央国家機関が法規範文書制定法第3章ないし第7章及び本政令に規定される手続に基づき制定したもの、III)すべての客体ないし特定グループに対し2度以上適用可能でありかつ全国ないし特定地域において適用される統一的行為規範を含むこと、IV)体系的、行政的、経済的方策のみならず普及、教育、説諭等の方法により国家がその執行を保証していること、必要とあれば執行確保のために強制的方策をとり、違反者への懲罰を策定すること。これら4つの条件をすべて充足して初めて法規範文書制定法上の「法規範文書」とされる。ところが、一つの問題は上記II)の条件のとおり中央国家機関が定められた手続に従い制定した文書のみが法規範文書となるということである。すなわち、人民評議会、人民委員会が制定する文書に関しては法規範文書とはならないということになる。しかし、法規範文書制定法上も本政令の他の条文上もこれらは法規範文書とされており、これは明らかに法律と政令との矛盾、及び政令内

の条文相互間の矛盾ということになろう14。

他方、上述の「法規文書」とは何かという点に関しては、これを解く一つの鍵は、同政令第1条第2項ということになろう。同項では権限ある国家機関の以下に関する決定は法規範文書ではないと規定している。 I) 公務員の昇給、賞罰、任免、異動、 II) 行政罰の決定、 III) プロジェクトの採択、 IV) 善良なる市民、善行に関するキャンペーンに関する指示等 $^{15}$ 。

以下では、まず、法規範文書の具体的な内容を示すことを目的とし、法規範文書制定法で定義される個々の「法規範文書」に関しその制定主体、権限範囲、制定内容等を以下示すことにする<sup>16</sup>。

## ① 憲法:国会

憲法はヴィエトナムにおける根本かつ最高法規であり、すべての法規範文書は憲法の授権範囲を逸脱してはならない<sup>17</sup>。憲法制定、改正権限は国会がそれを有し、憲法解釈に係る手続等は国会が決定する<sup>18</sup>。なお、憲法解釈に係る手続に関しては、現在この条文に関連した詳細がまだ決定されていない<sup>19</sup>。他方、憲法改正に関する手続は憲法上規

<sup>14</sup> 本条文に関しては、上記Ⅱ)の条件を「中央政府の制定する法規範の場合には」と限定的に解釈しているようである。

<sup>15</sup> しかし、前述の Official Letter に関しては、最近では銀行業務に関連したものや税金関係に関連したものがよく出されており、例えば銀行業務関連では2001年7月にヴィエトナム国家銀行から出された同 Letter では競売に参加する外国企業が落札した場合には、その競落費用をジョイント・ヴェンチャー銀行ないし外資銀行が貸し出すことが出来るようにした旨規定している。また、税金関係ではいかなる取引を付加価値税課税の対象範囲外にするとか個人所得税課税に伴う収入の算出方法などである。もちろん、これ以外に政府から各省庁に対し、通達を制定する権限を与えるなどの例もある。上記文書の貸出の例などについては、例えば金融機関法に基づく政令及びその下で制定された通達、決定ではいかなる銀行が無担保ローンを貸出できるか、その条件は何か、など金融機関全般の貸出その他に関する幅広い規定を行っている。したがって、両者を比較した場合、なぜ上記の例が Official Letter の形式を取るのか、ということは必ずしも明確でない。もちろん、Official Letter は日本の各省庁の通達に当たるものであり、行政実施のガイドラインとしての性格が強く、他方「法規範文書」は上述のとおり、法規範文書制定法における4つの条件をすべて満たすことになっており、特に統一的行為規範性を有し国家により執行が確保されていることから、法規範としての性格を有する文書ととらえることもできるが、上述の例にかんがみれば、その境界線はあいまいであると言わざるを得ない。

<sup>16</sup> 法規範文書のまとめに関しては別表1参照

<sup>17</sup> 法規範文書制定法第2条

<sup>18</sup> 法規範文書制定法第13条

<sup>19</sup> 憲法解釈の手続につき司法省担当者にヒアリングを行ったところ、現在以下の方向が検討されている。

I) 政府,最高人民裁判所,最高人民検察院が解釈の必要のある条文を洗い出し,それに係る解釈を提案する書簡を国会内にある民族評議会及びその他委員会に提出する。

Ⅱ) その提案が当該会議,委員会で承認されると政府,最高人民裁判所,最高人民検察院は解釈に関する法案を作成し国会常務委員会に提出される。

Ⅲ)国会常務委員会は当該法案を審査し、妥当と判断した場合には国会常務委員会決議として採択する。

定され、憲法第88条及び第147条では、国会のみが憲法改正権限を有し改正の承認には 国会議員定数の3分の2の賛成が必要とされている。

### ② 法律:国会

国会は憲法の範囲内で法律及び国会決議を制定する権限を有する20。

法律で定める事柄は、対外・対内関係、国家の社会・経済的または国防・治安目的、 国家機関の機構・運営の大原則、市民の社会関係・行動、に関する根本かつ重要事項で ある<sup>21</sup>。法律案の可決には、国会議員定数の過半数の賛成が必要である<sup>22</sup>。

### ③ 国会決議:国会

国会決議の授権範囲は上述のとおりだが、国会決議で定める事項は、社会・経済開発計画、国家財政・金融政策、民族・宗教・対外関係・国防・治安・国家予算の策定・配分に関する決定、決算の承認、国際約束の批准、国会・常務委員会・民族評議会・国会内各委員会・議員の活動の決定、及びその他国会所管事項の決定となっている<sup>23</sup>。

### ④ 試行的法律:国会常務委員会

国会常務委員会は、憲法、法律、国会決議に基づき試行的法律及び国会常務委員会決議を制定する<sup>24</sup>。

試行的法律で定められる事項は必ずしも明確に定義されていないが、国会により授権された事項に関し制定され、一定期間施行された後に国会に提出され、国会において法律化するか否か審議、決定される<sup>25</sup>。しかし、最終的には法律化するか否かを判断することが担保されている法規範であることから法律と同等の権限範囲を有するが、社会的な状況等から判断して、試行性を持たせている法律であると考えられる<sup>26</sup>。

#### ⑤ 国会常務委員会決議:国会常務委員会

授権範囲は上記④のとおりであるが、国会常務委員会決議は以下を内容とする。I)憲法、法律、試行的法律の解釈、Ⅱ)憲法及び国会・国会常務委員会が制定した法規範文書の遵守の監督、Ⅲ)政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の活動の監督、Ⅳ)人民評議会の活動の監督・指示、Ⅴ)戦争状態の宣言、Ⅵ)非常事態宣言、及びその他国会

<sup>20</sup> 法規範文書制定法第13条

<sup>21</sup> 法規範文書制定法第20条第1項

<sup>22</sup> 憲法第88条

<sup>23</sup> 法規範文書制定法第20条第2項

<sup>24</sup> 法規範文書制定法第13条

<sup>25</sup> 法規範文書制定法第21条

<sup>26</sup> この例として「経済契約に関する試行的法律」があるが、本法に関しても現在その存否に関し、 民法、商法に統合すべきかがヴィエトナム国内で検討されているところである。他方、「民事判決執 行に関する試行的法律」に関しては、将来的には「判決執行法」が制定されそれに統合される予定 となっているものの、これは現下の緊急制定の必要から制定されるものである。もちろん、制定内 容の試行性もあるが、このように緊急性により制定する必要がありかつ法律と同等の効果を持たせ る必要がある法規範について、年に2回のみ開催され制定件数も限られる国会制定法では対応しき れない部分を補完する法規範としての意義も存している。

常務委員会の所管事項に関すること、とされる2728。

⑥ 国家主席令・決定:国家主席

憲法,法律,国会決議,試行的法律,国会常務委員会決議に基づき,国家主席は国家主席令・決定を制定する<sup>29</sup>。

法規範文書制定法第54条では,国家主席令・決定で制定される内容は,憲法及び法律 により定められた国家主席の役割・権限の範囲であるとされ、具体的な内容は憲法及び 別の法律に基づくことになる。今のところ国家主席の役割・権能を定めた法律はヴィエ トナムに存在しないので、本権能に関しては専ら憲法に基づくことになる。憲法によれ ば、国家主席の権能は以下のとおり<sup>30</sup>。 I)憲法、法律、試行的法律の公布、Ⅱ)国軍 の総司令、Ⅲ)副主席、首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院検事正の選出・任 免に関する国会への推挙, IV) 国会ないし国会常務委員会決議に基づいた副首相,各大 臣及び政府構成員の任免, V) 国会ないし国会常務委員会決議に基づいた戦争状態, 大 赦の宣言、VI)国会ないし国会常務委員会決議に基づいた動員命令、非常事態宣言、VII) 国会常務委員会が制定した後10日以内に当該試行的法律及び国会非会期中の副首相、各 大臣及び政府構成員の任免, 戦争状態の宣言に係る決議について, 国会常務委員会に対 する再検討の要請。仮に国会常務委員会が再び同試行的法律、決議を行った場合には右 の国会への上提, WII) 副主席, 首相, 最高人民裁判所長官, 最高人民検察院検事正の選 出・任免、IX) 国軍幹部の任官・昇進、外交官の任命、褒章行為、X) 大使の任免、外 国大使の受入, 国会が行う場合を除いた国際約束の締結, 参加, XI) 越国籍の付与, 剥 奪,Ⅶ)恩赦の実施。以上を概観した場合に,ヴィエトナム国家主席の専権事項は皆無 であるといっても過言ではない31。

以上から形式的には憲法上に規定された国家主席の権限範囲内で国家主席命令・決定 が制定されるという仕組みにはなっているものの、実態的には他の国家機関が行う決

<sup>27</sup> 法規範文書制定法第21条

<sup>28</sup> 上記決議内容のうち、特に憲法、法律、試行的法律の解釈権に関しては、国会(及び国会常務委員会)の専管事項とされており、各所から法解釈の要請が国会常務委員会に寄せられてきたが、現実には今まで本件に関する国会常務委員会の決議で法解釈を行ったものはない。なお、後述する最高人民裁判所裁判官評議会決議に授権されている内容として、各法の適用方法に関することがあり、この意味からも実態上は国会常務委員会がこの権限を行使しなかったからといって、裁判を行う際に法適用上は問題が生じない仕組みになっている。逆に言えば、何をもって「法解釈」と言い何をもって「法適用方法」と言うかということについて両者間の厳密な区別がないことが現状である。

<sup>29</sup> 法規範文書制定法第14条

<sup>30</sup> 憲法第103条

<sup>31</sup> 早稲田大学アジア太平洋研究センター教授白石正也氏によれば、「国家元首としての国家主席に与えられた独自の権限として最も注目すべきは、各種人民武装勢力の総指揮者という機能と、国防・安全会議議長という職務である。中略。ただし、人民武装勢力に関しては、党に中央及び地方各級の軍事委員会や政治委員の制度があり、政府には国防省が設けられており、国家主席がこれらの機関に優越した権限を持つという仕組みにはなっていない。国防・安全会議のメンバーに関しては、中略、国家主席の一存によって会議の決定を左右できるわけでもない。」と指摘している。(明石ライブラリー「ベトナムの国家機構」p. 35-36)

定・行為の追認的文書ないし形式的に制定される文書としての意味合いが強く,越国法体系全般を考える上で法規範文書として大きな意味を有する文書とは考えにくい。例えば,国家主席の権能の一つとして,国会ないし国会常務委員会決議に基づいた戦争状態,大赦の宣言及び動員命令,非常事態宣言があるが,そもそもここでも定義されているように国会常務委員会決議に基づく必要がある。他方,国会常務委員会決議の内容にも明確に戦争状態の宣言,非常事態宣言が定義されている。このことから具体的に戦争状態の宣言を行う手続を考えた場合にまず国会常務委員会において決議がなされることとなる<sup>32</sup>。前述のとおり国会常務委員会決議は法規範文書の一つであって,一たびそうした宣言に係る決議が行われた場合にはそれ自体が法規範としての効力を有するわけであって,国家主席がそれに関し制定する命令がその宣言の施行細則的なものや補完的なものでなければ,国家主席が再び同一の命令・決定を出す意味は「国家主席」としての象徴的立場から行う行為以上のことを見いだしにくく,したがってその法的意味合いも高いものとは言いがたいこととなる。

#### ⑦ 政府決議:政府

政府は,憲法,法律,国会決議,試行的法律,国会常務委員会決議,国家主席令·決定に基づき,決議及び政令を制定する<sup>33</sup>。

政府決議は以下を内容とする³⁴。 I)中央から最小行政単位にわたる国家行政機構の構築,強化に関する特定政策の決定,Ⅱ)人民評議会による上位国家機関の制定した各種文書の実施についての指導,監督,Ⅲ)国家機関,社会機関,人民軍及び市民による憲法,法規範の遵守の確保,Ⅳ)社会問題,民族及び宗教に関する政策の実行,Ⅴ)特定財政・金融政策の決定,Ⅵ)文化,教育,衛生,科学技術,環境保全の発展,Ⅶ)国防・治安の強化,Ⅷ)対外関係,市民の正当な権利保護の方策に関する統一的管理,Ⅸ)国家機構における官僚主義,腐敗除去の方策,Ⅹ)政府の権限内にある国際約束の追認。

## ⑧ 政令:政府

授権範囲に関しては前述⑦のとおりであるが,政府は以下の二種類の政令を制定する35。

- i) 法律, 国会決議, 試行的法律, 国会常務委員会決議, 国家主席命令・決定に関する施行細則, 各省及び各省同等機関, 政府付随機関その他政府権限のもと設立された機関の目的, 権限, 機構に関する定義, 政府の目的, 権限を遂行するための具体的施策, を制定する政令
- ii) 国家管理及び社会・経済管理の要請に応えるために緊急的に必要でありかつ法律ないし法律ないし試行的法律を制定するのに十分な条件が整っていない場合に当該課題

<sup>32</sup> ここでは戦争状態の宣言に関する国会決議の問題は捨象する。明示的に書かれていないものの、国会決議において「国防・治安」に関する事項が決定できるため、戦争状態の宣言もあり得ると見られる

<sup>33</sup> 法規範文書制定法第15条

<sup>34</sup> 法規範文書制定法第56条第1項

<sup>35</sup> 法規範文書制定法第56条第2項

を規定する政令。この場合、国会常務委員会が制定を承認する必要がある。

特に上記 ii)に関しては、法律や試行的法律の存在しない課題に対し、喫緊に対応する 必要がある場合に法律や試行的法律を補完して実質的に法律と同様の効果を持たせる 法規範文書ということができる。この種の政令に関しては確かに国会常務委員会の承認 行為という実質的には試行的法律と同様,制定に関する決定権が国会常務委員会に留保 されている。しかし、立法過程の詳細に関しては後述するが、試行的法律とこの政令の 決定的な違いはその立法過程における国会及び国会常務委員会の関与である。まず第1 に立法計画上の関与の相違である。前者は最終的に国会における決議により5年間及び 各年毎の立法計画が策定されるため、その計画段階でいかなる試行的法律が制定される かに関し、国会の審議を経ることになる。一方、後者の場合には、その立法計画は政府 の専権事項であり、その計画策定段階で国会及び国会常務委員会の関与する余地はない。 第2に,実際の制定に関しても,前者の場合いうまでもなく国会常務委員会が最終的 な制定権限を有することから,その制定に際しその制定内容に関しても国会常務委員会 の審議を経る必要がある。他方、本政令の場合には、法規範文書制定法第56条第2項で は国会常務委員会の承認が必要であるとされているものの、その施行細則である政令第 101号第17条によれば、その具体的な立法過程における国会常務委員会の関与は、「法案 作成前に、政府はその政令を制定する必要性に関する説明書及び当該政令の概略的内容 を常務委員会に提出、意見を求める」こととされ、この二つの法規範文書にはこれ以外 に国会常務委員会の関与に関する規定はないことから、政府は同条に従い国会常務委員 会に意見を求め特段の異議なき場合には政府の権限で制定手続を進められることにな る。したがって、国会常務委員会は事前の関与ということになり、明らかに試行的法律

本問題を突き詰めていくと、試行的法律とは何か、本政令との根本的な相違はどこにあるのかという問題に直面する。前述したとおり、試行的法律の権限範囲は必ずしも明確にされておらず、実態的には緊急性の高い法分野に関し法律に代わり制定を行うものであり、一定期間経過後法制定化の可否を検討する法規範であるが、本政令に関してもその緊急性にレヴェルの相違こそあれ、同様の趣旨で制定される法規範である。条文上の区別は「法律、試行的法律の制定のために十分な条件が整っていない場合<sup>36</sup>」との定義に見ることができるが、これだけでは逆に「そもそも試行的法律自体が特殊なものとして位置付けられている以上、試行的法律制定のための十分な条件とは何か」という更なる問題を惹起するだけである<sup>3738</sup>。

と本政令についての国会常務委員会の権限関係は異なる。

<sup>36</sup> 法規範文書制定法第56条第2項

<sup>37</sup> 本件に関しては、法律と同様の効果を有する法規範であることから、理論的には草案に入る前に 国会常務委員会に政令に関する趣旨説明を提出し、同委員会から事前承認を取る必要がある。した がって、政府に対する本政令制定権の授権は政府の権能として既に授権された権限範囲内にあると いうわけではなく、制定の際に個別授権を必要とするものである。政府から国会常務委員会に提出 される趣旨説明には、当該政令が①緊急性を有していること、②法律、試行的法律を制定するのに

本政令の例としては、98年7月11日に制定された政令第48/1998/ND-CP (証券取引関係の政令)がこれに当たる。再びここでの問題は上記 I)と上記 II)の区別が必ずしも明確でないということである。例えば、知的財産権関連の政令に関し、基本的には著作権、商標その他新たな課題に対応するために制定されたものであり、考え方から言うと、「喫緊の課題に対応するための制定される政令」と言えそうであるが、これは I)のカテゴリーに入る政令とされている。他方、そのデマケージョンの適否はともかくとして、事後的には制定された政令の序文を見るとその区別ははっきりしている。例えば、証券取引関係の政令は「Pursuant to the Law on Organization of the Government」とされており、その他の上位法規に従い制定されてはおらず、政府組織法に規定される政府の権能に基づいて制定されたことを示しており、他方知的財産権に関しては、その一般規定のある「民法」に基づきその詳細を規定するものであるとされているのである。その意味では、上述 2 つの政令について何らかの Criteria が存在していることは間違いなさそうである。

#### ⑨ 首相決定,指示:首相

憲法,法律,国会決議,試行的法律,国会常務委員会決議,国家主席令・決定,政府 決定,政令に基づき,首相は決定・指示を制定する<sup>39</sup>。

同法第57条によれば、首相決定は、政府及び中央から地方に至る国家行政機構の運営 政策・施策の決定、閣僚、省級人民委員会主席の活動指針及びその他首相の権限内にあ る事項の規定を行う。

また、首相指示に関しては、閣僚の活動への指示・調整に関する方策の規定、国家政

いまだ十分な条件が得られていないこと、が説明される。本政令の制定に関する法律、試行的法律との大きな違いは、結局実際上、緊急性の度合いにかかっていて、後述するように法律、試行的法律の制定の際には草案から国会ないし国会常務委員会提出と審議にかかる時間は多大になるため、法律等のいまだカバーしていない事柄で緊急に制定する必要のある法規範に関し、本政令の形で制定を行うということ、また試行的法律より明確に最終的には法律の制定によりその役割を終える法規範である、との由である。特に過去には急激に変化する社会状況の中で、法律、試行的法律の制定では直ちにしかも複数回にわたり改正が必要となる可能性がある事柄に対し、本政令により対応し社会変化に即応した改正を事前に予定するという効果を有していたものもある。他方、本政令と法律、試行的法律との大きな相違は、国会における事後審査機能にある。すなわち、法規範文書制定法第81条、第82条において、施行細則的政令と同様に国会及び国会常務委員会に合憲性、法的統一性に関する事後審査権限が与えられており、法律、試行的法律の場合は国会による審査のみに服することと比較すると、より厳格な事後審査を受ける可能性がある。

<sup>38</sup> ここで一つの大きな問題は、法律のヒエラルキーの問題である。すなわち、本政令は法律と実質的に同等の効果を有している法規範であることから、同一事象に関し、他の法律や試行的法律に同様の規定がある場合に、いずれが優先されるか、という問題である。本政令が例えば新法、旧法の新法に当たる場合や、特別法に当たる場合にいずれが優先されるかという問題である。そもそも、ヴィエトナムでは新法、旧法の関係や一般法、特別法の関係などが必ずしも明確ではないが、理論的にはあくまでも下位法規としての性格しか有していないとの由である。すなわち、ある事象に関し、ある法律の規定と本政令の規定が重複した場合には本政令がその法律の施行細則ではない以上、当該法律の規定が優先されることとなる。

<sup>39</sup> 法規範文書制定法第15条

策, 法規範, 政府決定の実施に際し, 各省庁, 省庁同等機関, 政府関連機関, 人民委員会の活動の奨励・管理が規定される<sup>40</sup>。

- ⑩ 省庁決定,指示,通達:各省庁の長,省庁同等機関の長<sup>41</sup>
  憲法,法律,国会決議,試行的法律,国会常務委員会決議,国家主席令・決定,政府 決定,政令,首相決定・指示に基づき,各省庁の長,省庁同等機関の長が制定する<sup>42</sup>。
   省庁決定,指示,通達の内容は以下のとおり<sup>43</sup>。
  - i) 省庁決定:各省庁及び各省庁付属機関の機構及び機能に関する定義,地方局等及び 当該省庁の責任分野に属する機関に関する基準,手続,方策の設定,地方局等及び責 任分野に属する機関に関する管理の方策を策定する。
  - ii) 省庁指示:上位国家機関及び自己の制定する法規範文書の実施に関し、省庁運営及び地方局等責任分野に属する機関の設定について指導、調整、管理のための方策を策定する。
  - iii) 省庁通達:上位法規範文書の条文のうち、当該省庁の地方局等及び責任分野に属する機関の管理権限の範囲内での実施に関する指示を行う。

したがって、概念的には「決定」は省庁内部及び関連機関の組織・機構等の規定に関し極めて対内的な内容であることに対し、「指示」は省庁からその関係機関に一定の責務を課し指導を行うという対外的な内容となっている。また、「通達」は省庁及びその関係機関外部に関してもその規定範囲が及ぶという意味で前二者と性格を異にしている。

① 最高人民裁判所裁判官評議会決議,最高人民裁判所長官・最高人民検察院決定,指示,通達:最高人民裁判所裁判官評議会,最高人民裁判所長官,最高人民検察院検事総長憲法,法律,国会決議,試行的法律,国会常務委員会決議,国家主席令・決定に基づき,最高人民裁判所裁判官評議会は決議を,最高人民裁判所長官,最高人民検察院検事総長は決定,指示,通達を制定する46。

最高人民裁判所裁判官評議会は各裁判所に対する法規範文書の統一的適用方法に関する指示及び判決要旨に関する決議を行う<sup>45</sup>。

上記⑤において既に指摘したが、ヴィエトナム憲法上「法解釈権」は国会(及び常務

<sup>40</sup> 首相決定には、例えば現在ヴィエトナム国内で行われている、1976年から現在に至るすべての法 規範文書を体系化する作業に関する首相決定第355TT-g 号などがある。

<sup>41 92</sup>年憲法,及び法規範文書制定法の改正により,政府関係機関の長には法規範文書の制定権限がなくされた。これは,政府関係機関の長は,政府のメンバーではなく,首相や国会に対する説明義務を負っておらず,首相もその法規範文書に対し失効停止,廃止権限を有していない。このことから,それらの制定する法規範文書は他の機関からのチェックを受けていないことが現状であることから,その法規範文書制定権限を廃止するという意図に基づくものである。なお,政府機関として,重要なものは土地総局(土地法を担当)があったが,憲法改正に伴う行政改革により,これらは各省庁の傘下に入ることになった。

<sup>42</sup> 法規範文書制定法第16条

<sup>43</sup> 法規範文書制定法第58条

<sup>44</sup> 法規範文書制定法第17条

<sup>45</sup> 法規範文書制定法第67条

委員会)の専権事項となっており、最高人民裁判所裁判官評議会の決議により「法解釈」を行った場合にはヴィエトナムにおいては憲法違反となる。しかし、ここではあくまでも法適用方法という言葉を使用することにより、両者の区別をしているものの、実際には「法適用方法」という部分にはある種の「法解釈」も含まれている。また、この裁判官評議会決議には、その「法適用方法」でいう「法」とは、上述国会常務委員会の「法解釈」の対象となる「法」とは異なり(国会常務委員会は憲法、法律、試行的法律のみに解釈を与える)、一般的な法と定義されている。しかし、実際には下位法規範に関する法適用方法に指示を与える決議を行う例はなく、その意味では実際上国会常務委員会が解釈する対象法規範と裁判官評議会が法適用に指示を与える法規範は基本的には重なっていると考えられる<sup>46</sup>。いずれにしても、上述の本決議の趣旨にかんがみて、本条の中では最高人民裁判所裁判官評議会決議の中では「法適用」に関するものと「判決趣旨」に関する2種類が存在するように見えるが、実際に右決議は一つの決議の中で、その双方を取り扱っており、いずれかを独立させた決議を行うという趣旨ではないようである。本件に関する理解を更に深めるために、ここで、事例研究1において上記に関連して一つの例で検討してみようと思う。

一方,最高人民裁判所長官,最高人民検察院検事総長決定,指示,通達はそれぞれ各級の人民裁判所,人民検察院の業務及び権能実施の確保のための方策を定義することその他最高人民裁判所長官,最高人民検察院検事総長の権限範囲にある事柄に関する決定を行う<sup>47</sup>。

② 共同通達:各省庁ないし最高人民裁判所及び最高人民検察院等

憲法,法律,国会決議,試行的法律,国会常務委員会決議,国家主席令・決定,政府決定,政令,首相決定・指示に基づき, I)各省庁共同, II)各省庁と最高人民裁判所及び/ないし最高人民検察院,III)最高人民裁判所と最高人民検察院,はそれらの機能,業務,権限に関連する法規範文書の実施に指示を与えるための共同法規範文書を制定する48。

省庁間共同通達は当該省庁の機能、目的、権限に関する上位法規範文書の実施を指示

<sup>46</sup> ただし、ここで一つの問題は、新たな課題に対応するために法律や試行的法律の代わりに制定する政令の存在である。上述したとおり、この種の政令は結果的に法律と同等の効果を有することから、法律や試行的法律と同様その解釈や適用方法に関するガイドラインが必要であると考えられる。しかし、基本的には、最高人民裁判所裁判官評議会決議の制定趣旨は、新たな制定法に関してその適用方法を事前に定めておくというよりは、既に幾つかの係争が生じその適用方法について、混乱が生じる、又は生じたことに対して適用方法を明確にするために制定すると解されているため、現在のところ新たな課題に対応するための政令に関する適用方法に関しては、その実際の係争数がほとんどないことから、行った例がないことが現実である。むしろ上記のような問題に対応するためには、⑫共同通達のところで説明する最高人民裁判所と各関係省庁との間の共同通達でその適用方法に関し制定を行うという作業を行っており、例えば、知的財産権に関する政令について、最高人民裁判所と関係省庁との間でその詳細に関する共同通達を制定するなどしている。

<sup>47</sup> 法規範文書制定法第69条

<sup>48</sup> 法規範文書制定法第18条

する<sup>4950</sup>。

他方、最高人民裁判所、最高人民検察院及び各省庁の共同通達に関しては、法の共通 適用についてその適用手続に関連し、またこれら機関の目的及び権限範囲に関する事柄 に関する共同通達を制定する51。基本的には、この通達の制定は、新たな法律が制定さ れその運用に関し、なお、不明確な部分がある場合にその不明確な点についてどのよう にその法律を適用していくか、というものと、法律改正には結びつく以前に、社会の変 革などにより当該法律各条文のうち一部の解釈の幅を広げる必要が生じた場合に行わ れるものである。その意味で、上述の最高人民裁判所裁判官評議会決議の趣旨とかなり の部分重複すると考えられるが、本通達の場合、判決の際に使用されるのみならず、逮 捕、訴追行為など裁判手続前の種々の国家による行為などもその範疇に入れられている し、また、より広く言えば、当該法律の一部としてその行為を行う一般民衆も対象とし ているという意味で,裁判官評議会議決の裁判規範としての性格より広いものである。 また、これ以外に、土地使用権に関する紛争に関する地方裁判所の管轄権の問題を取り 扱った通達なども存しており、当然のことながら、最高人民検察院の権限範囲にかんが みれば、右は日本でいうところの刑事訴追、公判だけでなく、一般的に国家機関による 法律の遵守状況を監督するという権能も有しているため、その範囲内で公判にも関わる 事象に関し、共同通達を制定するということなのであろう<sup>52</sup>。

また,省庁及び社会・政治団体は,法律で定められた当該団体に関する事項で国家管理に関する事柄に関しその実施について共同通達を制定する。

③ 人民評議会決議, 人民委員会決定, 指示:各人民委員会, 人民評議会

詳細に関しては、別途分析を行った「4.人民評議会・人民委員会の権能及び法制定権限について」に譲るが、基本的には、法規範文書制定法第19条では、すべての上位国家機関の制定する法規範文書の権限範囲内で人民評議会は決議を行い、すべての上位国家機関の制定する法規範文書及び人民評議会決議の権限範囲内で人民委員会は決定、指示を行うとされているが、本法に具体的権限内容に関する規定はない。

以上までヴィエトナム憲法及び法規範文書法における「法」体系につき概観してきたが、 ここで注目すべき点は、越国法体系においては法のヒエラルキーという問題は極めて明確で

<sup>49</sup> 法規範文書制定法第71条

<sup>50</sup> 例えば、2000年9月に政令第45号が制定され、ヴィエトナムにおける外国企業及び外国旅行会社の管理に関し新たな規定が設定されたが、同年10月にはその施行細則となる共同通達第20号が、商業省、観光総局と共同名で制定された。これは、政令レヴェルでは政府名で制定されるため、特にどの省庁の管轄であるかが問題とならないものの、それを実施する通達レヴェルになると各省庁が制定することになり、本件に関しては、外国企業は商務省の管轄、外国旅行会社は観光総局の管轄であるため、両者にまたがる本政令の施行細則は必然的に両省庁の共同通達とならざるを得ないからである。

<sup>51</sup> 法規範文書制定法第72条

<sup>52</sup> 本件に関しては興味深い問題であるので、事例研究2により具体的な例について分析を試みようと思う。

はないにせよ、下位規範が上位規範の授権範囲を逸脱しないこと、下位規範は上位規範の単なる施行細則であって新たな法規範を創造するものであってはならないこと、などといった基本的な考え方は存しているということである。しかし、現実には冒頭に述べたように下位規範を含めた場合、ヴィエトナムには大量の法規範文書が存在し、またその相互関係が時に重複、時に矛盾を引き起こしている状況にある。同時に、しばしば聞かれるように、法律が出来ても、そのガイドラインである下位規範がないとその適用が出来ないことから、法執行担当者は新法が制定されると常にガイドラインを待つ状況にあるのである。

このことが意味するところは、結局のところ法律はその基本思想だけを与え、現実には下位規範が強い法規範力を有することとなっているということである(このことは、事例研究2で紹介した刑法上の「麻薬取引の罪」の部分で若干明らかにした)。本来的にはヴィエトナムの根本原理である民主集中主義に基づくと考えられる国会至上主義に基づき、基本的には立法権能及びその法律解釈権能を国会及び国会常務委員会に与えているものの、実態上はその根本原理により越国法体系が機能しているわけではなく、むしろその制度を補完するものとして準備されている「法律の適用方法」という形で制定される各種下位規範の権限が肥大化し、政令、通達等が法解釈を行い、その適用を行っているという状況にあるのである。この問題はもちろん、「法」というものに対する考え方に起因することも考えられるが、法律の立法過程においてある種の限界、制約要因が存することによることも考えられるのである。

# 第二章 ヴィエトナムにおける法制定過程はどうなっているか

以上までヴィエトナムにおける「法」体系につき概観しそれにまつわる諸問題を明らかにしてきた。以下では、ヴィエトナムにおいて「法規範文書」がどのように制定されていくかその手続を明らかにし、その実際上の問題点等を明らかにしたい。法律及び試行的法律(以下「法律等」という)について基本的な立法過程は、①立法計画の策定、②草案委員会の設置及び草案委員会における検討、③国会(国会常務委員会)提出と国会内各委員会における検討、④法案に対する聴聞、⑤国会における審議と制定、⑥法律の公布、となっており、政令については前記③以降が異なり③法案の政府提出、④政府における審議と制定ということになる。

## (1) 立法計画の策定

ヴィエトナムでは、法律等については、国会期間(5年間)に合わせ5カ年立法計画を 策定し、それに基づきその時々の要請に合わせ1年ごとに次の年度の立法計画を策定する。 また、政令レヴェルでは、1年ごとに立法計画を策定、半年、四半期、1か月ごとに見直 していくことになっている。その詳細に関しては、以下で検討する。

#### ① 5ヵ年立法計画:

ヴィエトナム憲法第84条第1項では、国会の権限として「法律及び試行的法律の制定

計画を策定する」ことが規定され<sup>53</sup>、前記憲法の第84条に基づき、法規範文書制定法第 22条で以下のように規定されている。

- i) 立法提案の権限ある者(各省,機関,国会議員)が立法趣旨等を沿えて特定の法律等の法案を国会常務委員会及び政府に提出する。なお,法規範文書制定法の施行細則である政令第101号では各省の法律等の提案はその分野に権限を有する省庁が国会期間中の最終年(5年目)の7月15日までに司法省及び政府事務局に提案することとされる。
- ii) 政府は上記提案に基づき,政府にその権限のある法律等について暫定立法計画を策定し,他の機関及び国会議員から提案された法律等についてコメントを与え,右を国会常務委員会に提出する。政令第101号では次のようにその詳細が規定されている。上記期日より10日以内に司法省は政府事務局と協同の上,暫定立法計画を策定し,当該暫定立法計画を各省に送付する。各省は受領した日から7日以内に当該暫定計画に対しコメントがある場合には書面で回答し,そのコメントに基づき司法省及び政府事務局は首相の指示に従い適宜修正を行い,8月に開催される閣僚会議の審議に付される。他方,政府及び各省の権限内にない法律等に関しては,政府事務局がそれを取りまとめ,司法省に送付する。司法省は受領の日から7日以内に書面にてそのコメントを政府事務局に送付する。右コメント及び政府事務局内における検討に基づき,政府事務局は右提案に対する政府コメントを作成する。
- iii) 国会常務委員会提出後,国会法務委員会において政府による暫定立法計画及び政府 コメントが付された立法提案につき国会内にある他の委員会と調整のうえ精査し,国 会常務委員会に提出,国会法務委員会はこれらの結果に基づき,立法5ヵ年計画を策 定し、審議のために国会に提出する。
- iv) 当該立法計画は国会期間(5年間)の第一回国会で審議され、国会決議として制定される。
- ② 年次立法計画:

基本的な策定過程は上記5ヵ年立法計画と同様であるが,以下の点について,若干5ヵ年計画と異なっている。

- i) 法規範文書制定法第22条第6項では、当該立法計画の制定時期は本年度国会の最終会期に次年度の立法計画に対する決議を行うこととされる。
- ii) 年次計画への各省庁提案は、各省庁大臣及び各省庁級機関の長により決定のうえ、立法趣旨、提出期限、草案に必要な条件書等を沿えて前年の7月17日までに司法省及び政府事務局に提出される。
- ③ 政府決議・政令制定計画:

ヴィエトナム憲法及び政府組織法の中に、その権限に関する規定はあるものの54、そ

<sup>53</sup> 国会法第2条第1項でも同様

<sup>54</sup> 前述「政令」の項参照

の具体的な規定は権限範囲、制定方法を含め法規範文書制定法による。

法規範制定法第59条では、法律、国会決議その他上位の法規範文書の実施確保のために、政府は政令・決議に関する四半期、半期、年次計画を策定し、必要に応じ右計画を修正するとされ、その計画制定手続の詳細は以下のとおり政令第101号に規定されている。

- i)各省庁等は立法趣旨,制定期限,当該政令の実施計画を沿えて,前年の10月15日までに政府事務局と司法省に政令等制定に関する提案を行う。
- ii)上記提案に基づき,政府事務局は四半期,半期,年次政令制定計画を策定し審議のために政府に提出する。具体的には,上記期日から10日以内に政府事務局は司法省と協同の上,政府暫定計画を作成,当該暫定計画を各省に送付する。各省は受領した日から7日以内に当該暫定計画に対しコメントがある場合には書面で回答し,そのコメントに基づき司法省及び政府事務局は首相の指示に従い適宜修正を行い,年末に開催される閣僚会議の審議に付される。

#### ④ 制定計画の修正・実施の確保:

他方,立法作業の遅れ,更には政令関係に関しては喫緊の課題に対応することをも目的として,上記立法計画,政令制定計画の年度途中での見直しの手段を確保している。 法規範文書制定法第23条では,必要性が認められた場合,同法第22条の手続に従い国会は立法計画の修正を決定する。本修正は各省庁や国会議員のその修正趣旨を沿えた提案により行う。また,前述のとおり同法第59条の規定により政令等の修正を必要に応じ行うこととされる。なお,詳細な計画の修正手続は以下のとおり政令第101号に規定されている。

- i) 首相の指示,各省庁及び各省庁レヴェルの機関の提案により,司法省は立法計画の 修正案を作成し,政府に提出,政府審議の後国会常務委員会に提出される。
- ii) 政令等制定計画の修正は、首相の指示、各省庁及び各省庁レヴェルの機関の提案により、政府事務局が修正作業を行い、政府に提出される。
- iii) なお,修正立法計画,修正政令等制定計画とも政府事務局より,司法省及び各省庁等に通知される。

立法計画,政令制定計画の実施確保については,法規範文書制定法等法律に明確な規定はないが,政令第101号において,政府の提出した立法計画(したがって,政府に権限のある法案に限定される)の全体に関し政府が監督し,政府事務局は草案作業日程とおりに行われているかどうか進捗確保,司法省はその権限範囲内で草案作業に参加,他省庁は草案作業の監督と作業進捗状況について意見具申を行うこととされる。

## (2) 草案委員会の設置及び草案委員会における検討

前述のとおり、立法計画及び政令制定計画が制定されると草案委員会が設置され、それを中心として草案作業が行われることとなる。以下では、草案過程の詳細を概観し、草案のメカニズムを明らかにする。

## ① 草案委員会の設置:

法規範文書制定法第25条では法律,試行的法律に関し,第60条では政府決定,政令に 関する草案委員会の設置が規定されている。

i)法律,試行的法律,国会決議,国会常務委員会決議の場合,当該法律等に関する提案を行った機関が草案委員会を設置し,当該法律等の及ぶ範囲が多岐事象にわたる場合,国会常務委員会が自ら国会に法律を提出する場合には,国会常務委員会が草案委員会を設置する。また,国会内の各委員会,国会議員が試行的法律の制定に提案を行う場合には,国会常務委員会が提案機関等の提案を受けて草案委員会を設置する。この草案委員会は,草案権限を付与された機関の長を委員長として,各関係機関の代表からなり,当該機関は,草案の作成期限,質に対し責任を負うこととされ,関係機関として草案委員会に参加する機関はその専門性に基づき書面にてコメントを作成する。特に政府から提出される法案に関しては,政令第101号に更に詳細に定められている55。すなわち,政府は草案権限を有する機関に対し草案委員会を設置する権限を与え,当該草案権限を有する機関が関係機関からなる代表者で構成される草案委員会を設置する。草案委員会委員長は草案権限機関の長がこれを行い,草案委員会設置後委員長は委員会の下に草案作業部会を設置する。

実際の草案権限機関の決定に関しては、上述した立法年次計画策定後直ちに行われることになっており、国会常務委員会は、立法年次計画が国会において制定された後、直ちにその立法計画上に記述されるすべての法律、試行的法律に関し草案権限機関、関係機関、レビュー機関、レビュー関係機関を指定し、それに関し委員会名で決議を行う。なお、上述レビュー機関及びレビュー関係機関というのは、国会内における各委員会のことであり、通常はそのいずれかに国会法務委員会が入ることとなる。他方草案権限機関に関しては、各省庁等の権能に応じその役割分担がなされている。

この草案権限機関で特筆すべきことは、第1点として司法省は必ずしもすべての法律等の草案に対し参加するというわけではないということである。例えば、外国投資法に関しては計画投資省が草案権限機関となり関係機関としては財務省のみが指名されている。もっとも後述するように司法省は日本における内閣法制局的な権能も有していることから、たとえ草案そのものに携っていない場合においても、すべての草案作業に二次的にではあるものの参加することになる。

第2点としては、特に組織法に関する草案権限機関を概観するとヴィエトナムの統治機構の特徴が見えてくるのである。まず国会組織に関することは国会が、裁判所、検察院関連はそれぞれ最高人民裁判所、最高人民検察院が草案権限を有し、それ以外に関しては人民評議会、人民委員会に関する事項も含め政府人事委員会がこれを行うこととなっているのである。すなわち最高人民裁判所、最高人民検察院が政府と同等

<sup>55</sup> 本政令の規定は、その一部は法規範文書制定法の改正により、直接法規範文書制定法により規定されることとなった。

ないし政府から一定程度独立した機関であることを示すと同時に,日本の自治省にあたる省庁がヴィエトナムには存在しないということもあろうが,この権限分配を概観する限りにおいては,政府の人民評議会,人民委員会への関与は極めて強いといえる。

他方,実際に草案権限機関となった機関がいかなる手続により,草案作業部会を設置していくか,更に具体例に基づき検討を行う。

まず、最高人民裁判所の例を概観する。最高人民裁判所は倒産法の起草権限機関と されており、この倒産法は99年の立法計画に盛り込まれたが、その下で99年3月に右 立法計画の実施のための草案責任機関に関する権限指定に関する国会常務委員会決議 を受け、最高人民裁判所が長官名で決定を行ったものである。

まず、最高人民裁判所は当該決定を行う前に国会常務委員会の決定において指定された「関係機関」、この場合は司法省、計画投資省、財務省に対し、公文書を送付し各機関からの草案委員会、草案作業部会に対する候補者推薦を依頼した。各機関は右依頼に基づき、候補者を選定し最高人民裁判所に返答、この返答を受け実際に最高人民裁判所内で草案作業を行う司法科学研究所が草案委員会、草案作業部会のメンバーを最高人民裁判所長官に提案した。以上の手続の後最高人民裁判所長官は決定を行ったが、そのメンバーの構成は、草案委員会4名(最高人民所長官、司法省次官、財務省次官、司法科学研究所長)、草案作業部会12名(うち最高人民裁判所7名、司法省2名、計画投資省1名、財務省2名)からなる。

なお、本決定によれば、草案委員会は調査、ワークショップの開催、必要情報・書類の収集を行う責任を有し、書類の翻訳、社会調査、ワークショップ、聴聞等に要する経費に関し国家予算ないし海外からの支援を利用する権利を有することとされる。

他方,政府提案の法規の場合に関しては,2001年に制定された1991年7月1日以前に建設された住宅で渉外的要素を有するものの取引に関する国会決議草案に則し,以下その具体例を見てみようと思う。

同決議は2001年の立法計画に記載され、その立法計画に基づく草案権限等の配分に関する国会常務委員会決議によれば、草案権限機関が司法省とされた事例である。右決議では、関係機関として建設省、最高人民裁判所、最高人民検察院、外務省となっている。上述倒産法の場合と同様、草案権限機関に指定された司法省は建設省、最高人民裁判所、最高人民検察院、外務省に対し、公文書(Official Letter)を送付し、草案委員会のメンバーの推薦と草案作業部会のメンバーの推薦を依頼した。当該推薦に基づき、司法省は1991年7月1日以前に建設された住宅で渉外的要素を有するものの取引に関する国会決議の草案委員会設立に関する決定を制定した。決定内容は、草案委員会のメンバー(司法大臣を長として各機関の次官級からなる)及びその添付資料として司法省民商事局長を長とする草案作業部会のメンバーが確定されているほか、すべての草案手続は政令第101号の規定に基づくことが定められている。

最高人民裁判所の草案委員会設置に関する決定と司法省の決定との間の大きな相違 点は前者では決定自体に相当程度草案手続に関する部分が記載され(例えば、草案委 員会が何をしなければならないかなど),後者にはそれらの規定はないということである。政令第101号は政府政令であり、当然ながら、政府原案の法案に関しその制定手続を定めているものであって、国会直属でありヴィエトナムの国家組織上政府と並列関係にある最高人民裁判所は政府組織ではないため、政令第101号の権限範囲外にある。したがって、後者では第101号が直ちに適用されるため、草案に関する詳細な手続に関する規定を置く必要がない。もちろん、極めて簡潔な手続に関しては先に述べたように法規範文書法そのものに規定されてはいるが、政府組織でない機関が草案責任機関となる法案に関してはその草案手続にかなりのばらつきがあることが考えられる。

他方,上記政府草案の場合における現実の手続を検討すると,政令第101号第14条第1項及び第2項を概観すると、手続的にはまず、政府が草案権限機関に指定された省庁等に対し、草案委員会設置に関する権限を与え、その権限委譲をもって草案権限省庁等は草案委員会及び草案作業部会を設置することとなっているが56、上述のとおり政府の司法省に対する草案機関設置権限の委譲は行われず司法省はその設置に関する決定の根拠として、法規範文書法関連条文、政令第101号14条、司法省の機能、義務、権限及び組織に関する政令、2001年の年次立法計画に係る決議に基づくとしている。もちろん、国会決議は政府の決定の上位規範であり、国会決議により既に草案権限機関に対する授権がなされたと解釈できないこともないが、政令第101号に明確な規定がある以上、新たな授権が行われないことが意味することは、政令第101号でさえも、必ずしも適切に履行されていないということである。実態上問題が生じることはないにせよ、当該規定は形骸化している。

ii) 一方,政令等の場合には,政府が政令等の草案権限機関を決定し,当該草案権限機 関が関係省庁等と協議の上,草案委員会を設立する。ただし,政令のうち,上位法規 の実施細則に当たるものでない種類の政令の場合<sup>57</sup>には,政府が自ら草案委員会を設 立することとされる。

なお、政令第101号では政府部内の詳細手続は、法律、試行的法律の場合と同様である。しかし、政令第101号で政令草案権限機関につき規定した部分に関しては以下のようにされている。

第一に、政令等であって前述のとおり政府自らが草案委員会を設立するとされる種類の政令に関しては、法律及び試行的法律の場合と同様、政府は草案権限を有する機関に対し草案委員会を設置する権限を与え、当該草案権限を有する機関が関係機関からなる代表者で構成される草案委員会を設置することになっている。

第二に、政令等であって法律等の施行細則的ものであることから、法規範文書制定 法上政府が草案権限機関を決定することとされているものに関しては、政令第101号で

<sup>56</sup> 実際には政令第101号第14条は「法律及び試行的法律」の場合に関する規定であるが、本国会決議 は第14条の範囲内で行われており、法律、試行的法律の場合も同様

<sup>57</sup> 前記1. (2) ⑧政令:政府参照

同種の規定がなされている。

すなわち、政令第101号では、確かに上記第一の点に関しては政府が自ら草案委員会を設置する場合を除くという例外規定は設けられているが、基本的には、いかなる政令に関しても政府の授権行為により、各省庁等が草案委員会を設立することになっているのである。したがって、ここで特記すべきことは、法規範文書制定法の立法趣旨が確保されているのか否かという問題である。すなわち、同法上は二つの種類の政令をその趣旨の違いから、立法手続についても明確に峻別し、草案権限に峻別を行っているのだが、政令第101号でその趣旨が確保されず、政府の授権行為によりすべては関係各省庁が草案権限を有することにしているのである。とはいえ、法規範文書制定法上はあくまでも政府にその責任があるため、たとえ政府が各省庁に草案権限を授権したとしても法律上政府が草案権限機関としての責任を免れるわけではなく、実質的な問題は生じないとも考えられる。

その他法規範文書に関しては、法規範文書制定法上以下のように規定されている。 首相決定、指示に関しては、首相が草案委員会の設立を指示し<sup>58</sup>、各省庁の指示、 通達等は関係省庁の大臣が草案局を指示<sup>59</sup>、また、協同通達に関しては、同通達に関 連する省庁等の協議、合意の上に第一草案権限を有する省庁等を決定し、その省庁等 が草案を行う<sup>60</sup>。

② 草案委員会における検討-国会等への提出まで

草案委員会が設立されると具体的な草案作業に入ることになるが、法律等の草案にかかる基本的な流れは以下のとおり。

- i)草案委員会において、実際に草案作業を行う際に以下の作業を行うこととされる<sup>61</sup>。
  - イ. 現行法の実施状況をレビュー、現行法の評価、法律実施状況調査
  - ロ. 関連書物に関する研究
  - ハ. 草案の概要及び草案自体の作成
  - ニ. 草案に対する関係機関、利害関係者等からのコメントの収集
  - ホ. 草案に関する報告書の作成,この報告書には立法趣旨,適用範囲,主要内容を明記するとともに,更なる意見が必要な項目,意見が分かれている項目を明確にしておく。
  - へ. 施行細則的法規範文書の作成に関し、関係機関と調整する。
- ii) 他方,草案権限を有する機関は草案委員会に対しその方向性を指示し,関係機関に対する情報,関連書籍の提供を依頼する<sup>62</sup>。関係各機関のコメントに関しては,各省

<sup>58</sup> 法規範文書制定法第65条

<sup>59</sup> 法規範文書制定法第66条

<sup>60</sup> 法規範文書制定法第74条

<sup>61</sup> 法規範文書制定法第26条

<sup>62</sup> 法規範文書制定法第28条。なお、旧法では、草案権限機関の草案作業に従事する権能が大きかった(例えば、実際に草案権限機関自体が草案に対し、コメントを与えることや、草案に必要な専門家の招へいを行うことなど)が、改正法により、これらの権能はなくなり、草案権限機関は草案作業の大枠に関し、草案委員会を指示していくという方向となった。

庁等はその権限範囲において書面にてコメントを与える<sup>63</sup>ほか,ヴィエトナム祖国戦 線も草案に対するコメントを付する権限を有するとされる<sup>64</sup>。

また、政府以外の機関、国会議員が提出する法案等に関しては、国会開催の45日以上前までに、国会常務委員会の制定する法規範文書に関しても常務委員会開催の少なくとも40日以上前までに政府にコメント付与のために提出しなければならないこととされる<sup>65</sup>。政府が提出権限を有する法律等に関しては、政令第101号に更に詳細に規定されている。すなわち、草案権限を付与された機関は、改正草案を関係各機関に送付、当該機関は7日以内に当該機関の長の名のもとに書面にてコメントを作成、草案権限機関に送付し、当該草案権限機関は右コメントを踏まえた上で、草案を改正し、最終草案が確定した後に政府事務局及び司法省に送付することとなる。

- iii) 政府原案の法案で司法省が提出を受けた法案に関しては、司法省はその合憲性、法 的統一性に関する評価を行う。司法省が直接の草案担当機関となる場合には、評価委 員会により当該評価を行う<sup>66</sup>。
- iv) 草案権限機関で草案がなされた後は、国会(試行的法律の場合は国会常務委員会) に提出する前に、国会会期の30日前までに(試行的法律の場合は常務委員会協議開催前20日まで) に国会民族評議会及び国会内の各委員会に提出、そこで検討されることとなる<sup>67</sup>。国会常務委員会自身が草案権限機関である場合は国会が、国会内各委員会が草案権限機関となる場合には国会常務委員会が国会内における草案検討機関を決定する。また、国会法務委員会も検討機関として参加し、合憲性、適法性、法的統一性を評価する<sup>68</sup>。

当該検討機関における検討は草案すべてについてなされるが、特に立法趣旨、党の政策との整合性、合憲性、適法性、法的統一性、草案手続の遵守状況、草案の実行可能性に着目し、検討がなされる<sup>69</sup>。国会(ないし常務委員会)に対し、意見具申のために提出された草案については、検討機関は暫定的な検討を行い、制定のために提出された草案に関しては正式な検討を行う<sup>70</sup>。

政府が草案権限を有する草案の場合,当該草案が政府案として国会に提出される前にその提出の可否を検討することを主眼として,政府内で検討・評価がなされることになっており,その詳細に関しては政令第101号に以下のように規定されている。なお,

<sup>63</sup> 法規範文書制定法第29条

<sup>64</sup> 法規範文書制定法第30条

<sup>65</sup> 法規範文書制定法の改正により、政府提出法案以外の法案の取扱いが明確化された。すなわち、 旧法では、政令第101号に規定される以外は、それら法案と政府との関連が規定されていなかったが、 今次法改正により、それらの法案も政府に確実に提出されることが、義務付けられたのである。

<sup>66</sup> 法規範文書制定法第29条 a。今次改正により、以下に述べた政令第101号の規定が法律化された。

<sup>67</sup> 法規範文書制定法第32条,第33条

<sup>68</sup> 法規範文書制定法第32条

<sup>69</sup> 法規範文書制定法第34条

<sup>70</sup> 法規範文書制定法第35条

政府部内で検討・評価が行われる草案には政府が草案権限を有さない草案も含まれるが、この場合は当該草案に対する政府としてのコメント付与のための検討となる。

- イ.政府事務局は草案権限機関と協同の上,関係各省庁等の代表者との間で草案を説明する協議を開催し、関係各省庁等は協議後7日以内に書面にてコメントを作成,草案権限機関,政府事務局,司法省に送付する。
- ロ. 草案権限機関は当該コメントを精査の上草案を修正し、関係書類(書面による評価申請書、法案の趣旨説明、最終法案、法案の注解を各10部)とともに評価のために司法省に送付する。草案権限機関から司法省への送付期限は閣議開催の20日前までとなっている。
- ハ.司法省は関係書類受領後,直ちに法案の評価に入る。この法案評価には必要に応じ弁護士,科学者,特定分野に関する専門家を招へいし共に評価を行う。この司法省における評価は,立法趣旨,適用範囲,実行可能性,法文の適否,合憲性,適法性,法的統一性を評価する。法案自体が両論併記となっている場合には,司法省は自身の意見及び解決法を提案する。また司法大臣は必要に応じ評価委員会を設立するが,特に司法省自身が草案権限を有する法案に対しては,司法大臣は政府事務局及び関係各省庁等からの代表者の参加による評価委員会を設立する。閣議開始の5日前までに司法省は評価結果報告書を草案権限機関及び政府事務局に送付,司法省が草案権限機関になる場合には評価委員会は閣議開始の5日前までに政府事務局に提出する。
- 二. 上記法案評価を受けた草案権限機関は、必要書類一式(法案趣旨説明書、法案、司法省(ないし評価委員会)評価書、各省庁等のコメント)を政府に提出する。
- ホ.政府は、上記必要書類の提出を受けた後に、政府事務局において必要手続、法案 内容に関する検討を行う。政府事務局は、各省庁等との意見が分かれる点が存する 場合には、まず首相の指示を仰ぎ、司法省を含めた関係機関からなる協議を行う。 その後、既に関係省庁間で合意された事項、意見の分かれる事項を明確にし、政府 に対し提出する。
- へ. 他方,政府が草案権限を有さない法案に関しては,政府はコメントを付すのみであるが,その場合には,草案権限機関(この場合は政府の下にある関係各省庁以外),ないし,国会議員等から法案が送付されてきてから2日以内に政府事務局は関係各省庁に当該法案を送付する。司法省は政府が草案権限を有する法案と同様な評価を行い,他の省庁は自己の権限範囲内の事項に関し,書面によるコメントを政府事務局に送付する(司法省の評価は10日以内に行う)。政府事務局は,司法省の評価書,各省庁のコメント等を取りまとめ,政府コメント作成検討のために首相に提出する。

以上より、草案委員会等を中心とした国会提出までの草案過程を概観したが、特に以下の諸点が注目される。

まず第一点として、草案委員会と草案権限機関の関係である。旧法では、草案委員会

と草案権限機関の両者の関係が必ずしも明確でなかった。例えば、同法第26条では草案委員会が、関連書類に関し調査・検討を行うこと、及び関係各機関からのコメントを収集すること、などが規定されており、他方、同法第28条では、草案権限機関が関係各機関からの関連書類、情報の提供依頼を行い、草案に専門家の参加を依頼すると規定されていた。一つの考え方としては、対外的な関係は草案権限機関がこれを行い、それに基づき実質的な作業を草案委員会が行うというデマケージョンも考えられないわけではないが、それぞれが完全に明確に分担されているというわけでもない。いずれにしても、法規範文書制定法上は草案に係るより具体的なメカニズムが明らかになっていなかった。この点に関し、改正法では、草案委員会の草案作業を対極的に指示していくというものとしての草案権限機関の位置付がなされており(前述のとおり、草案権限機関の専門家招へい義務、コメント義務などが削除された)、ひとまずの解決を見ている。

第二点として、先に述べたとおり、政府の提出する法案の場合にはどのように関係各機関からコメントを収集したり、法案に対する意見を取りまとめたりするかに関する手続が政令第101号に規定されているが、旧法では、政府案以外の法案に関しては、このような手続の詳細を規定する法規範文書は理論的に存在しなかった。改正法では、政令第101号の規定を法文化することで、政府提出以外の法規範文書についての国会(ないし国会常務委員会)提出前の政府の関与がとりあえず、規定されることとなったのである。

しかし、それでもなお依然として次のような問題が残っている。すなわち、政府以外の機関が草案権限機関の具体的な草案手続である。法規範文書法上、各法規範の定義によれば、法律、試行的法律の施行細則と明確に定義されているのは、「政令」のみであり、その他の上位法規範文書の権能に関する定義の中には施行細則的な権能を記述したものは存在しない。他方、政令に関して言えば、政府の場合には、法律の施行細則として位置づけがなされる「政令」により詳細を決定することが可能であることは言うまでもない。しかし、政府以外の機関が草案権限機関となる場合に関しては、当該機関は政府の下に存するわけではなく政府と同等か政府より上に存する場合であることから、政府がその権限により詳細な手続きを規定していくことは政府の権限を越えることになるため、当然に政府が規定する政令等が存在しない。したがって、理論的には、法規範文書の制定過程について詳細に規定した政令第101号の諸規定は、例えば最高人民裁判所、最高人民検察院などには及ばないこととなる。したがって、それらが草案権限機関となる場合には、それら機関の通達等によることになろうが、これらはその機関が独自に制定できる種類の法規範文書であるため、それぞれの場合により法制定過程が異なるということになる可能性はある。

第三点として、政府提出法案の場合のあいまい性である。政府提出法案の場合、同法 第29条により政府の総体として法案を検討、審査することとされており、直接的に草案 委員会を設立するか否かに関する規定は法律上在していない。前述のとおり、同法では 例えば立法計画として政府がその主体となっており、政府の下にある各省庁は視野に含 まれていないのである。

このことから、まず第1の解釈としては、政府法案の場合には同法第25条から第28条の「草案委員会及び草案権限機関」の草案作業に関する規定の適用はなく、第29条により「政府総体」として草案権限を付与され、それが政令第101号により具体的な手続として規定されている、という考え方である。この場合、前述のとおり、結果的には法規範文書制定法と同様に、政府は権限省庁に草案委員会の設置権限を与えるとされており、草案権限機関が実際の草案委員会を設置するということで同様の結果となるものの、法律上はあくまでも政府が権限を有するというということになる。ここで問題となるのは、その場合政令第101号で設立される「草案委員会」と法規範文書制定法上の「草案委員会」は同様のものか否か、ということであるが、これは、政令第101号がその第15条において、「草案委員会は法規範文書制定法第26条(草案委員会の権限、責任の規定)を遵守しなければならない」と規定しており、少なくとも実務上齟齬が生じるというものではないと考えられる。しかし、あくまでも、これは政令第101号による「草案委員会」であって法規範文書制定法に定義される「草案委員会」ではないということに留意する必要があろう。

他方、第2の解釈としては、各省庁も「草案責任機関」となり、それらはすべて法規 範文書制定法の規定(例えば、第26条の草案委員会に関する規定など)の適用を受ける ということがあり得るというものである。すなわち、この場合基本的には当該責任省庁 が担当する法案の提出に関する責任を持ち、同法第28条に従い、草案委員会への指示や 法案提出の可否の検討などを行うこととなる。しかし、ここで一つ問題となるのは、同 法第29条との関係である。すなわち、前述したとおり第29条では、特に政府提出の法案 に関し、当該法案を政府として審査し、政府として国会への提出を判断する、とされて いるのである。したがって、第28条との関係で考えると、草案権限のある省庁が単独で 行うことができそうに読める同条と政府が提出権限を有すると明確に規定される第29 条との関係が非常に分かりにくくなっているのである。もちろん、草案権限機関に関す る一般規定を第28条と考え、特に政府(及び政府の下にある省庁)草案の法律等に関し ては別途特別規定として第29条を設定しているという解釈も成り立ち得る。すなわち, 政府以外の機関が提出する法案に関しては、その機関単独の決定により国会に法案を提 出することが可能であるが、各省庁が法案の国会提出を決定した後にも(または、同時 並行的に)政府はその法案に対し検討を行い、最終的には政府がその提出の有無を決定 する。この場合には,仮に草案権限機関とされた省庁が国会への提出を決定したとして も、政府として当該法案を提出しないことを最終的に決定することも可能になるのであ る。

第3の解釈としては、そもそも政府が提出する法案の場合には、いわゆる草案権限機関はすべて政府となり、政府が草案権限機関として草案委員会を設置(ただし、政令第101号の規定により、政府は草案権限機関に対し草案委員会の設置権限を与えるとされており、右規定により事実上、責任機関となる省庁が草案委員会を設置することとなる)

するというものである。これは第1の解釈と類似しているが、異なる点は、政府原案の場合に草案委員会を誰が決定するかという点にある。すなわち、第1の解釈では、第29条によりその草案委員会設置等草案手続も含め、政府原案の法案に関しては、政府にその権限を委任するというものであり、政府はその権限範囲内で政令第101号により、草案委員会の設置に関する手続も含め、詳細に制定するということであり、本解釈では、第29条により政府が草案委員会とされるというものである。この場合には、例えば上記のような第28条と第29条の関係はより明確であり、結局、第29条は第28条に関し、政府草案の場合の政府の権限をより詳細にしたという意味で両者の関係は特に齟齬が生じないこととなる。しかし、このように解釈した場合に、政令第101号第14条第1項で「政府は草案権限機関に対し草案設置権限を与える」とされており、実態的には政府はその権限を各省庁に委譲しているということになる。とはいえ、第29条により最終的には政府が責任を持つことになることから問題が生じることはないと考えられる。

上記のように3つの解釈が考えられるが、実際にはどうなっているのだろうか。法文 上は必ずしもはっきりしないし、また前述したとおり法律に対する解釈権を唯一有する とされる国会及び常務委員会も右に関する解釈を行っていないので、実際上どのように しているかを検証することが一つの解答になり得るのである。

既に述べたが、単年度の立法計画が作成され国会で承認を受けるとそれに基づき、国会常務委員会が責任機関に関する決議を行うが、例えば、2001年の当該議決を見てみると上記に関する形式はとりあえず分かるのである。すなわち、本決議では「草案委員会」という明示的な記述はないものの、「法案提出機関」に関する権限付与を行っている。特に政府原案の場合には、「草案委員会の設置」の部分で述べたように、「草案権限機関」は各省庁となっているものの、「法案提出機関」はすべて政府となっている。したがって、法規範文書制定法第25条の規定にかんがみて、法案提出機関すなわち政府が草案委員会の設置を行う必要があるということになる。このことから少なくとも上記第2の解釈はあり得ず、第3の解釈に近い方向で考えられているのであろう。ただし、実務上は政令第101号第14条に規定したごとく、政府が草案権限機関に対し草案委員会設置権限を与えるという規定は、明示的には行われておらず、年次立法計画とそれに付随する法案提出機関等の決定に関する決議をもってして、政府から各草案権限機関に黙示の権限委譲が行われていると解釈すべきであろう。

第四点として、日本における内閣法制局的な役割を担う司法省の役割である。2002年 の法規範文書制定法の改正では、前述のとおり、政府原案に関してはすべて司法省が法 的統一性、合憲性等を審査するとの政令第101号の規定が法律上明確化され、政府原案 以外の法案に関しても、第29条第3項に加え、政府がコメントを行うための政府への提 出手続が明確になった。いずれの場合についても、法案の国会提出前の審査に関する司 法省の役割は、非常に重要となっている<sup>1</sup>。特に、司法省が直接的に審査を担当する政府原案の法案については、下表に示したとおり政府原案による法律がその大半を占めている状況からみて、司法省の立法過程における役割は極めて重要であるということが言える。

(%)

				( /0 /
責任機関\年度	1998年	1999年	2000年	2001年
政府	65 (83%)	26 (89.6%)	30 (83.3%)	31 (75.6%)
最高人民裁判所	4 (5%)	1 (3.4%)	2 (5.6%)	4 (9.7%)
最高人民検察院	3 (4%)	1 (3.4%)	1 (5.6%)	2 (5%)
その他	6 (8%)	1 (3.4%)	3 (8.3%)	4 (9.7%)
合 計	78	29	36	41

- (注) 1. 上記は法律, 試行的法律の合計
  - 2. 国会における制定だけでなく審理も含む

上表にもあるとおり、毎年司法省は法律、試行的法律だけで数十にもなる法案を審査する必要があり、これ以外に法規範文書制定法により政府の制定する政令等に関しても審査を行う必要があるのである。この法規範文書の数は上記法律、試行的法律の数をはるかに上回り、2000年度だけでも350を超えている。このことから、実態上法規範文書に定められた司法省の審査が適切に行える状況にあるかどうか、疑義なしとはしない。先に述べたが、法規範文書の政府における施行令である政令第101号でさえも、第1条の「法規範文書」の定義に関し、その一つの要件として「法規範文書制定法に規定された手続に従い中央国家機関により制定されたもの」という定義がなされており、人民評議会、人民委員会の制定した決議、決定、指示をも法規範文書として定義する法規範文書制定法との整合性がとれていない。本政令は政府部内の手続を定めたものであり、その意味から言えばその適用範囲は政府関連組織に限定されることから、本政令自体が

本件のような問題は、単純な法規範文書起案の問題であり、特にその基となる法律との整合性はもっとも重点を置かれるべき問題であるものの、それが必ずしも適切にはなされていないことが現状である。したがって、政府及び各省庁の法案作成及び司法省の評価能力には一定の限界があることを認めざるを得ない状況にある。

「中央国家機関の定める法規範文書」に限定することには、特に問題はないが、問題は 本政令の適用範囲であり、それが本政令には正しく規定されていない状況にあるのであ

る。

<sup>71</sup> 後述するが、国会内でも各委員会で再度法案の審査が行われることとなる(法規範文書制定法第 32条以下)。

- (3) 国会提出と国会各委員会における検討
  - ① 国会各委員会における検討

上記のとおり、政府及びその他の機関から国会に法律、試行的法律の法案が提出されると国会常務委員会に提出される前に、民族評議会・国会各委員会において法案についての検討が行われることになるが、その詳細は法規範文書制定法第32条から第35条において以下のように定められている。特に2002年の改正法では、国会法務委員会の権限・責任が明確化されている<sup>72</sup>。

- i) 法案提出責任機関は法律の場合は国会会期の30日前,試行的法律の場合は常務委員会会期の20日前までに国会内評価機関に法案を添えて趣旨説明書を提出する。
- ii) 評価機関は民族評議会と関係各委員会であり、常務委員会による法案提出の場合は 国会が評価機関を定め、民族評議会ないし国会各委員会が法案提出の場合は国会常務 委員会が評価委員会を定める。特に後者の場合については、国会法務委員会が評価に 参加、合憲性、合法性、法的統一性に関する検討を行う。
- iii) 評価機関は法案提出機関に対し、法案の趣旨に関する報告書を提出、必要に応じ法 案提出機関と共に社会調査を行う。評価対象は以下のとおり。
  - イ. 法案制定の必要性, 規制の目的, 範囲
  - ロ. 党の方針・政策との整合性, 合憲性, 合法性, 法的統一性
  - ハ. 草案作成手続の遵守状況
  - ニ. 法案のフィージビリティ
- iv) 意見具申のために提出された法案については、評価機関により暫定的な評価を、制定のために提出された法案については本格的な評価を行う。評価機関は正式評価の場合にはすべての当事者からなる協議を召集する。

国会内における評価委員会は年次立法計画の後に出される法案提出機関等に関する国会常務委員会決議により定められていることは既に述べたとおりであるが、当該決議では評価責任機関、及び評価補助機関が任命されている。例えば、2001年第一回国会で審議された刑事訴訟法改正については、評価責任機関は法務委員会、評価補助機関は民族評議会その他委員会とされている。また、人民裁判所組織法に関しては、評価責任機関は法務委員会、評価補助機関は国防委員会、治安委員会とされている。

しかし、ここで特筆すべきことは、法規範文書制定法では明確に当該評価は「民族評議会及び国会関係各委員会により評価される」<sup>73</sup>とされているにも関わらず、実際には上述のとおり法案によって民族評議会が評価に参加する場合、参加しない場合が存していることである。民族評議会の参加は法律で定められているため、所与のものとしてあえて国会常務委員会決議に規定する必要がないとの解釈もあり得るが、法案によっては

<sup>72</sup> 法規範文書制定法第34条 a。国会法務委員会は、国会各委員会、国会議員の提出する法案に対する審査、草案作業への直接的参加が明確化されている。

<sup>73</sup> 法規範文書制定法第32条

右決議に「評価機関」として規定されていることから、必ずしもそうでもないように見える。仮にそうではないとすると、右決議は上位規範である法規範文書制定法の規定を 逸脱しているという解釈も成り立ち得るのである。

② 法案に対する国会常務委員会による意見付与

上述のとおり、民族評議会及び国会各委員会による法案評価が行われると、国会提出 前に国会常務委員会において最終的な意見付与が行われる。本件は、法規範文書制定法 第36条から第38条までに以下のように規定されている。

- i) 法案提出機関は、国会常務委員会に対し委員会開催の20日前までに暫定的な評価の ために関係書類一式と法案を提出し、同開催の7日前までに国会各委員会による評価 書を沿えて関係書類一式と法案を国会常務委員会に提出する。
- ii) 法案が提出されると国会常務委員会内での検討が行われるが、その法案への検討は 必要に応じ、以下の手続に基づき1回ないし数回行われる。
  - イ. 法案提出機関の代表がその趣旨説明や法案内容に関する説明を行う。
  - ロ. 評価機関の代表が法案評価に関する説明を行う。
  - ハ. 関係機関の代表が意見を述べる。
  - 二. 常務委員会委員による協議を開始する。
  - ホ. 常務委員会委員長が結論を行う。
- iii) 法案提出機関は上記常務委員会コメントに従い、法案の修正を行う。仮に提出機関 として常務委員会と意見を異にする場合には、当該意見を国会に提出し、国会におけ る審議を受ける。

#### (4) 法案に対する聴聞

ヴィエトナムでは、法案が最終的に国会にかけられる前に、一般民衆からの聴聞及び国会議員に対して聴聞機会が与えられている。なお、正式な聴聞機会としてではないが、改正法規範文書制定法では、草案作成の際に個人を含めた関係者から幅広く意見を聴取することが義務付けられている<sup>74</sup>。

# ① 一般民衆の聴聞

- i) 法規範文書制定法第39条では国会常務委員会が必要に応じ、一般民衆からの聴聞を 決定できるとされ、聴聞内容、方法、期限に関しても国会常務委員会が決定する。
- ii) 一般民衆は自己の所属する機関を通じ、国会事務局、草案機関に対し、直接または

<sup>74</sup> 法規範文書制定法第3条等。同法第62条(改正)によれば、政令等政府が制定する法規範文書に関しても、草案作業中に必要に応じマスメディア、インターネット等を通じて一般市民の意見聴取を行うことが規定されている。これらの規定は、特に2000年に合意され2001年に両国で批准された米越通商協定の規定のうち、第6章第3条の規定に基づくものである。すなわち、同条では、米越通商協定に関連する諸規定に関し、法規範文書を制定する場合には可能な限り関係者、影響を受けるものからのコメントを求めることが義務付けられているのである。

書面により意見を提出,ないしマス・メディアを通じ意見を述べる™。

- iii)ヴィエトナム祖国戦線、国家機関、社会経済団体、人民軍はそこに所属する民衆が 法案等に意見を出す環境整備を行う<sup>76</sup>。
- v)国会事務局が一般民衆からの意見を収集,法案提出機関及び評価機関はそれを検討 し草案の修正に使用した後,国会常務委員会に結果報告を行う<sup>77</sup>。
- ② 国会議員による意見付与
  - i)国会常務委員会が認めた場合には,草案過程で草案は国会議員に送付される。他方, 国会会期の20日前までに法案は国会議員に送付され,送付を受けた国会議員は所属する地方で協議を開催,当該協議結果記録を国会会期の7日前までに国会事務局に送付する<sup>78</sup>。試行的法律に関しても必要に応じ国会常務委員会開催の7日前までに国会及び国会議員に送付され,送付を受けた国会議員は所属する地方で協議を開催,当該協議結果記録を国会会期の7日前までに国会事務局に送付する<sup>79</sup>。
  - ii) 国会事務局が国会議員からの意見を収集,法案提出機関及び評価機関はそれを検討し,それに基づき法案の修正を行う<sup>80</sup>。

上述のとおり、国民に対する聴聞機会は2通りあって、一つは自己の所属する機関を通じて直接的に意見を出す場合と、自己の所属する地方の国会議員を通じて意見を出す場合である。

前者に関しては、必ずしも法律制定の必要条件となってはおらず、国会常務委員会が必要と認めた場合にのみ、一般民衆に聴聞機会が与えられることとなるが、国会議員を通じた意見付与は少なくとも最終草案に対しては必要条件となっているため、地元の国会議員を通じた意見具申の機会は確保されている。

いかなる法案について国会常務委員会がその必要性を認めるのか、必ずしも明らかになっていないが、例えば2001年に行われた92年憲法改正作業については、以下のとおりの手続で行われている。

- i) 2001年度前期国会で憲法改正に関する国会決議が採択されると、国会を中心として 起草委員会が設立され、当該起草委員会では具体的な草案に関する協議のほか、一般 民衆に聴聞の機会を与えるか否かに関する検討も行われた。
- ii)上記検討の結果、憲法改正はすべての人民及び社会に多大な影響を与えることから、 全ての人民による合意が必要であるとの趣旨により、草案委員会は一般民衆へ聴聞の 機会を付与することを決定、以下の手続に基づき行うこととした。

<sup>75</sup> 法規範文書制定法第40条

<sup>76</sup> 法規範文書制定法第40条

<sup>77</sup> 法規範文書制定法第41条

<sup>78</sup> 法規範文書制定法第42条

<sup>79</sup> 法規範文書制定法第43条

<sup>80</sup> 法規範文書制定法第44条

- イ. すべての人民の意見を反映するために、全人民はマス・メディア、人民評議会を通じた意見具申を行うことができる。具体的には、人民評議会、人民委員会、祖国戦線、人民裁判所、人民検察院、司法局、治安局、法律家協会、弁護士協会、その他の機関を通じて行い、いかなる機関が適切かに関しては、その地方の省級人民評議会が決定する。
- ロ. 同時に中央国家機関及び国会議員,党の各委員会,祖国戦線,大学等からに対しても聴聞の機会を与える。
- ハ. 聴聞期間中にハノイ及びホーチミンにおいて憲法改正に係るワークショップを開催,中央,地方の各機関の長がこれに出席する。
- 二. 聴聞期間は1か月半, すなわち2001年8月15日から9月30日までとし,9月30日までに聴聞対象機関は意見を取りまとめの上,草案委員会(すなわち国会事務局)に送付する。
- 本. この聴聞に関し、すべての活動は国会事務局の支援の下、草案委員会がこれを行う。中央国家機関に働く人民の意見は各機関の長が、愛国者、有識者、法律業務に携るもの、宗教者等の意見については祖国戦線が法律家協会と共同の上取りまとめを行い、最高人民検察院、最高人民裁判所、公安省、司法省は地方に至るまで当該分野における意見収集に、ヴィエトナム人民軍政治局は各軍の意見収集に責任を有する。一方、地方における各機関からの意見収集は省級人民評議会が責任を有し、人民委員会、当該地方における祖国戦線、司法局はそれを補助する。また国会議員は自己の所属する地方の選挙民の意見を取りまとめ、国会審議に役立てる。また、マス・メディアは聴聞のために憲法改正草案をそのように紹介するかに関する計画を策定する。同時に個人は草案委員会に対し、直接書面により意見を提出することができる。
- iii) 上記草案委員会の報告を受けて、国会常務委員会は公文書を出し、上記決定が正式 に承認された。

上述の憲法改正は国会を中心とした草案作業であることから若干特殊なケースであろうが、ここから導き出される国会常務委員会の聴聞に関する決定は次のとおりであったことが言える。

第一に,ヴィエトナム憲法の改正手続は日本と異なり,憲法上,国民投票の必要はなく,国会議員の3分の2の承認により改正が可能である<sup>81</sup>。なお,憲法上,同様の手続が必要な事項は他に,国会議員の罷免,国会会期の変更に国会議員の3分の2の承認が必要とされており,その意味からこれら3つの事項は同様に取り扱われている。しかしながら,草案委員会の決定にもあるように,「全ての人民及び社会に多大な影響を与える」ことから憲法改正に聴聞機会を設置することを決定しており,その意味で,当該法律の人民及び社会

<sup>81</sup> 憲法第88条

生活に与える影響ということが決定の基準の一つになっていると考えられる。もちろん, ある特定法規が「人民及び社会に多大な影響を与えるか否か」ということはある種主観的 な判断の問題であり、そこに明確な基準を設定することは極めて難しいと考えられる<sup>82</sup>。

第二に、前述のとおり法規範文書制定法では「国会事務局が聴聞機会を与えるか否かに関し決定を行う」とされているものの、本件手続を概観する限りにおいて、国会事務局の聴聞決定に関する権能はむしろ草案委員会の決定を追認するという形をとっているということである。すなわち、憲法改正に関する限りにおいては、国会常務委員会は聴聞機会付与に関し能動的に検討を行い審査するという役割ではない。もちろん、これがすべての場合に同様の手続により行われるわけではなく、特に憲法改正の場合草案委員会はその委員長が国会議長であり、委員も国家副主席、副首相、その他関係各国家機関の長からなっており、通常の法律の場合に比して極めてその地位が高いものと考えられるため、上記のように常務委員会は単に追認を行うだけであるということも考えられる。

第三に、実際の聴聞手続に関しても、極めて詳細に規定されているということである。 特に、全国民の意見収集のためにヴィエトナムにあるあらゆる国家機関を利用するほか、 国民の意思を反映させるために種々のチャンネルを最大限に活用しているのである。別な 側面から検討してみると,ヴィエトナムにおける国政に対する国民意思の反映メカニズム が見えてくる。まず第一に地元の人民評議会を通じて行われるもの、これは、人民評議会 が地方議会であり地方自治の権能を有するか否かはともかくとして,中央における国会の 地方組織的な権能を有し,人民委員会が国政に関しても重要な意義を有しているというこ とがうかがえる。第二に国会議員を通じた国政参加、これは、国会及び国会議員の位置付 けに関わる問題である。日本では憲法第15条第2項においてすべて公務員は,全体の奉仕 者であって一部の奉仕者ではない、と規定され、同法第43条第1項においても、両議院は、 全国民を代表する選挙された議員でこれを組織するとされている83。一方,ヴィエトナム では憲法第97条によれば、国会議員は後援者だけではなく、国の意思を代表するとされて いるが、同条では更に国会議員は選挙民の監督に服し、国会での審議のために選挙民の意 思を収集、反映させること、また選挙民と緊密な関係を保持し自己の活動及び国会の活動 に関し報告を行うことなどが規定されており、プープル主権的な色彩が極めて強いと言え る。そもそもヴィエトナムは民主集中主義をとっており、国会が国権の最高機関と位置付 けられているが、国会に関してもそれを構成する議員は人民の代理的な立場になっている のである。この問題を突き詰めていくと究極的にはヴィエトナムでなぜ国民に対する聴聞

<sup>82</sup> 憲法改正以外には同様のケースとして99年の刑法改正の場合があり、この際にも広く一般民衆に 聴聞の機会が与えられた。他方、2000年に改正された婚姻・家族法の場合は、同様に広く人民及び 社会に多大な影響を与えると考えられるが、公式に聴聞の機会は与えられていなかった。

<sup>83</sup> 芦部信喜博士によれば、国会議員の政治的代表という意味合いからいえば、議会を構成する議員は、選挙区ないし後援団体など特定の選挙母体の代表でなく、全国民の代表であること、したがって議員は議会において、自己の信念に基づいてのみ発言・表決し、選挙母体である選挙区ないし後援団体の訓令に拘束されないこと(「憲法」新版260ページ)と解釈されており、国会議員は当該選挙区の利益の代弁者ではないことを意味している。

の機会を与える必要があるか、という問題に直面する。すなわち、国会で各法律が制定される際についても憲法の上記条文の規定の適用は当然にあるわけであり、その意味からは国会の法律制定の際には、国会議員を通じて選挙民の意思が反映されていると解することができると考えられるからである。いずれにしても本問題に関しては、更に次項「国会における審議」において検討しようと思う。第三に上記の枠組み以外に、国民が直接に意見を表明することが可能である。しかし、このように直接意見表明を行うとした場合に、全国からどのくらいの意見表明があるのか定かではないが、それが相当数に上った場合にどのように反映していくのか、興味のある問題である。

以上のように、国民の意思を反映することを決定したときに、ヴィエトナムでは極めて詳細かつ広範に聴聞機会を与えていくことが分かる。実際にどの程度反映されるかはともかくとして、形式的には極めて民主的な国家であることが言え、憲法改正に関して言えば、日本がとっている国民投票という最終判断に国民投票ということで国民の意思を反映させるというよりは、その過程で国民の参加の機会を確保しているという意味で異なったアプローチをとっていることが分かるが、一つの問題点はヴィエトナムの場合、最終決定権は国会にあることから仮に個人が聴聞段階で意見を表明したとしてもそれが正しく反映されるか否かはなお不明な点も多いということである。しかし、この問題さえも、国会議員が選挙民の代理のように行動するという憲法趣旨にかんがみて、国会審議にさえも国民意思が表明されると解釈することは可能である。

## (5) 法案の国会における審議及び制定

上記のような手続を経て、国会常務委員会から国会に対し審議のために提出されるが、 法規範文書制定法第45条および45条 a<sup>84</sup>では以下のように規定されている。

#### ① 国会審議の形態

国会はある法案に対し、1会期で審議・制定を行うか、複数会期で審議・制定を行うかを定め、後者の場合には国会で審議された後、法案提出機関は当該意見を踏まえ、次回会期までに再び国会に提出、審議・制定に付することとなる。

#### ② 国会での審議・制定過程

国会での審議・制定過程は以下のとおり。

- i) 法案提出機関の代表から、法案の趣旨説明を行う。
- ii) 評価機関の代表が評価報告を行う。
- iii) 国会本会議の審議前に国会議員のグループによる審議を経て、予備審査にかけられる。この予備審査は主として、基本的事項や争点となっている事項に関することに集中する。また、特に重要事項に関し、更なる草案検討が必要な事項に関する採決が行われる。審議期間中に法案提出機関は追加資料の提供を行う。
- iv) 国会常務委員会は、国会事務局に指示を行い、国会議員の意見を取りまとめ、法案

<sup>84 2002</sup>年の改正により、法規範文書第45条が第45条と第45条 a に分割された。

の修正を指示、最終的に修正された場合には国会に報告する。

- v)国会本会議においては、法案全体の読み上げを聞き、審議を行い、意見の分かれている事項について多数決により承認を行い、その後法案全体について多数決で承認を行う<sup>85</sup>。国会承認は出席者の過半数により可決され、国会議長が可決に関し署名を行う。
- vi) 国会において承認されなかった場合には、更に検討する点について国会意見を付記 し、草案機関、評価機関は国会から決められた期間内に法案の修正を行う。

法案審議に2回の国会会期を要する法案の場合には、第一会期で上記のi)からii)までが行われ、国会休会中にiv)、第二会期でv)以下が行われることとなる $^{86}$ 。

他方,試行的法律の場合には、審議・承認が国会常務委員会により行われるほか、多数決は委員総数の過半数により可決され、法案に対する一括審議・承認のみが行われる<sup>87</sup>。 基本的な手続は、国会における法律承認と同様である。

なお、試行的法律・常務委員会決議の承認に対し、国家主席も一定の権限を有してい る。憲法第103条第7項では、国家主席は、既に国会常務委員会に承認された試行的法 律・決議の再考を要請することができるとされており、これを受けて法規範文書制定法 第49条では、国会常務委員会は国家主席から提起された問題に関し再検討を行うとされ、 なお、国会常務委員会から承認を得、国家主席が同意しない場合には国家主席は次期国 会に提出、国会審議を受けることとなっている。これは、試行的法律・常務委員会決議 に対する国家主席拒否権のような性格のものである。国家元首によるこの種の権限に関 して有名なものは、アメリカ憲法に規定される大統領拒否権(アメリカ大統領は、議会 の両院が可決した法案を10日以内に理由を付して議会に差し戻すことができ、議会が3 分の2の議員により承認した場合には当該法案は可決される)があるが、この制度との 大きな違いは,国家主席は国会で審議される法案に関する拒否権ではなく,国会常務委 員会の法規範文書に関することであり、また、最終的には国会の場で検討されるという ことである。ヴィエトナムの基本的な精神は民主集中主義であり,国権の最高機関は国 会にあることを憲法でも認めており、その意味では国会の法案に関する拒否権は認めら れていないこと、国会常務委員会の法規範文書に対する「拒否権」的権限が認められて いることの意味合いは、アメリカ的な三権分立によるチェック・アンド・バランスの考え 方に基づくというよりは、特に試行的法律の場合実質的に法律と同等の法的効力を有す るにも関わらず、国会審議を経ずに国会常務委員会のみで承認される法規範であること

<sup>85</sup> 旧法では,国会議員により条文ごと,章ごとに多数決を取り,最終的に法案全文を読み上げた後, 法案全体への多数決の上,法案自体の承認を行うこととされていたが,2002年の改正により,条文 ごとの多数決の制度はなくなった。

<sup>86</sup> 法規範文書制定法第45条 b

<sup>87</sup> 国会において具体的にどのようなことが論点となって、どのように審議されていくのか具体的な事例により分析を加えることで、その問題点を明らかにしていくことは意義あることであると考えられるので、事例研究3において、2000年の前期国会において改正が承認された「婚姻・家族法」について分析を行うこととする。

から、国家主席にチェック機能を与えることで、国会の国権における最高機関としての機能を補完する(すなわち疑わしき場合には国会の最終判断に委ねる)という性格を有するとも考えられるのである。しかしながら、現在までのところ、国家主席が上記「拒否権」を発動した例は今のところ存在しない。したがって、実際にいかなる論点で行うのか実証分析を行うことはできない。

他方,既に前述したとおり,ヴィエトナム憲法上,国会常務委員会のみに法解釈権が付与され,国会常務委員会が決議を行うこととされている。この問題については既に最高人民裁判所裁判官評議会決議,最高人民裁判所・最高人民検察院共同通達の項で触れたため,ここで新たに触れることは行わない。また,実際に過去にこの決議が制定されたことがないことも前述のとおりである。しかし,法規範文書制定法第52条,第53条でその手続に関し規定されているので,以下右手続を紹介することとする。

- i) 国会常務委員会は,政府,最高人民裁判所,最高人民検察院,または民族評議会に対し,法律,試行的法律解釈に関する国会常務委員会決議の草案を作成し,国会常務委員会に提出するよう指示する。
- ii) 草案の提出を受けた国会事務局は以下の手順に従い,草案を検討する。
  - イ. 法律等の解釈を要求した関係機関の代表, 国会議員による意見表明
  - ロ. 解釈の指示を受けた機関の代表者による説明及び決議全文の読み上げ
  - ハ. 評価機関の代表者による草案と法律趣旨との適合性に関する評価
  - ニ. 会議参加者による意見表明
  - ホ. 国会常務委員会における検討開始
  - へ. 議長総括
  - ト. 常務委員会による採決(常務委員会定員総数の過半数)
  - チ. 国会議長が決議に署名を行う
- iii) 決議は官報に掲載されるほか、マス・メディアを通じて広く国民に知らされる。

#### (6) 法律の公布及び新法の効果

以上まで、法律制定過程に関し、主として国会法を中心として分析を行ってきた。国会における審議が終了し、国家主席が署名を行うと当該新法が効果を有し、広く国民に対し公布されることとなる。公布及び新法の効果に関しては、以下のとおりとなっている。

#### ① 新法の公布:

法規範文書制定法第10条によれば、法規範文書は国家機密に関する事柄を除き官報に記載され、マス・メディアを通じて広く国民に知らされなければならないとされ、中央国家機関の法規範文書は制定又は署名の日から15日以内に官報に記載しなければならない。他方、人民評議会、人民委員会が制定する法規範文書は、制定機関の事務所ないしその他決定した場所において公開される。

実際上,法規範文書であって中央国家機関が制定する文書,例えば各省庁通達や裁判官評議会決議などは必ずしもすべてが官報で公開されているわけではないことが現状

であり、法ヒエラルキー上政令以上の法規範文書に関しても、必ずしもすべての法規範文書が官報に記載されるわけではない<sup>88</sup>。その典型例としては、公安省組織に関する政令がある。これは公安省の組織は国家機密に関する課題であることから、第10条の例外規定が適用されているものである。

また,同法の規定からすれば,国会法等の制定は,以下に述べるように国家主席の署名により効力を発することとなるので,理論的には,場合によっては官報等での公開前に新法が効力を発していることになる場合があり得る。

他方,人民評議会,人民委員会の制定する法規範文書に関しては,第10条で官報記載の義務はないことになっているが,同時に国家機密に関する法規範文書についての公開に関する例外規定が適用されるか否か必ずしも明確ではない。

いずれにしても、法規範文書の公開の問題は法システムの透明性の問題に深く関わっており、実際上、ヴィエトナムでは国会法が制定されてもその運用について大量の施行細則的法規範文書を必要となっていることが現状であることにかんがみると、これらの文書の公開を確保することは極めて重要であるにも関わらず、上記に挙げたような問題が生じているのである。

## ② 新法の効果:

施行期日に関し特段の規定がない限り、法律、国会決議、試行的法律、国会常務委員会決議は国家主席の署名により、国家主席による法規範文書(国家主席令・決定)は官報に記載された日から、その他中央国家機関の制定する法規範文書は官報掲載の日から15日後に効力が発生する<sup>89</sup>。

新法の遡及効果については同法第76条に規定され、極めて必要な場合に限り新法の遡及的効果が認められる場合があるが、あることを行った時点では法律上の義務が生じていなかった場合、新法により新たな法律上の義務を課す場合、または、新法によりより重大な法的義務を生じさせることになる場合には、遡及効は認められない。

#### ③ 旧法,新法の関係:

ヴィエトナムにおいては、旧法、新法の関係は必ずしも明確でないが<sup>90</sup>、それを解く 鍵は法規範文書制定法の以下の規定であろう。

i) 法規範文書の権限範囲:

<sup>88</sup> この点に関し、先に締結された米越通商協定でも、公開されない法規範文書は法的効力を有さないことが明確に規定されており、改正法規範文書制定法では、次項「新法の効果」で報告しているとおり、第75条が「官報掲載後15日以内に効力を有する」と改正されている。その意味で、新たに制定される政令、通達等に関しては確実に公開されることが担保されるようになっている。

<sup>89</sup> 法規範文書制定法第75条

<sup>90</sup> 理論的にはヴィエトナムでも、以下の原則が存在していると言われるが、実態上は必ずしも明確ではない。

① 新法は旧法に優先する。

② 特別法は一般法に優先する。

③ 上位法規は下位法規に優先する。

同法第2条において、すべての法規範文書は憲法で定められた内容に基づくものであり、また、上位国家機関の制定した法規範文書の授権範囲内であることが必要である。授権範囲を逸脱した法規範文書は権限を有する関係国家機関により無効とされるか執行停止となる。

## ii) 法規範文書の改正, 追加, 差替え, 無効:

第9条では、制定された法規範文書を、改正、追加、差替え、無効とするためには 当該制定機関による新たな法規範文書が必要であり、無効、執行停止とするためには 権限を有する関係国家機関による新たな法規範文書が必要である。また、第77条、第 78条では、法規範文書の効力停止の効果は、当該国家機関が効果を有する旨の決定又 は効果の生じる期間が終了したため無効となった旨の決定を行うまで生じ、法規範文 書の無効は、効果の生じる期間が終了したか新たな法規範文書により差し替えられた か、無効を決定する法規範文書が新たに制定された場合であり、この場合、その施行 細則的な法規範文書も新法に適合する条項を除き、無効となるとされる。

したがって、原則的には同一事象に関する新たな法規範文書が制定された場合、旧 法は効力を失うこととなる。しかし、理論的にはそうであっても、実態上ヴィエトナ ムでは必ずしも明確にされていないところに問題の所在がある。もちろん、国会法の レヴェルであれば、改正の場合には、対象法の改正及び追加に関する法律として審議、 制定され、その中には改正対象となる条文等が明記されることから、旧法、新法間に 基本的な齟齬が生じないが,新法を制定した場合であって,それが,旧法の改正では ないものの対象範囲がある程度重なる場合には問題が生じることとなる。一番典型的 な例は、民法、商法、経済契約に関する試行的法律の関係である。この問題は単に旧 法と新法の関係という側面だけでなく、一般法と特別法の関係という問題も内在して いるが91,ここではとりあえずその問題を捨象し(ヴィエトナムには一般法と特別法 という概念が必ずしも明確でない)旧法,新法という関係だけで検討する。89年に経 済契約に関する試行的法律が制定され、96年には民法、97年に商法がそれぞれ制定さ れたが, 経済契約は, an agreement in writing or an exchange of documents between contracting parties which agreement or documents relate to production, exchange of goods, provision of services, research and application of scientific and technical know-how; or other business agreements which clearly set out the rights and responsibilities of each party, the performance of which rights and responsibilities are required for the objectives of the party to be achieved.と定義され、その主体は、法人間及び法人と営業登録した個人の取引に限 るものと定義されている。他方、民法では、right and obligations of parties in property

<sup>91</sup> もちろん,一般法,特別法という概念以外に,ヴィエトナムには,経済取引,民事取引は峻別され,経済取引であれば経済契約に関する試行的法律が,民事取引に関しては民法が適用されるという一般原則がある。しかし,民法上の典型契約は経済契約に馴染む取引も内包しており,民法上の典型契約に当たる取引で形態としては経済契約に当たる契約の場合にどのように規律されるのかという実態的な問題は依然として明確になっていない。

relations, and personal relations in civil transactions に関し、個人及び法人をその対象とするとされ、商法では、その適用範囲は commercial act に限定され、これは企業ないし登録した個人が商業活動を行う際に生じる活動とされている。そもそもこの三者の適用範囲が必ずしも明確でないことから、経済契約に関する試行的法律については後法にあたる民法が規定する契約各論(ヴィエトナムの典型契約に当たるもの)の各条項の適用が経済契約にも及ぶことになるのか、また、経済契約のうち企業間の商事取引に関しては商法の適用があるのか、など明確にされておらず、結果として上記3つの法律がそれぞれ存在し、その適用関係が不明確な状況となっているのである<sup>92</sup>。

#### 第三章 ヴィエトナムにおける法規範文書体系整備のための事後的調整機能

今まで、ヴィエトナムにおける法概念、法制定過程を概観し、ヴィエトナムにおいては法体系上、種々の問題点を内在していることが分かった。特にヴィエトナムでは国会法が自己完結的でないことが一つの大きな問題となっており、その結果、種々の法規範文書を創設し、それぞれに一定の権限を与えることで<sup>55</sup>法律のあいまい性を補完する形となっている。その結果として、一つの法律が制定されると大量の下級法規範文書を必要とし、それらの関係が分かりにくくなっているのである。この問題を実際上解決するために、法規範文書制定法は以下のような事後的な調整機能を設けている。そもそもこの権限は、ヴィエトナム憲法において国会に対しては法律、国会決議の法的統一性を監督する権限を付与し<sup>94</sup>、国会常務委員会には政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の法規範文書で上位法規違反の有無を監督する権限を付与し<sup>95</sup>、首相に対し各省庁及び人民評議会、人民委員会の法規範文書で上位法規の授権範囲を逸脱する法規範文書に関する執行停止、無効を決定する権限を付与している<sup>96</sup>ことから導かれるものである<sup>97</sup>。

<sup>92</sup> 他方,政令や各省庁の通達となると事態は更に深刻である。先にも述べたように元来これらの文書は本法の施行細則に当たる文書であることに加え、現在のヴィエトナムの制度上大量に制定されるものである。例えば、民法の場合では施行細則的法規範文書の数は100以上あると言われており、民法が全面改正された場合にはこれらすべての法規範文書が廃止されるならばまだ単純であるが、第78条で規定されるとおり一部効力を有する場合にその一部のみを有効とする状況が生じていた場合には、改正法により新たな施行細則的法規範文書が制定されたときに、その新たな法規範文書と一部効力を有する法規範文書の関係を明確にすることは極めて困難な状況であることが予想される。

<sup>93</sup> 例えば、法律運用に関する最高人民裁判所裁判官評議会決議、最高人民裁判所—最高人民検察院 共同通達や各省庁の通達など

<sup>94</sup> 憲法第84条第2項

<sup>95</sup> 憲法第91条第5項

<sup>96</sup> 憲法第114条第4項

<sup>97</sup> これらの憲法の規定は、具体的には改正法規範文書制定法9条及び12条 a に規定され具体化されている。

## (1) 各国家機関の役割

#### ① 国会の権限:

国会常務委員会,国家主席,民族評議会,国会各委員会,政府,最高人民裁判所,最高人民検察院,祖国戦線,国会議員の提案を受け,法律,国会決議で憲法に違反するものの,また,政府ないし最高人民裁判所,最高人民検察院までのレヴェルの国家機関の制定する法規範文書で憲法,法律,国会決議に違反するものの全部又は一部廃止を決定する<sup>98</sup>。

# ② 国会常務委員会の権限:

国会常務委員会自身の判断ないし民族評議会,国会各委員会,国会議員の提案を受け,政府ないし最高人民裁判所,最高人民検察院までのレヴェルの国家機関の制定する法規範文書で憲法,法律,国会決議に違反するものの全部又は一部の執行停止を決定し,国会に廃止を提案する。また,政府ないし最高人民裁判所,最高人民検察院までのレヴェルの国家機関の制定する法規範文書で試行的法律,常務委員会決議に違反するもの及び省級人民評議会決議で誤ったものの全部又は一部の廃止を決定する。また,常務委員会の管理下にある国家機関は常務委員会の制定権限のある法規範文書の制定後3日以内に当該法規範文書を国会常務委員会に送付する。同委員会は精査の上,違憲,各法規違反の文書に関しその修正・廃止を要請する等。

## ③ 民族評議会,国会各委員会の権限:

民族評議会及び各委員会は、政府、首相、各大臣の文書及び共同通達を管理し、国会法務委員会は最高人民裁判所・最高人民検察院の制定する法規範文書制定法を管理する。上記国家機関は、当該機関が制定した法規範文書を3日以内に民族評議会及び国会各委員会に送付し、それらの法規範文書で憲法、法律、上位国家機関の法規範文書の権限を逸脱するものが発見された場合には、制定責任機関に対し見直し、効力停止(政府、首相等の法規範文書の場合は廃止)を要請し、当該要請に対し、責任機関は30日以内に回答する。仮に、制定権限機関が効力停止、廃止を行わない場合には、それを管轄する国家機関に最終決定を要請する<sup>100</sup>。

# ④ 政府の権限:

政府は各省庁、省級人民評議会・人民委員会の法規範文書を精査し、首相は、各省庁の長、人民委員会の法規範文書で憲法、法律、上位国家機関の法規範文書の権限を逸脱するものの廃止、執行停止を決定する。また、省級人民評議会の決議に関しては執行停止を決定し、廃止を国会常務委員会に提案する。司法省は、政府を補助し、法的統一性確保を行い、首相を補助し、各省庁等、人民評議会・人民委員会の法規範文書を取り扱う<sup>101</sup>。

<sup>98</sup> 法規範文書制定法第81条

<sup>99</sup> 法規範文書制定法第82条

<sup>100</sup> 法規範文書制定法第82条 a

<sup>101</sup> 法規範文書制定法第83条

## ⑤ 各省庁等の長の権限:

各省庁等の長は他の省庁等の長に対し、自己の権限範囲にあってそれと矛盾する法規 範文書が他の省庁等が制定された場合にその文書の廃止、ないし執行停止を進言する権 限を有する。また、省級人民評議会決議の執行停止及び、省級人民委員会決定を執行停 止の上廃止を首相に提案する権限を有する。人民委員会決定の執行停止に関し、人民委 員会に異議がある場合には執行を停止した上、首相に最終決定を仰ぐ<sup>102</sup>。

#### ⑥ 人民検察院の権限:

人民検察院は、各種法規範文書に関し、その法の遵守状況について監督し、上位法規に対する権限逸脱がある場合には、当該機関に対し抗告を行う。抗告を受けた各機関は15日以内に回答する義務を有する<sup>103</sup>。

#### (2) 事後調整機能の実態

ここでは、上記の枠組みを踏まえ、ヴィエトナム国内で全般的な法体系の見直しが行われている実態に関し触れようと思う。

現在ヴィエトナムでは、前述したとおり、1997年の首相決定355TT-g で政府を中心として、既存の法規範文書の大規模な見直しが行われているが、この結果を見たときに、上記の枠組みによる事後調整機能が時宜に応じて適切に行われているかどうかについて、疑義が生じざるを得ない。なお、下記は2000年末時点での数字である。

- ① 2000年12月末までに行われた作業結果:
  - i) 61省の制定した法規範文書(すなわち県級人民評議会,人民委員会の制定した法規 範文書は含まれていない)総数は315,117。
  - ii) 各省の制定した通達、決定の総数は37,066でありその内訳は以下のとおり。
    - イ. 現在なお効力を有するもの:10,395 既に効力を失ったもの: 14,749
    - ロ. 残り10,000万以上の法規範文書については、改正、追加、廃止の必要があるものと考えられるが現在なお作業中で詳細は分かっていない。

# ② 詳細内訳

法律,国会決議,試行的法律等に関し,現在各省庁,中央国家機関,人民評議会,人民委員会よりそれら機関内部検討の結果,効力あるもの,効力を失ったもの等に関しコメントがなされ,本作業の作業委員会で検討中である。その内訳等は以下のとおり。

- i) なお効力を有するものは,2,220。内訳は,法律30,試行的法律39,政府決議124, 政府指示464,政令529,及び首相決定1,034。
- ii) 既に失効しているものは, 2,213。内訳は, 法律46, 試行的法律163, 政府決議46, 政府指示307, 政令705, 首相決定1,946。

<sup>102</sup> 法規範文書制定法第84条

<sup>103</sup> 法規範文書制定法第85条

- iii) 廃止が提案されているものは、166。内訳は、政令28、首相指示14、首相決定14、政府通達10 (現在はもう存在しないものの、法規範文書制定法律の制定される前の97年以前には標記法規範文書が存在した)、省庁間共同通達100。
- iv) 修正が必要な法規範文書は,649。内訳は,法律34,試行的法律48,政令278,政府通達・首相決定・指示128,省庁間共同通達161。
- v)新たに制定が必要な法規範文書252。内訳は、法律34、試行的法律24、政府及び首相の制定権のある法規範文書86、省庁間共同通達108<sup>104</sup>。

以上を概観して分かるように、ヴィエトナムでは極めて大量の法規範文書が存在し、特にその約90%余りが人民評議会、人民委員会の制定する法規範文書である。また、ヴィエトナムの法ヒエラルキー上省庁間通達以上に位置付けられる文書でも、包括的な見直しを行った場合には上述のとおり失効しているもの、廃止が必要なもの、修正が必要なものの総数は3,000を超えているのである。上述のような包括的な見直しは頻繁に行われているわけでなく、その作業自体も、実際に開始されたのが97年であり2000年末の時点でも終了していない状況にかんがみると多大な年月を要する作業である。このことが意味するところは、法規範文書制定法に規定される事後的な調整機能が必ずしも適切に働いておらず、大規模な法体系の見直しが必要となるシステムであるということである105。

なお、2002年の法規範文書制定法改正により、上記のような包括的な事後調整の前に、制定後直ちに見直しを行うという機能が強化されている。本手続の効果は今後の実証分析を待たなければならないが、これらの法規範文書はその制定前に司法省などにより合憲性、法的統一性などに対する評価が行われていることから、あえて制定後直ちに再び見直しを行うことの効果はどの程度であるか、若干疑義が生じる。

次項では、憲法、法規範文書制定法等では必ずしも明確にされていないものの、上述のと おり、極めて大量の法規範文書を制定している人民評議会、人民委員会に焦点を当て、その 体系、法規範文書制定の問題点などを分析しようと思う。

#### 第四章 人民評議会・人民委員会の権能及び法制定権限

- (1) ヴィエトナム憲法体系における人民評議会・人民委員会の位置付け:
  - ① 人民評議会に関する基本的な考え方: 人民評議会は国会と同様,人民の民主集中制に基づきその権限を具体化する手段とし

<sup>104</sup> これらの数字は確定値ではなく、あくまでも暫定値であり、首相決定第355TT-g による法規範文書見直し作業は97年から開始され、今なお継続的に行われている。すなわち、4年間にもわたり作業が行われているが、なお、結果が出せない状況にある。

<sup>105</sup> なお、補足すると2003年の時点においても、上記作業は完結しておらず、事実上、立ち消えになっている状況にある。なお、司法省内に別途法規範文書評価局の設置が検討されており、この局が専従となって法規範文書の見直しが行われることが期待される。

て用いられる106。

② 国会と人民評議会・人民委員会との関係:

憲法第83条では国会のみが唯一の立法機関であるとされているが、例えば第91条第4項で試行的法律の一部制定権に関しては国会常務委員会に委任している。この関連で、国会法務委員会は法律及び試行的法律の草案審査、法律、試行的法律、政令等の実施状況の管理を行うこととされている<sup>107</sup>が、その権限範囲(実施管理等)の中に人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書はその対象とされていない。人民評議会との関係で言えば、憲法第91条第6項で国会常務委員会が人民評議会の活動を管理・指導し<sup>108</sup>、人民評議会の誤った決議を無効とする(annul)権限を有するほか、人民評議会が人民の利益を著しく侵害した場合には、当該人民評議会を解散する権限を有する<sup>109</sup>。

他方,国会議員は当該議員が選出された地域の人民評議会に出席する権利を有するとされており、人民評議会はその出席に必要な情報・資料を当該議員に提出する義務を有する<sup>110</sup>。

- ③ 政府と人民評議会・人民委員会との関係:
  - i) 政府は人民委員会の活動を指示、省庁レヴェルの行政府指示 (Directives) の実施について人民評議会を指示・管理、人民評議会の活動のための状況整備を行うとされ<sup>111</sup>、全国的に国家の行政権能を強化していくために各省庁のほか各級人民委員会の活動を指示、管理する権限を有する<sup>112</sup>。すなわち、政府は、中央から地方にわたるまで行政組織を設定、指示を与える。この関連ですべての行政組織が上位組織の指示を逸脱していないことを確保する<sup>113</sup>ため、人民評議会による上級人民評議会ないし中央政府機関の法規範文書実施も監督する<sup>114</sup>。
  - ii) また、政府が人民評議会決議の法的な部分につき管理する権限を有する。このために、政府は中央レヴェルの各種法規範文書を送付するほか、人民評議会委員の管理能力向上に努める<sup>115</sup>。
  - iii) 一方,首相が政府及び人民評議会の活動を指示することとされ<sup>116</sup>,人民委員会の制定した決定・指示の施行の停止・廃止することができる。また,首相は人民評議会決議で上位法規範文書の授権範囲を超えたものの施行を停止し、その廃止を国会常務委

<sup>106</sup> 憲法第6条

<sup>107</sup> 国会組織法第23条

<sup>108</sup> 国会組織法第6条第6項にも同様規定あり

<sup>109</sup> 国会組織法第12条に同様規定あり

<sup>110</sup> 国会組織法第47条

<sup>111</sup> 憲法第112条第1項

<sup>112</sup> 政府組織法第8条

<sup>113</sup> 政府組織法第16条第2項

<sup>114</sup> 政府組織法第16条第3項, 第17条

<sup>115</sup> 政府組織法第17条

<sup>116</sup> 憲法第114条第1項

員会に提案できる117。

- iv) 他方,各省庁大臣も人民委員会の制定する規定を停止する,ないし廃止を首相に提案する権限を有するが,もし当該人民委員会に異議ある場合,その人民委員会は首相に対し異議申立てを行う権利を有する<sup>118</sup>。
- ④ 人民評議会・人民委員会の位置付け:

憲法第118条から第125条では、人民評議会・人民委員会のヴィエトナム国内での位置付けがなされており、具体的には以下が規定されている。

- i) 人民評議会は地方における人民の意思·権利を具体化する統治機構として位置付けられる<sup>119</sup>。
- ii)人民評議会は、憲法、法律、上位国家機関の命令に基づき、憲法・法令の実施、社会・経済開発計画、財政の実施、地方レヴェルの国防、人民の生活レヴェルの安定・向上の方法に関する決議を行う<sup>120</sup>。
- iii)人民委員会は、人民評議会の行政機関であり同時に国家の地方行政機関であり、憲法、法令、人民委員会決議の実施の責を負う。また右法規範文書の授権範囲内で決定、指示を制定する<sup>121</sup>。
- iv) 人民委員会主席は、下位級の人民評議会・人民委員会の決定を停止または廃止、また下位級の人民評議会決議の執行を停止する権限を有し、その廃止を同級人民評議会に提案できる<sup>122</sup>。
- (2) 人民評議会・人民委員会組織法上123の規定:
  - ① 人民評議会は地方における人民の意思・権利を具体化する統治機構であり、地方人民の選挙により選出され、地方人民及び上級の国家機関に対する説明責任を有する<sup>124</sup>。また、人民評議会は国会常務委員会の管理・指示を受け、法令等の実施に関しては政府の指示及び照査を受ける<sup>125</sup>。
  - ② 人民委員会は人民評議会の行政部門であるほか国家の地方行政機関であり憲法・法令を含めた各種法規範文書の地方における実施を担う126。
  - ③ 人民評議会・人民委員会の活動は、憲法、法令、その他上級の国家機関の制定する法

<sup>117</sup> 憲法第114条第1項,第4項,第5項,政府組織法第20条にも同様規定あり

<sup>118</sup> 政府組織法第27条

<sup>119</sup> 憲法第119条

<sup>120</sup> 憲法第120条

<sup>121</sup> 憲法第123条

<sup>122</sup> 憲法第124条

<sup>123</sup> 以下「人民評議会法」という。

<sup>124</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第1条

<sup>125</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第8条

<sup>126</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第2条

規範文書に基づいて、地域における種々の事象を管理することである<sup>127</sup>。具体的な権限 範囲・内容は政府により提案され国会常務委員会で承認を受ける必要がある<sup>128</sup>。

- ④ 地方行政単位は、省級、県級、社級の3段階に分けられ、省級及び県級には国会と同様常務委員会及び専門委員会が設置され、社級には右は設置されず議長、副議長(及び専門委員会)が置かれるのみである<sup>129</sup>。
- ⑤ 人民評議会の具体的権限内容は以下のとおり130。
  - i)地方発展のために必要となる計画・方策を策定する。この関連で各級人民評議会は 決議を行う(内容は下記 ii) ~ vi))。しかし、当該決議を行うに際し、法律で定めら れた事柄については上級の国家機関の承認を受ける必要がありこの承認が得られなけ れば実施できない。また、同級の常務委員会、人民委員会、人民裁判所、人民検察院 を監督する<sup>131</sup>。
  - ii)経済分野では、イ)経済開発計画の策定及び実施、地方財政の積算・清算、ロ)地方における労働力配分・人口動態に関する計画・手段の策定、ハ)法令の範囲で土地 その他天然資源の管理手段、等<sup>132</sup>。
  - iii)教育・文化・社会開発分野では、地方における総合的発展計画の策定及び実施を行う。また、イ)雇用の創出、雇用条件の改善、ロ)地方における保健計画の策定・実施、等<sup>133</sup>。
  - iv) 地方における科学技術・環境分野(研究・発明の奨励,環境保全,消費者保護),地 方における国防・治安関係,少数民族,宗教関係<sup>134</sup>。
  - v)法令執行関係では、憲法、法令、上級の国家機関の制定する法規範文書の執行確保、 人民の基本的な権利の保護、人民からの各種申立て処理のための方策を講じる<sup>135</sup>。
  - vi) 地方統治関係では、同級の人民委員会及び1級下の人民評議会決定を廃止できるほか、1級下の人民評議会を1級上の人民評議会の承認を得た上で解散できる。ただし、 省級人民評議会が県級人民評議会を解散するためには国会常務委員会の承認が必要である<sup>136</sup>。
- ⑥ 人民評議会委員は国家機関に対し、その活動で法令や国家政策に抵触するものに対す る停止を申し立てる権利を有する<sup>137</sup>。

<sup>127</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第3条

<sup>128</sup> 人民評議会·人民委員会組織法第7条

<sup>129</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第4条, 第5条

<sup>130</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第11条~第18条

<sup>131</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第11条

<sup>132</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第12条

<sup>133</sup> 人民評議会·人民委員会組織法第13条

<sup>134</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第14条, 第15条, 第16条

<sup>135</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第17条

<sup>136</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第18条

<sup>137</sup> 人民評議会·人民委員会組織法第25条

- ⑦ 人民評議会常務委員会は、その同級の人民委員会及び地方にある中央政府機関による 人民評議会の決議の履行を監督する。また、人民の異議申立て処理を監督、レビューする<sup>138</sup>。
- ⑧ 各種委員会(省級, 県級は経済・財政委員会, 文化社会委員会, 法務委員会, 社級は経済・社会委員会, 法務委員会のみ) 委員長は, 同級の人民委員会各局の長, 人民検察院の検事正, 人民裁判所の裁判長を兼任することはできない<sup>139</sup>。
- ⑨ 人民裁判所,人民検察院の活動に対する人民評議会の監視活動を補助する<sup>140</sup>。
- ⑩ 人民委員会は、憲法、法令、その他上位国家機関の制定する法規範文書及び同級人民 評議会決議を執行するほか、1級下の人民委員会の活動に指示を与える<sup>141</sup>。
- ① 人民委員会の国家管理上の権限は以下のとおり142。
  - i) 地方において多岐にわたる国家による管理(農林水産,鉱工業,各種サービス業,教育・文化等)を実現し、土地その他天然資源の国家管理、物品の規格・品質の標準化を行使する。
  - ii) 法律一般を人民に広め教育を行い、また各種法規範文書の遵法状況を確認する。
  - iii) 政治的安定, 社会秩序, 国防を確保する。例えば, 地方における人民軍の組織化, 地方における家族 (Household), 個人の管理, 外国人の居住, 旅行の管理等。
  - iv) 自然災害, 社会害悪への対応。政府の政策に基づき, 労働環境の整備。法令に基づき, 法定刑の執行。法令に基づき地方財政の立案, 実施, 徴税。
- ② 人民委員会のメンバーは人民評議会により選出され、そのうち主席は人民評議会から 選出される。当該選出結果は、1級上の人民委員会主席の承認を受ける必要があり、省 級人民委員会メンバーの選出結果は首相が承認する必要がある<sup>143</sup>。
- ③ 人民委員会は以下に係る決定を多数決により行う14。
  - i) 人民評議会のアジェンダ
  - ii) 人民評議会に提出する社会・経済発展計画及び予算案
  - iii) 人民評議会決議の実施に係る方策
  - iv) 当該人民委員会の管轄する地域の行政区分の再統合、変更計画
- ④ 人民委員会主席は以下の権限を有し、当該権限は各人民委員会メンバーに委譲できる。 権限委譲されたメンバーは人民評議会及び当該人民委員会に対し個人的責任を負い、人 民委員会自体が人民評議会及び上級国家機関に対する責任を負う<sup>145</sup>。

<sup>138</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第36条

<sup>139</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第38条

<sup>140</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第39条

<sup>141</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第41条

<sup>142</sup> 人民評議会·人民委員会組織法第43条

<sup>143</sup> 人民評議会·人民委員会組織法第46条

<sup>144</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第48条, 第49条

<sup>145</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第51条, 第52条

- ⑤ 人民委員会の下に設立される専門機関<sup>146</sup>の管理<sup>147</sup>
- (B) その他人民委員会には以下の権限が付与されている。
  - i)上記49条以外の事象で人民委員会が管轄する事柄に対する決定
  - ii) 地元住民の苦情, 陳情等の処理
  - iii) 1級下の人民委員会人事に関すること
  - iv) 下級の人民評議会決議で誤りのあるものの執行停止,及びその廃止を同級人民評議会に提案すること
- (3) 法規範文書制定法における人民評議会・人民委員会の法規制定権:

本項では,既に記述したヴィエトナムの立法過程及びその事後調整機能のところで触れ,若干重なる部分があるが,ここでは特に人民評議会,人民委員会の法制定権能に焦点を当て分析する必要があることから,もう一度体系的な説明を試みようと思う。

- ① 国家機関の法規範文書制定に関しては、同法により、いかなる機関がいかなる法規範文書制定権限を有し、その制定手続を具体的にどうするか、ということが規定されている。
- ② 人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書は、国会を含む上位国家機関の制定した法規範文書の実施に係るもの、及び人民委員会の制定する法規範文書は人民評議会の決議を実施するもので構成されている。上記の制定する法規範文書は以下のとおり148。
  - i ) 決議: 人民評議会
  - ii) 決定・指示:人民委員会
- ③ すべての法規範文書は憲法で定められた内容に基づくものであり、また、上位国家機関の制定した法規範文書の授権範囲内であることが必要である。授権範囲を逸脱した法規範文書は権限を有する関係国家機関により無効とされるか執行停止となる<sup>149</sup>。
- ④ 制定された法規範文書を、改正、追加、差替え、無効とするためには当該制定機関による新たな法規範文書が必要であり、無効、執行停止とするためには権限を有する関係 国家機関による新たな法規範文書が必要である<sup>150</sup>。
- ⑤ 中央国家機関の制定する法規範文書は官報により公表する必要があり、人民評議会・ 人民委員会の制定する法規範文書は同機関の本部か別に定めた場所で公表する必要が ある(第10条)。また、法規範文書は1級上の国家機関及び関係国家機関に送付されな ければならない(第11条)。法規範文書の関係機関への送付に関し、政令第101号(本法

<sup>146</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第53条,第54条(専門機関は専門分野について上級の専門国家機関の指導を受ける。また,機構及び活動内容は政府が決定する。)

<sup>147</sup> 専門機関に対する人民委員会と専門国家機関の管理に関する役割分担については、「事例研究:人民評議会・人民委員会の制定した法規範文書の問題点」参照。

<sup>148</sup> 法規範文書制定法第1条第3項

<sup>149</sup> 法規範文書制定法第2条

<sup>150</sup> 法規範文書制定法第9条

の実施細則)第4条第3項では、当該法規範文書は署名後2日以内に政府、関係省庁及 び下級の人民委員会・人民評議会に送付されなければならない。

- ⑥ 人民評議会は上位にあるすべての法規範文書に関しその範囲内で決議を行うことができ、人民委員会は上位法規範文書に加え同級の人民評議会決議に関しその範囲内で決定、指示を制定することができる。また、人民評議会・人民委員会の法規範文書制定に係る権限、手続関係は別に法律で定める<sup>151</sup>。
- (7) 人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書の法的効力は、当該地域に限定される<sup>152</sup>。
- ⑧ 政府は省庁レヴェルの法規範文書及び人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書の精査を行い、その中で憲法ないし上位法規範文書の授権範囲を逸脱するものに関する執行停止、廃止に係る精査及び決定は首相が行う<sup>153</sup>。
- ⑨ 各省庁の長は省庁レヴェルの法規範文書及び人民評議会・人民委員会の制定する法規 範文書の精査を行い、首相に対し上位法規範文書に反する人民評議会決議の執行停止を 要請、また上位法規範文書に反する人民委員会決定ないし指示の執行停止を自ら行いな いし首相に対し廃止を提言する。人民委員会が当該執行停止決定に異議ある場合には、 執行停止決定に従いつつ首相にその決定に対する申立てを行う権利を有する<sup>154</sup>。

#### (4) 現行法体系上の問題点:

以上の現行法体系上の位置付けを踏まえ、以下ではまず現行法における人民評議会・人 民委員会の制定する法規範文書の権限範囲を総括した上で、問題の所在がどこにあるのか 明らかにする。

人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書の規定できる内容・授権範囲は以下の法令・条文により規定されている。

- i)規定できる内容:憲法120条,人民評議会法第11条~第16条,第43条,第48条,第49条,第52条,法規範制定法第19条
- ii) 授権範囲:憲法120条, 124条, 法規範制定法第2条, 第19条

したがって、理論的には人民評議会・人民委員会は、上位法規範文書すなわち憲法・法令及び中央国家機関(県級、社級の場合は上級人民評議会・委員会を含む)の制定した法規範文書の授権範囲内で、i)各地方における経済・社会・文化活動に関する政策策定及び実施、ii)中央国家機関の行う政策の地方における実行、のために法規範文書を制定することができることとなっている。

しかし、現実には実際に地方において人民評議会の具体的権限範囲は何か、またそれに 基づき行政機能を実現する人民委員会の権限はいかなるものか、という権能が必ずしも上 記条文上明確にならない。そこで、地方における行政権能を有する人民委員会の具体的な

<sup>151</sup> 法規範文書制定法第19条

<sup>152</sup> 法規範文書制定法第79条

<sup>153</sup> 法規範文書制定法第83条

<sup>154</sup> 法規範文書制定法第84条

権能に焦点を当て分析することにより、人民評議会、人民委員会の権限範囲を明確にすることが考えられる。既に述べたように、人民委員会は、人民評議会の行政機関としての権能及び上級国家機関の実施機関としての権能の両面を有し、その下に事実上の実施機関として専門機関及び中央直属機関を有している。したがって、この下部機関の権能及び人民委員会及び中央政府機関とこれら機関の権限関係を明確にすることで、人民委員会の有する具体的な権能を明らかにすることができるのである。

当該専門機関及び中央直属機関としては、例えば専門機関として司法局、教育訓練局、中央直属機関として公安局、税務局等がある。特に専門機関に対する人民委員会の権限と上級国家機関(例えば各省庁)の権限関係は、人民評議会法第54条で規定され、専門機関の機構、人事、活動への指示、管理は人民委員会、専門分野における活動への指示は関係省庁により行われることとされており、また同時に専門機関の機構、活動は政府が規定する<sup>155</sup>とされている。

しかし、これらの関係から専門機関の特定な活動に関し、人民委員会を含めたいかなる機関がその指示権限を有するかなお明確にはならない。この関連で人民委員会の下に設立される専門機関の機構、活動に関する統一的規定(上記第55条関連)は現在のところヴィエトナムに存在しない。

他方,人民評議会・人民委員会の縦の関係に起因する問題も存している。人民評議会法 及び法規範制定法等各種法令において,上位法規範の授権範囲を超えないという規定はあ るものの,そもそも省級,県級,社級の人民評議会・人民委員会の権限に関する権能分担 が明確になっていないため,どの級がいかなる範囲の権限を有しているか明示的に規定し たものがない。

また、具体的な立法手続に関しては、法規範文書制定の詳細手続が規定されていないことから、法制定過程における事前調整機能が働かない状況となっている。すなわち、中央政府の制定する法規範文書に関しては、政令レヴェルまでのものについて法規範制定法及び政令第101号により、国会、国会常務委員会等最終的に制定権限を有する機関に提出する前の草案作成作業の手続、違憲性、他の関連法規範文書との法的整合性等に係る草案レビューの方法等に関し詳細な手続規定が存在しているが<sup>156</sup>、人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書に関しては、法規範制定法第19条において、手続等の詳細について別に法律で定めることとされているものの、今のところ本件に関する法律がない状況となっている<sup>157</sup>。

他方,上記事前調整機能を補完するものとして存する事後調整機能としては,憲法第114 条を軸として人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書の違憲性,上位法規範文書に

<sup>155</sup> 人民評議会・人民委員会組織法第55条

<sup>156</sup> 前述参照, 例えば, 法律, 試行的法律に関しては, 法規範制定法第25条~第53条, 政令 (Decree) に関しては, 第56条及び第60条~第64条, 等

<sup>157</sup> 現在草案中。他方,人民評議会・人民委員会の法規範文書に加え中央省庁の制定する「通達」に関しても同様の問題がある。

対する権限逸脱状況を是正する手段が設定されている158。したがって、上位法規範文書の 権限を逸脱した法規範文書に関しては,同人民委員会のほか,政府,首相,各関係国家機 関がこれを是正することが可能なる法的枠組みができている。しかし,実態上,本枠組み が正しく機能しているかどうか疑わしい状況にある。例えば,人民評議会・人民委員会の制 定した法規範文書は,99年末時点で315,117文書が存在していることが判明している<sup>159</sup>。こ のうち同特別委員会がレビューを行った中で判明しているものとしては、51,106文書がな お効力を有しているが、71、155文書に関しては既に効力を失っていることが分かっている。 本作業は既にその開始から3年経過しているにもかかわらず、なお、20万余の文書につい てその効力の有無等に関する調査を行っているところであり、その最終結果が確定できな い状況にある。現在までに判明している71,155文書のうちそのすべてが上位法規範文書に よる権限逸脱によりその効力を失ったということではないにせよ、かなりの数の法規範文 書について権限逸脱により効力を失ったものが含まれている可能性がある。このことが意 味することは,各人民評議会・人民委員会があまりにも多くの法規範文書を制定している ため、または実際に是正権限のある国家機関の権能が正しく発現されておらず誤った法規 範文書が制定された後に直ちに発動すべき事後調整機能が必ずしも適切に機能していない ということである160。

## 第五章 結論的考察

これまで、現在ヴィエトナムが直面する最大の問題、すなわち法規範文書の数は大量にあるもののその執行面を含めた真に実効性のある法が少ない、という命題に対し、ヴィエトナムにおける法とは何か、その立法過程はどうなっているのか、という点に焦点を絞り検討を行ってきた。ヴィエトナムの国家制度は我が国や先進国で共通の三権分立という明確な概念があるわけでなく、民主集中主義をその基本原理に置き、国会にその国権が集中する形をとっており、国権にまつわるすべての最終決定権限は国会が有することになっている。そこから、必然的に導かれる問題として、司法、立法、行政のチェック・アンド・バランスを基礎とする国家体系ではなく、国家の行政的作用、司法作用を国会がそれぞれの機関に分配するという国家体制となっているのである。この観点から、ヴィエトナムにおける法執行の問題について筆者は特にヴィエトナムでは、行政作用、司法作用の根本原理を決定する国会の国政決定権限、すなわち立法作用が最も重要であると考え、そこに焦点を絞り、上記の問題を明らかにしようと試みたものである。

<sup>158</sup> 憲法第124条, 政府組織法第20条, 人民評議会·人民委員会組織法第18条, 第52条, 法規範文書制定法第2条, 第9条, 第83条, 第84条等

<sup>159</sup> 前述参照, 61省分, 97年に制定された首相決定355TT-gにより政府部内に置かれた「法体系整備特別委員会」作業による。

<sup>160</sup> 本件に関しては、より明確にするために、事例研究4により実際の事例に則して分析を行うこととする。

なお、本研究については、これまで本分野に関する研究論文等の文献が見当たらなかった ため、専ら筆者は関係する法規範文書の条文や実際の事例に関する考察を中心として研究を 行った。また、おそらくヴィエトナムが範としている他の諸国、中国やロシアなどの研究を 行わず、ヴィエトナムの制度のみに焦点を当てて研究を行ってきた。したがって、本研究を 更に進める上で、本研究にまつわる上記問題点を踏まえ更に発展させる必要があると考えて いる。

本研究報告では、まず第一章でヴィエトナムにおける法概念を明らかにした。これは、ヴィエトナム憲法においてもヴィエトナムが法治国家であることを明らかにし、国家、人民の活動は法により規定されることが明らかになっていることが一方ではあり、他方では、先に述べたように「法規範文書」といわれる法規範性を有する文書がヴィエトナムには大量に存在していて、実際に何を法規範として国家が規律されていくのかまず明らかにすることが目的である。

この観点で憲法を見た場合に,「法律」という国会で制定される狭い概念と「法」という広 い概念が混在しており、かつ、各国家機関は各種「文書」を制定するとされ、必ずしも明ら かになっていないことが分かった。この問題に一つの解答を与えるものとしてヴィエトナム には「法規範文書制定法」が存している。同法では各種法規範文書の制定権限、制定手続に 関する規定がなされており、特に「法規範文書」とは、 I) 法規範文書制定法第1章, 第2 章に規定される法文形式を有し,かつ権限ある国家機関が制定したもの,Ⅱ)権限ある中央 国家機関が法規範文書制定法第3章ないし第7章及び本政令に規定される手続に基づき制定 したもの、Ⅲ)すべての客体ないし特定グループに対し2度以上適用可能でありかつ全国な いし特定地域において適用される統一的行為規範を含むこと、IV)体系的、行政的、経済的 方策のみならず普及,教育,説諭等の方法により国家がその執行を保証していること,必要 とあれば執行確保のために強制的方策をとり,違反者への懲罰を策定すること,の4つの条 件を充足するもののみが、その範疇に入ることが分かった。したがって、少なくとも、上記 に定義される法規範文書はヴィエトナムでは狭義の「法」として、認識されるということは 言える。しかし、ヴィエトナムには、上記「法規範文書」の定義に当てはまらない文書でも 例えば Official Letter などの形式をとる「法規文書」という範疇が存在しており,実態的には その法規文書により法規範文書と同様の効果を持たせる例も少なくない。したがって,ヴィ エトナムにおける法概念は極めてあいまいであることから、何をもって「法」というかとい う問題に対する明確な解答を得ることはできないことが分かった。

他方,ヴィエトナムでは個々の裁判所が出す判例はその法規範性を有しておらず,法律解 釈権は国会常務委員会が有することとされている。したがって,司法部門にも法解釈権が与 えられておらず,その意味では司法部門といえども国会で決められた法律及びその解釈によ り,係争の際に法律を決められた形で適用するという機能を有するのみである。民主集中主 義をとるヴィエトナムではこれは当然の帰結であって,裁判所及び個々の裁判官により「法 解釈」という形をとって法規範の創造を行う権限を与えることは,ヴィエトナムの国家体制 の観点からあり得ないことだからであると考えられる。しかし,この観点で興味深いのは, 現実にはこのような形では機能しないということが分かっているのかどうか必ずしも定かではないが、その作用を補完するものとして、最高人民裁判所裁判官評議会、及び最高人民裁判所、最高人民検察院に対し「法の適用方法」という形で、実質的な「法解釈権」に関する授権が行われている、という点である。この点に関しては事例研究1及び2において既に検討を行ったが、両者にはその適用範囲(前者は民事関係、後者は刑事関係)の違いこそあれ、既に制定された法律について、特に問題となる各条文について、どのような解釈を行い、その結果としてどのように適用するか、ということを、それぞれ裁判官評議会決議、共同通達の形で示している。これは、より簡単化してとらえた場合、行政部門がその行政に関する各種決定事項を実行する際に、その決定に関するガイドラインが必要なことと同様に、司法部門であってもその実行(すなわち裁判時における法の適用)に関するガイドラインに基づかなければならないということであり、この意味からもヴィエトナムは三権分立を前提とした司法権の独立という概念とは違った国家体制を有していることを明確に示すものである。

上記のような民主集中制という国家体制から生じる理論的な限界に対する実質的な補完機能は、「法解釈」という問題以外にも準備されており、その一つが「試行的法律」及び実体法としての法的効力を有する「政令」の存在である。すなわち、繰り返しになるが、国権の最高機関は国会であり、国会が唯一の立法機関であるという大前提の下、急速に市場経済化を進める上で国会のみに立法機能を持たせた場合に現にある立法ニーズに追いつけない可能性が十分にあり、その立法機能を補完する意味で、国会常務委員会に「試行的法律」制定権限を、政府に「政令」制定権限を与えているのである。すなわち、ヴィエトナムは、緊急性の高い分野に関し、国会における審議を通さずに「法律」と同様の効果を有する法規範文書の制定権限を下位の国家機関に持たせることにより、実際上起こり得る問題に対応することができるような制度を作っている。

しかし、このことがヴィエトナムの法制度全体に与える影響を考えた場合に、法制度としての統一性に負の影響がないわけではないことが言える。先に述べたが、ヴィエトナムの法制度の最大の問題点の一つはその法規範文書の多さから起因する法制度自体が分かりにくくなっていることにある。確かに、法規範文書制定法では、各法規範の授権範囲が規定され、法律では何を規定すべきか、下位規範の授権範囲は何かということに関する定義がなされており、明確な法の階層性が存しているように見える。しかし、各法規範文書の権限範囲は上位法規範の権限を逸脱しない範囲でその適用細則を定めるという定義に止まっており、そもそも、何を上位法規で定めるべきか、何がその施行細則として授権されている権限なのか、という法の階層性上、個々の法規範文書についての厳格な位置付けがなされていないことに加え、裁判規範に至るまで、法律の適用に関するガイドラインが出される制度になっていることから、法の執行のために常にガイドラインが必要であるという体質を生む結果となり得る。すなわち、逆にガイドラインで補完される以上、法律は厳格に規定する必要はないという立法手法を生む可能性があり、結果として法律のあいまい性とそれを補完する大量のガイドライン的法規範文書の制定という悪循環を引き起こす可能性がある。また、「試行的法律」、実体法としての性格を有する「政令」の存在は、確かにヴィエトナムの直面する多大な立法

ニーズを満足するためには一つの有効な手段であるが、そもそもその両者の違いがどこにあるのかが明確でなく、法の階層からいっても下位の国家機関により国会法と同様の効力を有する法規範文書を制定できることになっていることから、制度上も法の階層性が確保されない法規範の存在を許していることになり、法制度全体として、法の階層性をあいまいにする一因となっていると見られる。

上記のような法規範文書制度そのものに問題点を有している以外に、立法過程に問題点を 有していることも考えられる。法律の授権範囲の甘さがその定義のあいまい性から生じるだ けでなく、その立法過程にそれらを確保することに制約要因となるものが存在している可能 性があるからである。

この観点から、本研究報告では、第2章において特に法規範文書制定法とその下で制定された政令第101号を中心としてヴィエトナムにおける立法過程を概観した。ヴィエトナムにおける立法過程は、①各国会期間に合わせ、5ヵ年立法計画を策定、②5ヵ年計画に基づき、個々の年度について年次立法計画を策定、③年次立法計画に合わせ、草案提出機関・責任機関・レビュー機関の指定が国会常務委員会によりなされ、それに基づき草案責任機関が草案委員会及び草案作業部会を設置、④草案委員会における草案作成と司法省による草案審査、国会提出、⑤国会各委員会における草案検討と必要に応じ聴聞、⑥国会における審議と承認、となっている。この法律の政令には、個々の立法手続に関し詳細な規定がなされており、草案の際に必要となる手続・活動や、司法省において法案の合憲性、法的統一性等を確保するための審査の手続などが定められており、これらの手続は例えば日本における法案策定の手続と基本的に大きく変わるところはない。確かに、実務的には若干細かい点でこの手続に基づかないで行われる例も見られるものの、原則としてこの手続に基づいて草案が行われる以上、そこに明らかな草案手続の欠陥がないことから国会に提出される法案の質は確保され、理論的にはヴィエトナムにおける法律及び法規範文書にまつわる問題を生じさせる手続ではないのではないか、と見ることができそうである。

しかし、先に述べたとおりヴィエトナムにおける法体系には種々の問題が存しており、もちろん、そもそも「法規範それ自体に起因する問題」が存していることは触れたが、その問題とは別に、実際には法案の質を確保すべき上記の手続が結果的に実質的に機能していないために、法律・政令で定められている立法手続もそれが単に立法手続の形式を確保するに止まり、法案の質を確保する体制になっていないことも考えられる。

以上のような問題意識のもとに、草案作成手続を概観した結果、草案手続に付随する問題点で法案の質を確保できない最も大きな問題は、次の2点であると考える。すなわち、国会での審議過程と司法省の法案審査権限・能力である。ここでその根底となるのはヴィエトナムの国家体制に起因する問題点である。すなわち、ヴィエトナムの根本原理である民主集中主義を原点としてその下で行われる立法作業は、常に民意の反映ということが念頭に置かれなければならず、法律は職業的な立法官のみにより作成される規範ではないということである。例えば、草案作業においても個人を含めた種々の関係者から意見聴取を行うことが義務付けられているし、そのために社会調査、ワークショップの開催が規定されており、国会常

務委員会の決定によるが重大な法律の場合には広く聴聞の機会も設けられる枠組みになって いる。もちろん、法律というものは個人、関係団体の利害に直接的な影響を与える規範であ ることから、それ自体は極めて重要なことでありいかなる民主主義諸国でもその程度の差こ そあれ、このような手続は民主主義国家にとって極めて重要なものである。しかし、それが ヴィエトナムの民主集中主義と結びついた場合に、若干様相は異なると考えられる。すなわ ち、利害の錯綜した場合にもそれらの意見を常に聞く仕組みを作っているし、法文それ自体 に対する民意の反映の機会をも確保することで、法律それ自体はもとよりその法文に至るま であらゆる意見の妥協の産物として生まれてくる可能性があり,それが出来上がってきた法 律の法律としての統一性,法としての姿それ自体に影響を与えることが考えられる。この点 に関し、2002年の改正法規範文書制定法では廃止された制度であるが、旧法のもとでは、国 会における法案審議を検討したときに特に顕著に見ることができた。すなわち、国会本会議 における法案審議及び採決に関しては個々の課題、個々の章及び法案全体に対する審議が行 われ、その採決も条文ごと、章ごと、法案全体に対する採決が行われることとなっていた。 他方,ヴィエトナムは直接民主主義的な要素を多く持つ体制であり,国会議員は憲法第97条 の規定により、選挙民及び国会の意思を代表するとされながらも、選挙民の監督に服し国会 での審議のために選挙民の意思を収集・反映させること、選挙民と緊密な関係を保持し自己 の活動及び国会の活動に関する報告義務を有している。これはもちろん、民主集中主義に基 づき、国権の最高機関である国会において国民の意思が最大限に反映される枠組みとしては 理想的なものであろうが、このように選挙民に対する説明責任を果たす必要がある結果、国 会における法案審議にも条文ごとにじっくりと審査が行われることから多大な時間を必要と しながらも、必ずしも法律とはどうあるべきかという問題に関する理解が深くない国会議員 たちの意見による法案条文の変更が行われるために、法律の質が確保できない可能性があっ た。すなわち、これら国会議員たちは法律の根幹をなすその立法趣旨と同様、個別条文の文 言に関する審議に深く関わってしまう結果、法案全体としての法的統一性が損なわれる危険 性がある。その意味で、2002年の改正は正にヴィエトナムにおいても問題意識を有している 上記の問題に適切に答えようとしている努力の現われではないかと見られる。

この関連で、事例研究3では上記のような手続にいかなる問題があったのか、更に明らかにすべく、国会審議の実際について現実の例に則して検討を行った。2000年に制定された婚姻・家族法を例にとると、109条からなる法案が国会に提出されたが、それに対して条文ごとに審議が行われ、結果として国会本会議の審議により変更が加えられることとなった条文は50にも上ったのである。このことから言えることは、国会における条文ごとの審議は、その審議内容はともかくとして、単に条文の趣旨説明を聞き国会議員が納得するというものよりは、個々の国会議員が意見を出し合い、最終的に条文それ自体を国会審議を通じて定めていくという正に実質的審議が行われているということである。しかし、現実に非常に重要な中身についての実質審議が行われるかといえば、必ずしもそうではなく、文言の言い換えのような事象に関わる審議部分が相当程度を占めていることも事実としてはあり、法としての統一性・体裁を確保するという極めて法作成技術的な部分である法文言が国会審議により変更

されるようになっている。

上記のような問題点は、先に述べたように国会審議を通じて法律としての統一性を損なう危険性があるという問題を惹起する可能性があるほか、法律の適用内容という極めて実質的な部分にも影響を及ぼし得る。すなわち、国会議員自体が各種団体、選挙区の利益代表としての性格を有し、最大限に意見を反映しなければならない存在であることから、結局、誰もが納得できる部分のみが合意の結果生じる法律として制定できる枠組みとなってしまう可能性はある。例えば、旧刑法において、「麻薬取引」が犯罪の一つに加えられ、その処罰規定が置かれたが、そもそも、麻薬取引とはどのような構成要件でどのような場合がこれに当たるのか旧刑法は沈黙しているし、民法の担保権の規定には質権及び抵当権は対象財産の価値が被担保債権の価値を超える場合にのみ設定できるとしているが、それでは担保権設定時の価値判断をどうするのか、設定後の価値変動の法的効果はどうか、などこれらの条文を実際に法として実行する上で問題になりそうな事柄に関しては明らかにされていない。すなわち、国会法は少なくとも国会議員の過半数が同意できる範囲に限定される結果極めて一般的な規定に止まり、法律というよりは政策ないし行為規範としての性格が強くなってしまっている。

上記のような国会での審議の実態、形態それ自体も政府を中心とした法案作成の姿勢に対する影響を及ぼす可能性がある。すなわち、市場経済化を進めるヴィエトナムには大きな立法ニーズがあり、外国投資の誘致、ASEAN 加盟のほか WTO 加盟をも視野に入れるヴィエトナムは、市場経済に関連する種々の法律を早急に制定しなければならない状況にあるのだが、国会においてこのような審議形態をとり、相当の時間を要する仕組みとなっており、かつ、国会審議中に条文の変更をも余儀なくされる状況にあることから、実際に草案を担当する政府や各省庁などは国会に提出する法律は、法律として統一性以上に、国会議員が直ちに納得できる内容であることを重視し、結果として実際に法律として運用するためには下位規範により制定していくことにして、国会法は誰もが納得できるその大枠を決め、下位規範に詳細規定を授権するという立法姿勢を生んでいると考えられる。すなわち、このような国会審議を前提にした場合に、いかなる立法手続をもってしても、そもそもそれ自体が法としての体裁を確保するように機能し得ないという可能性があると言えた。この点、2002年の改正により、いかなる改善が見られるか、今後の実証分析を待つ必要があろう。

他方,国会提出前に政府原案であれば司法省が直接草案審査を行い,また,政府原案でない場合でも,司法省は草案に対する意見を提出することがその権限として付与されている。この評価内容は,立法趣旨,適用範囲,実行可能性,法文の適否,合憲性,適法性,法的統一性であり,多岐にわたる。この権能は我が国における内閣法制局の法案審査に関する役割と似ているが,草案段階からこのような協議が行われるわけでなく,出来上がってきた草案に対する評価を行うことに加え,この評価が絶対的なもの,すなわち司法省のコメントが必然的に取り入れられるという性質のものではなく,両論併記により政府に提出されることもあり得る制度となっており,その権限自体も絶対的なものではない。また,司法省にはすべての法分野にわたる局を設置し,それぞれの法分野に関する専門家を擁するが,この評価は最短で15日間で終了するものであり,かつ毎年数十に上る評価を行うことが必要とされてい

ることから、実際にどの程度の評価が可能であるか、その評価能力にも一定の限界があると 言わざるを得ない。ちなみに司法省は政令に関する審査責任も有しており、この数は毎年数 百に上っており、この意味からも司法省の評価能力を超えている可能性がある。

上記のような結果として生じる法体系では、先に述べたように大量の下位規範の制定を必要とするが、もう一つの問題として、法規範文書制定法は下位規範、すなわち各省庁の通達などの制定手続きなどに対する定めがされていないということである。その結果、実際に法律を実施するために必要な法規範であり実態上非常に重要な規範であるところのそれら下位規範にはその制定手続、公開方法などが必ずしも明確にされていない状況にあり、水平的な関係、法規範としての体裁の評価などは草案の際になされることになっていない。元来、各省庁の通達の授権範囲は極めて限定されるものであるが、上記のような状況にあるヴィエトナムでは大きな意味を有する法規範文書であり、法体系全体を不明確にする大きな要因になっている。

上記のような立法手続に内包する問題より、国会における法律が自己完結的となりにくく その結果として、大量の下位法規範文書の制定を必要とする立法構造となっているという側 面を示したが、それにより更には下位規範同士の関係や下位規範と上位規範の関係が非常に 分かりにくくなっている。そこで、第三章ではこの問題を解決するために準備されたヴィエ トナムに特有な事後調整機能について概観した。既に触れたが、いわゆる違憲立法審査権が ヴィエトナムでは裁判所に与えられておらず、国会を頂点とした国家機関にその審査権限が 上位法規の授権範囲の逸脱に関する審査権限と同等のものとして与えられているという体系 を取るものであり,日本やアメリカなどのように三権分立のもとに裁判所に違憲立法審査権 を与え、チェック・アンド・バランスを確保するという体制ではない。ヴィエトナムでは、国 家機関が国会を頂点とした垂直的な機構となっており、ある国家機関には下位国家機関が制 定した法規範文書で違憲ないし上位規範に反するものの廃止,または効力停止を行う権限を 付与している。しかし、この適時の事後調整機能は事実上機能しておらず、また、法規範文 書の水平的関係,すなわちある法律の下位規範と同種の法律の下位規範との関係で同一ヒエ ラルキー上における矛盾、重複などが生じた場合にどのように処理するかという問題、を取 り扱うものではなく、事実上何年かに一度政府を中心として既存の法規範文書に関する見直 しが大規模に行われることに負うところが大きい。過去には1975年に南北統一が達成された ときにこの見直しが行われたが、1997年から再び見直しが行われており、2001年現在なお、 この見直しは継続中である。現在見直し中の暫定結果を見ると、まずその法規範文書の多さ には特筆すべきものがある。すなわち,法規範文書の合計は35万あまりに上っており,その 内訳も、相当数について、既に失効しているもの、上位規範の権限を逸脱しているもの、改 正の必要なものなどが存在していることが判明している。しかし、当然ながらこの作業は継 続中であることから、当該作業が終了し政府からの提案が行われるまで、なお、このような 問題が生じながらもこれらの処理は行えない状況にある。

したがって,適時に行われるはずの事後調整機能自体がヴィエトナムの法規範文書制度自体に有効に機能しているとは言えず,このような大規模な法規範文書の見直しも多大な時間

と労力を要する作業であり、その作業の間にも既に大量の法規範文書が制定され続けている 状況も考えると、Last Resort としての機能は有するが、それが法規範制度に内包された事後 調整機能として常時に有効に働くものであるとは言い難い。

第四章では、特に人民評議会・人民委員会の権能及び法制定権限について、検討・分析を行った。これは、特に法規範文書の中でも人民評議会、人民委員会の制定した法規範文書が圧倒的に多く、その数は30万以上に上ることや、国会を頂点とした縦型の国家体制をとるヴィエトナムにとって、「地方自治」という概念は馴染まないが、実態的には「王の法は村の垣根を越えない」と言われるように、地方の実態権限は極めて強いという複雑な関係になっていることから、現実にこの地方国家組織にいかなる権限があり、その法制定権限とその問題点を明らかにすることは有効と考えたからである。

地方における、基本的な構造としてまず挙げられるのは、人民評議会の位置付けである。 人民評議会は地方議会としての性格を有するが、国会の下にある機関という面も有しており、 国会常務委員会は人民評議会の法規範文書の廃止権限を有するほか、人民評議会自体の解散 権も有している。しかし、政府などその他上位国家機関から完全に独立ではなく、首相も人 民評議会の活動を指示するほか、人民評議会決議で上位法規の権限を逸脱したものの執行を 停止することができることとなっている。また、人民委員会は人民評議会の行政機関という 一般的な性格を有するほか、国家機関の最下部機関として国家政策の地方における実施を行 うことになっている。しかし、現実には人民委員会独自に地方行政を行うわけではなく、そ の下部組織として専門機関を有し、その専門機関を通じて地方行政を行っており、この専門 機関に対する人民委員会と上位国家機関の権限関係が極めて複雑であることから、その位置 付けはますます不明確になっているのである。

したがって、人民委員会の行政実施部門である専門機関に特に焦点を絞ってその権限関係 を検討してみると,理論的には,人民委員会は専門機関に対しその組織,機構,人事,活動 への指示、管理を行うこととされているが、専門分野における活動に対する指示は関係省庁 により行われることとなっている。しかし、何をもってして関係各省庁の管理下にある「専 門分野における活動」というのか、必ずしも明確でない。そこで事例研究4では、実際に人 民委員会の制定した法規範文書が上位法規の権限範囲を逸脱した例に基づき,人民委員会と その専門機関の位置付けに関し検討を行った。実際の人民委員会の構造はより複雑であり、 人民委員会の中には専門機関と中央直属機関の二種類の機関が存し、両者をまとめて人民委 員会の組織としていることが分かった。中央直属機関としては、公安局、人民裁判所、人民 検察院などがあり,これらの活動に対する人民評議会,人民委員会の関与は極めて弱く,組 織,人事,運営,予算などに対する権限は上位の国家機関が掌握し,これらの機関は人民評 議会に報告する義務を有するだけである。ただし、実態的には、地方の公安局長、人民検察 院検事正、人民裁判所長官は当該人民評議会委員の中から選出されることになっており、人 民評議会・人民委員会の関与は実態上大きいと見られ,逆に,専門機関とされる例で検討し ても、例えば司法局を例にとれば、その組織に関する決定を司法省組織に関する政令により 規定され、司法局長の任命に関しても司法大臣は一定の権限を有しているなど、人民委員会

から地方の司法局に対する関与は実際にはかなり限定されている。

これを法規範文書の制定という側面で考えた場合に、地方における行政の実施に必要とな る法規範文書の制定に影響を及ぼしていると見られる。すなわち、このような個々の活動を 行うことに際しその権限関係が複雑であることが人民評議会、人民委員会の制定する法規範 文書の性格及び授権範囲そのものを不明確にする要因となっているのである。しかしそれに 加え、法規範文書制定法上もその他関連法規においても、下位規範としての授権範囲はどこ までか、どのような手続により制定を行うか、ということが規定されておらず、統一的に法 規範としての質の確保を行う仕組みとなっていない。他方、草案の評価については、司法省 組織に関する政令とそれを実施するための司法省、政府人事委員会の共同通達により、地方 の司法局の権能として人民委員会からその権限を与えられ、違憲性、上位規範との整合性な どを評価することにはなっており、中央国家機関の制定する法規範文書における司法省の役 割と同様の役割が司法局には期待されている。また,それらの草案段階における評価に加え, 理論的には地方の専門機関の専門的な活動に関しては、その直属となる各省庁等が監督する ことになっているので、その活動に関する法規範文書に関する管理も関係各省庁によりなさ れることになっている。事例研究の例でいえば、運輸省がアン・ザン省運輸局に対する監督権 限を有し、その活動に関する法規範文書に関しても当然に監督権限があったと考えられるが、 現実には逸脱した法規範の制定を許容し、かつその状態が継続している状態が放置されてい ることを見るときに、これら草案評価機能、上位国家機関による事後評価機能が必ずしも適 切に働いていないとの疑義を生じざるを得ない。

結局,人民評議会,人民委員会の活動は,そのほとんどが専門機関を通じて行われることから,その活動に指針を与える法規範文書の存在は極めて重要であるにも関わらず,必ずしもその権限関係が明確でないことや法規範文書制定に関する明確な規定がないことから,大量の法規範文書の制定が行われるものの,その質は確保できていない状況にあり,ヴィエトナムの法規範制度を不明確にする大きな要因となっているのである。ただし,ここで一つ留意すべき点は,当該地方の独自性に従い,固有の法規範の制定を授権される場合である。アン・ザン省で問題となった車両のナンバー・プレート交付の事案ではそもそもその基となる政令に「省級の人民委員会主席はそれぞれの地域特性に基づき詳細規定を策定する」と規定され,これは厳密には地方自治とまではいかないが,各地方の裁量により独自の規定を行うことも想定される場合がある,ということである。すなわち,このような例に限っていえば,人民委員会は国家の統一的な管理という側面とその地域の独自性を勘案するという両面を有しており,これが実際の法規範制定に際し,地域特性をどの程度まで勘案できるのか,という新たな問題も内包しており,単に上位規範の範囲を逸脱しない,という事象だけでとらえにくい問題も有している。

以上より、ヴィエトナムの制度は、国会を国家の最高機関として位置付ける民主集中主義を基本原理として法律体系、立法体系が構築されているが、現実には、この理論を突き詰めていった際に生じる現実的な問題を「授権」行為により解決する体系であることが言える。 理論的にはいかなる諸国も同様の形態を有するものではあるが、ヴィエトナムでは、民主集

中主義を理論的に徹底させるために国会に法解釈権、立法権を与えているが、その実態的な 補完機能も準備し、前者に関しては「法適用方法」という形で、後者に関しては「試行的法 律」「政令」という形で下位国家機関に授権を行うことで, 理論を突き詰めていくことによる 実質的な限界を回避しようとしている。しかし、このことは法制度全体の統一性を見たとき に負の効果を有している。すなわち,結果として国会で制定される法律は合意可能な最小限 に止まり、法規範というよりは行為規範に止まることから、それを実態的に「法」として機 能させるのは、法律により授権された施行細則的な下位法規範となる。このことが現在ヴィ エトナムが直面する法規範文書が大量にすぎて法制度全体が不明確になるという問題を引き 起こす要因となっている。

また、特にその数が多い人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書については、上述 の問題だけでなく、そもそもそれら地方機関の位置付け、すなわち中央国家機関との関係、 実態的な地方自治の問題など複雑な様相を有しており、これも法規範文書体系の明確化にと って障害となっている。

このような中で、ヴィエトナムとしていかなることをなすべきか、また、それに対し、国 際協力はどうあるべきかなどに関しては、今後、各ドナーの活動やその効果などに関する調 査・研究を継続することで、更に本研究報告を深めていきたいと考えている。

#### 「参考文献・法令リスト〕

- 1. ヴィエトナム憲法: 1992年4月15日(及び2001年改正)
- 2. 国会組織法: 1992年4月15日
- 3. 政府組織法: 1992年9月30日
- 4. 人民評議会・人民委員会組織法: 1994年6月21日
- 5. 法規範文書制定法: 1996年11月12日(及び2002年改正)
- 6. 98年刑法第185条 e, i
- 7. 婚姻・家族法: 2000年6月9日
- 8. 年次立法計画に関する国会決議(1997年~2001年)
- 9. 草案権限等の割当てに関する国会常務委員会決議(1997年~2001年)
- 10. 政府事務局の義務,権限に関する政令: 1993年8月6日
- 11. 司法省の機能,義務,権限,組織に関する政令: 1993年6月4日
- 12. 法規範文書制定法施行細則に関する政令: 1997年11月23日
- 13. 証券等の取引に関する政令: 1998年7月11日
- 14. 運輸省の下にヴィエトナム陸上運送局を設置するための政令: 1993年1月30日
- 15. 路上及び市街地における交通秩序及び安全確保に関する政令: 1995年5月29日
- 16. 越国内における外国企業及び外国旅行会社の管理に関する政令及び共同通達: 2000年 9月,10月
- 17. 運輸省の機能,権限,責任,組織に関する政令: 1994年3月22日
- 18. 法規範文書の見直し、体系化のための政府特別委員会設置に関する首相決定: 1997年

#### 5月28日

- 19. 1991年7月1日以前に建設された住宅で渉外的要素を有するものの取引に関する国会決議の草案委員会設置に関する司法省決定: 2001年3月30日
- 20. 企業倒産法草案委員会設置に関する最高人民裁判所長官決定: 1999年12月1日
- 21. 2000年の婚姻・家族法の各条文適用方法に関する最高人民裁判所裁判官評議会決議: 2000年12月23日
- 22. 98年刑法第7章「麻薬関連犯罪」の適用方法に関する共同通達: 1998年8月5日
- 23. 地方における法務局等の責任,権限,組織に関する施行細則に関する共同通達: 1993 年7月26日
- 24.アン・ザン省における路上及び市街地における交通秩序及び安全確保に関する規則についての人民委員会決定: 1995年7月26日
- 25. 92年憲法改正に関する聴聞計画書: 2001年8月15日
- 26. 婚姻・家族法に関する国会審議議事録: 2000年6月
- 27. ベトナムの国家機構: 2000年5月31日 白石昌也著 明石書店
- 28. ベトナムの政策決定過程 第9章ベトナムの地方行政制度: 1998年10月 野本啓介財)日本国際問題研究所

# 越国の法体系

97年に公布された Law on the Promulgation of Legal Documents によれば、越国の法体系は以下のとおりとなっている。

法 規 範	制定機関	授権法規等	内容	関連条文
1-1. 憲法制定	国会			
1-2. 憲法改正	国会の3分の2	憲法		憲法88条
2-1. 法律 (Law)	国会	憲法	一般的な法律	Art.13, Art.20
2-2. 国会決議 (Resolution)	国会	憲法	経済・社会計画・政策,国会関連組織体制,条 約の批准等	Art.13, Art.20
3-1. 試行的立法 (Ordinance)	国会常任委員会	上記1及び2 (国会による授 権が必要)	国会の授権範囲内での一般法規だが,一定期間 後に国会に提出し国会で法律化するかどうか最 終決定を行う。	Art.13, Art.21
3-2. 常任委員会決議 (Resolution)	国会常任運員会	同上	法解釈,法体系管理,政府機関(最高検,最高 裁を含む)管理等	Art.13, Art.21
4. 国家主席令・決定 (Order, Decision)	大統領	上記1~3	内容は多岐,大統領は草案権限を省庁等に付与 することができるが最終的に大統領名で公布さ れる。	Art.14, Art.54
5-1. 政府決議 (Resolution)	政府	上記1~4	特定政策の遂行,予算執行,対外行政協定の締 結等	Art.15, Art.56
5-2. 政令 (Decree)	政府	同上	・ 1~4の施行細則 ・ 制定までに充分な環境・条件が整っていない場合に法律・試行的立法に代わり法的効果を持つ規範(国会常任委員会の承認必要)	Art.15, Art.56
6. 首相決定・指示 (Decision, Directive)	首相	上記1~5	政府の方向性,運営に係る政策,個々の行政府 の役割の明確化等	Art.15, Art.57
7-1. 行政府決定 (Decision)	各行政府	上記1~6	各行政府の組織規定	Art.16, Art.58
7-2. 行政府指示 (Directive)	各行政府	同上	下部・関係組織の管理規定	Art.16, Art.58
7 — 3. 行政府通達 (Circular)	各行政府	同上	上記1~6に関し自省庁の管轄下にあるものに 関する運用ガイドライン(草案は、関係省庁、 県レヴェルの人民委員会への送付が必要)	Art.16, Art.58 Art.66
8. 最高人民裁判所裁判官評議会決議 (Resolution)	裁判官評議会	上記1~5	裁判所の法律運用ガイドライン (最高検,司法省,各種裁判所等から意見聴取)	Art.17, Art.67 Art.68
9. 最高人民裁判所長官·最高検検事総長決定, 指示,通達(Decision, Directive, Circular)	検事総長	上記1~5	人民裁判所・検察組織の管理,権限・役割の規 定	Art.17, Art.69 Art.70
10-1. 省庁共同通達 (Inter-agency Circular Joint Circular)	担当省庁	上記1~6	複数省庁にまたがる上記1~6の運用ガイドラ イン	Art.18, Art.71
10-2. 最高検・最高裁 共同通達(Joint Circular)	最高検・最高裁	同上	手続法律の統一的運用ガイドライン	Art.18, Art.72
11-1. 人民評議会決議 (Resolution)	人民評議会	上記すべて	本法に内容に関する規定なし(ただし越国憲法 上 (第120条) は実施細則とされている)	Art.19
11-2. 人民委員会決定 ·指示(Decision, Directive)	人民委員会	上記すべて	本法に内容に関する規定なし(ただし越国憲法 上 (第123,124条) は実施細則とされている)	Art.19

## 事例研究1:婚姻・家族法に関する最高人民裁判所裁判官評議会決議の検討

裁判官評議会決議の制定内容の際立った特長は、①法律の適用方法に関する指示を与える こと、②判決趣旨を明確にすること、の2つがある。

この2点については、まず①についてそもそも憲法上では国会及び常務委員会のみが「法解釈権限」を有するとされ、したがって必然的に裁判官評議会決議の権限範囲は、法解釈とは異なる概念として「法適用」をとらえ、それについての指示を与えるという趣旨のものである必要がある。しかしながら、例えば、「法の解釈」とは有斐閣「法学小事典」によれば、「「解釈」は元来「意味の認識」を意味するが、法の解釈は法適用という実践の予備作業である。」とされており、もちろんこの「解釈」の中には単に条文文言だけでなく、その条文の趣旨やその真の意味を発見し提示する作業もあり得るが、基本的には法適用を実践するために特定条文についてどのように適用することが妥当かを提示するということであろう。

その意味からいえば、少なくとも法の適用方法とは法解釈の一部であると理解した方が分かりやすいようにも思える。

他方,②に関しては元来ヴィエトナムにおいて判例は非公開であり、「判例拘束性」はない、 と言われているが、それを補完し判決から得られる経験を蓄積しそれを生かすという点で、 重要な意義を有していると考えられる。

したがって、以下では2000年12月に制定された「婚姻・家族法の幾つかの条文の適用に関するガイダンスについての最高人民裁判所裁判官決議」の一部条項について、具体的にその内容がどうであるのか検討を行うことにする。なお、特に、本来上記①に関しては、同じ法律について国会常務委員会決議と最高人民裁判所決議があれば、その比較検討から越国では何が「法解釈」で何が「法適用方法」であるのかより明確にすることが可能であるが、現在のところそもそも国会常務委員会による「法解釈」に関する決議がなされたことがなく、ここでは最高人民裁判所裁判官評議会決議のみを分析せざるを得ないため、必然的にその分析には限界があることを付言しておく。

#### 1. 分析対象決議の概要:

- (1) 決議名:婚姻・家族法の一部条文の適用に関するガイダンスについての最高人民裁判 所裁判官決議(02/2000/NQ-HDTP)第2条「非合法的婚姻の無効」及び第3条「夫婦の 共有財産」
- (2) 制定時期及び施行時期:2000年12月23日制定,2001年1月1日施行
- (3) 条文趣旨:

第2条:いかなる場合に裁判所は「非合法的婚姻の無効宣言」をなし得るか及びその 効力

第3条:婚姻当事者の一方の死後,共有財産の分割,処理方法

- (4) 婚姻·家族法関連条文:
  - ① 第8条第3項:非合法的婚姻の定義

- ② 第9条及び第10条:婚姻の条件
- ③ 第11条~第14条:婚姻登録
- ④ 第15条~第17条:非合法的婚姻の無効
- ⑤ 第31条第3項:一方配偶者の死による生存配偶者の相続権

## 2. 婚姻・家族法関連条文の概要:

- (1) 第8条第3項によれば、非合法的婚姻とは、男女が婚姻登録を行い婚姻関係に入ったが、法律に定められた諸条件に違反した場合をいう。
- (2) 第9条によれば、婚姻の条件は以下のとおり。
  - ① 男性は20歳以上、女性は18歳以上であること
  - ② 婚姻する男女の自発的行為により行われること
  - ③ 第10条で定められた禁止条項(例えば近親婚や重婚,同性婚,禁治産者等(民法第 24条))に抵触しないこと
- (3) 第11条~第14条では婚姻登録の条件及び手続が規定され、この婚姻登録が正しく行われなかった場合にその婚姻が法的効力を有さない旨が規定されている。
- (4) 第15条及び第16条では非合法的婚姻の申立権者,裁判所による無効宣言が規定され,特に無効申立権者は以下のとおりとなっている。
  - ① 非自発的に婚姻関係に入った者
  - ② 人民検察院
  - ③ 婚姻当事者,その両親及び子供,児童保護関係団体,女性団体等
- (5) 第17条によれば、無効宣言の効果は以下のとおり。
  - ① 裁判所による無効宣言がなされると、婚姻関係は停止する。
  - ② 夫婦間の子供の利益は、離婚をしたときと同様に取り扱われる。
  - ③ 財産に関しては、個人財産は個人財産として個々の当事者に帰属し共有財産は当事者間の合意のもとに分割されるが、当該合意が得られなかった場合、当事者の請求により裁判所が決定、その場合、個々の当事者の貢献度及び、妻及び子供の権利を確保することが留意される。
- (6) 他方,第31条第3項では、遺産分割が生存配偶者及び生存家族の生活に甚大な影響を与える場合には、生存配偶者の請求に基づき、裁判所は遺産配分をあらかじめ決めておき、遺産分配自体を遅らせる決定を行う。この場合、裁判所が定めた一定期間が経過したか、生存配偶者が再婚した場合には、他の相続人は裁判所に分割を請求できる、とされる。

# (参考) 民法における規定:

民法第688条第2項では相続財産が分割可能でない場合,そのものに対する単一相続人および相続財産の価値について相続人間で合意し、相続合意(第684条)に基づき分配されるか、当該合意がなされなかった場合、売却の上その売却代金が相続人間で分配される。また、同第689条では、遺贈者の遺言により又は、相続人

全員の同意があった場合には,一定期間経過後相続財産を分配する,とされている。

#### 3. 裁判官評議会決議第2条の概要:

- (1) 非合法的婚姻とは、婚姻手続(第11条以下)が婚姻·家族法の規定に基づき正しく行われたが、その婚姻関係自体が第9条の婚姻の条件に違反する場合をいう。したがって、仮に婚姻手続自体が法律に基づき正しく行われなかった場合、例えば責任機関に登録が行われなかった場合や、現実にはよく起こる状況であるが婚姻する男女2名が登録に立ち会わなかった場合などに関しては、そもそも婚姻としての法的効力を有さないだけである。したがって、これらの場合、仮にその婚姻内容も第9条に違反している場合であり、かつ申立権者からの請求があった場合であっても、裁判所はそもそも法的効力を有さない当該男女関係に婚姻無効宣言を行わない。
- (2) 婚姻の条件である適正年齢に関し、以下のとおりとする。
  - ① 非合法的婚姻に対する無効申立てがあった時点で、婚姻当事者のうちの1名ないし 双方が婚姻年齢に達していない場合には、裁判所は無効宣言を行う。
  - ② 非合法的婚姻に対する無効申立てがあった時点で、婚姻当事者の双方が婚姻年齢に達している場合、婚姻関係が幸福に送られず婚姻継続の意思を有さない場合においては裁判所は無効宣言を行い、婚姻関係が幸福に送られ子供及び共有財産を有する場合においては裁判所は無効宣言を行わない。後者の場合、その後に紛争が生じた場合には離婚関係として取り扱う。
- (3) 非自発的婚姻関係の場合には、婚姻関係が幸福に送られず婚姻継続の意思を有さない場合においては裁判所は無効宣言を行い、婚姻関係が幸福に送られ子供及び共有財産を有する場合においては裁判所は無効宣言を行わない。後者の場合、その後に紛争が生じた場合には離婚関係として取り扱う。
- (4) 重婚の場合,南北分離時代に南ヴィエトナムで婚姻しその後北に渡って婚姻した場合には78年の通達60/TATCで制定されたとおりの取扱いとし,他方,前婚姻期間中に極めて不幸であり婚姻関係を継続できない場合に当該者が他の者と婚姻関係を開始した場合には,無効宣言の申請がなされた時点において既に前婚姻関係に関し離婚が成立している場合については,裁判所は婚姻無効宣言を行わない。ただし,新たな婚姻関係に関しその後に紛争が生じた場合には離婚関係として取り扱う。

## 4. 裁判官評議会決議第3条の概要:

- (1) 第31条第3項で規定される「甚大な影響を与える場合」に関し留意すべき点は、仮に相続財産を分割した場合に残された家族が大きな困難に遭遇する、例えば住む家がなくなるような場合、甚大な影響があるということである。
- (2) 上記(1)に関連し、以下のような2例が提示されている。
  - ① A氏は婚姻前に25平米の4階建て自宅を購入した。B氏と婚姻後にもこの財産は共

有財産に繰り入れられなかった。子供が生まれた後、A氏は死亡し遺言を残さなかったが、A氏の両親がA氏の財産である自宅にかかる遺産分割を請求した。B氏とその子息は住む家を持たず、新たな家を建てる状況になかった。しかも、当該自宅は分割できるものではない。この場合、遺産分割はB氏と子息に甚大な影響を与える。

② C氏はD氏と婚姻,共同で20平米の自宅を購入した。夫婦に子供が生まれてからC氏は死亡し遺言を残さなかった。C氏の両親はC氏の持分である自宅の一部に係る遺産分割を請求した。D氏と子息は他に住む場所を有さず,もし自宅が分割された場合にはD氏とその子息が最低限の生活水準を確保することが出来ない。また,D氏はC氏の両親に対し金銭により分割額を支払うことができる状況にない。この場合,遺産分割はD氏とその子息に対し甚大な影響を与える。

#### 5. 検討:

(1) 上記の決議内容を概観すると, 実質的には, 当該婚姻・家族法の条文内容を解析し, 実 際の係争の場でどのように適用するか、ということに言及しているという意味で「法解 釈である」と言えるように見える。例えば、第2条a項ないしc項において、そもそも 婚姻登録に関する手続上の瑕疵があった場合には、婚姻無効という概念は発生せず、当 初より婚姻関係としての法的効力を有さないと規定する。確かに、婚姻・家族法第11条 では手続上の瑕疵ある場合には、当該男女関係は法的効力を有さないとの規定はあるが、 本法では手続上の瑕疵と実体上の瑕疵との間の関係、特に手続上の瑕疵があった場合に 非合法的婚姻となるのか否か、という点に関して必ずしも明確ではない。同法第8条で は前述のとおり単に「非合法的婚姻とは、婚姻登録を行ったが法律で定められた婚姻の 条件に違反した場合」と規定するだけであり、そもそも婚姻登録に瑕疵があった場合が これにあたるのか明言されていないことから,それを裁判官評議会決議により明確化し た形となっている。これは、特にそのような「男女関係」を解消する(例えば非合法的 婚姻であれば無効とする)場合に,その効果が大きく異なってくるという意味でその影 響は大きい。すなわち,婚姻無効の効果は,基本的には「離婚」の場合と同様,原則と して将来効のみが発生し、婚姻期間中に生じた法律関係に関しては、離婚の場合と同様 の取扱いを行う。特に共有財産の分割に関し、女性及び子供の権利保護に重点を置いて いる意味でその趣旨が顕著に現れている。他方、手続上の瑕疵ある場合には、たとえそ れがその他の点において通常の婚姻関係と同様であったとしても、絶対無効であること から,その間の法律関係に関しても,例えば通常の共有財産の分割と同様の取扱いがな されることとなる。このような取扱いの適否は捨象しても、裁判官評議会が前述のよう な判断を行うことは手続の瑕疵により法的婚姻関係とならない男女関係の取扱いに関 し非常に大きな意味を持っている。しかし、一つ面白いのは、このような手続上の瑕疵 による絶対無効の中で唯一婚姻と同等の効果を有している場合を規定しているところ である。上記裁判官評議会決議第1条で非合法的な結婚の条件につき,説明がなされて いるが、その中で「何をもって重婚というか」ということの前提となる条件の中で、同

- 決議はたとえ婚姻登録がなされていない場合であっても、それを婚姻関係にあるとみなしている点である。他の場合に関しては、絶対無効としているにもかかわらず、事実婚状態にある婚姻を重婚の対象としており、この背景にはおそらく婚姻関係を開始しても婚姻登録を行っていない夫婦の数がこの国では少なくないものと考えられる。
- (2) また、婚姻無効に係る条件の解釈に関しても、婚姻年齢、非自発的婚姻、重婚の場合 であって,法文上は当然に無効となる場合であっても,その状況に応じ,無効宣言を行 う場合、行わない場合の場合分けを行っている。これらを通じて言えることは、たとえ 婚姻自体に内容の瑕疵があった場合でも現在の婚姻関係を重視し、現在の婚姻関係が幸 福に継続しているのであれば,裁判所は無効宣言を行わないとしている。婚姻家族法に おいてはこのような趣旨の条文は見当たらないことから、明らかに裁判事例の集積及び 「婚姻」というものの趣旨を最高人民裁判所裁判官評議会が見出し,実際の係争関係に おける補完を行っている。すなわち、裁判官評議会は法律の意味内容を発見、新たな法 を創造しているという意味でこれは,一般的な意味での法解釈に当たると言えるであろ う。なお、非常に興味深い点は、上述のとおり手続上に瑕疵があった場合には、そもそ も絶対無効としていることから、たとえそれが通常の婚姻と同様の関係を継続している 場合であっても、それを法的婚姻関係とは認めないにも関わらず、内容的な瑕疵のある 場合については、絶対無効というよりは取消可能である婚姻関係であるという位置付け をしていることである。手続に瑕疵ある場合には、前述のとおり重婚における事実婚状 態の場合の取扱いを除いては,いかなる場合においてもそれを婚姻関係とは認めないと いうことから、内容的な瑕疵ある場合のように現在の当事者関係を重視するということ にはなっていないし、婚姻無効宣言がなされる場合のように離婚の場合と実質的に同様 の取扱いを行うということになっていないことから、両者を比較した場合、裁判所とし ては手続上の瑕疵をいかなる場合においても認めないという趣旨が明確に示されてい る。これは,上述の登録されていない婚姻関係の重婚関係における取扱いに示されるよ うに,そもそもそのような手続を正しく行わない婚姻の存在は認めているばかりか,そ の数も少なくないことに対する認識も有することをも前提にした上で、最終的にはこれ らのケースを婚姻として処理しないということを明確にしている。すなわち,越国にお いては、国家の定めた手続に従うことを絶対的な条件としており、これに従って婚姻関 係を開始しない場合には現状にかかわらず婚姻関係とは認めないということである。例 えば、日本の場合民法第739条第2項には越国婚姻・家族法と同趣旨の規定があり、婚 姻の届出は当事者双方及び成年の証人二人以上から,口頭又は署名した書面で,これを しなければならない、とされているが、第742条第2項では、当事者が婚姻の届出をし ないときは無効としながらも、第739条第2項の条件を欠くだけの場合には婚姻の効力 を妨げられることはないとされており、越国で絶対無効となる条件の場合でも日本では 婚姻自体は有効としている。このことは「婚姻」という一つの事象ではあるものの,「登 録」という国家管理的色彩の強い行為に関し、両国の政策の違いが示されており、前述 の重婚関係の場合には婚姻登録を行っていないことが新たな婚姻関係を創設しようと

する者の利益に働かないことをも合わせ考えると,婚姻登録を促進することを国家の一つの政策としていることを示すものであろう。

(3) 他方,裁判官評議会決議第3条では、夫婦の一方が死亡した場合に生存配偶者及び家族の生活に甚大な影響を与える場合には請求に基づき遺産分割を遅らせることができるとの婚姻・家族法の条項について、二つのケースを想定し、「甚大な影響を与える場合」を示している。本条項は裁判上過去に争点となってきたケースについて一つの結論を出しているとという意味では法適用の方法ではあるものの、過去の判決に基づき判決趣旨の明確化という部分も併せ持っているものである。

まず第一点として,「甚大な影響を与える場合」 の想定として, 基本的には住居の分割 が考慮されているということである。住居以外にも夫婦で共用していた生産手段の分割 なども対象となろうが、ここでは特に触れられていない。そもそも越国では個々の裁判 官に法律解釈権が与えられておらず,また個々の判例が拘束性を有するものでないこと から、例えば実際のケースが生じたときに「何をもって甚大な影響を与える場合という のか」ということを個々の裁判官が適切に判断しないか、できない状況にある可能性が ある。すなわち,本裁判官評議会決議の内容は,極めて常識の範囲内の結論でしかない のであり事実認定の境界線上に位置するものではない。つまり, 一方配偶者が死亡し, 仮に住居を分割した場合に住む家を有さない場合に当該遺産分割が「甚大な影響を与え る」ということにはおそらく疑う余地のない事柄であろうと思われる。しかしながら、 このような内容に関しても裁判官評議会で決議する必要があるということは,実際に 個々の裁判官はケースを判断する際に何を判断するのかという問題に直面するし,逆に 前述のとおり事実認定の境界線上に位置するケース(明らかに分割可能財産で、その分 割が残された家族が生活を維持していく上で影響を与えることとなるが、それが甚大か 否かの判定困難なケース)について示唆を与えるものではないのである。そのような場 合に個々の裁判官は独自の判断で行うのか、裁判官評議会決議の例示(住居を失うとい うこと)に当てはまらないために,「甚大な影響を与える場合」としないのか,不明で ある。

第2点としては、裁判官評議会の例示は極めて個別具体的であるということである。これは二つの例を比較してみるとより興味深い。単に個々の裁判官が判断をする際の指針とすることを目的とするのであれば、①いかなる対象財産か、②その所有権関係はどうなっているのか、③当該所有権関係に対する婚姻及び一方配偶者の死亡の関係は(遺言の有無等)、④遺産分割請求の有無、⑤分割した場合の生存家族への効果、を示し、それを示すことで足りるように思われる。しかし、二つの例示に関し、③及び④は事実として同様であり、①に関しても自宅であるという点で同一であるにもかかわらず、一方では25平米4階建て、他方は20平米の自宅というように区別して記述しているが、その両者の差異が最終的な法的効果にいかなる影響を与えるとも考えにくい(しかし、前者の場合分割不可能財産で後者の場合分割可能財産であるようにも見えるが明示はされていない)。結局、両者の差異は、②の点、すなわち婚姻前に購入された財産で婚姻

後共有財産に繰り入れられなかった財産であるか、婚姻後に共同で購入された財産(おそらく特段の定めがない限り婚姻・家族法第27条により共有財産とみなされると思われる)であるかという差異、及び⑤の点、すなわち前者の場合、分割可能でなく他に住居を持つことが出来ない状況にあり、後者の場合、他に住居を持たず金銭による分割もできない状況にありかつ分割した場合に最低限の生活水準を維持できない、という2点に尽きる。ここで内容的にさらに検討すると、特に後者の例の場合に本例示に問題が更に生じないわけでもないことを付言する。すなわち、第一点として、婚姻・家族法第31条第2項では一方配偶者の死亡の場合にその夫婦間の共有財産は他に特段の取決めがない場合には、生存配偶者が管理することとされているが、その条項との関係が分からないこと、及び「分割した場合に最低限の生活水準を維持できない」とされるが、この最低限の生活水準とは何か、という点に関し個々のケースではなお新たな判断の必要が生じるということである。

(4) 以上のように、越国では「法解釈」と「法の適用方法」と形式的には分割しているものの、実質的には、「法の適用方法」という枠組みの中で最高人民裁判所裁判官評議会が法解釈を行っている。しかし、他方越国全体の法体系を考えたときに別なとらえ方も可能である。すなわち、例えば各省は管轄法律や試行的法律を制定した際に、通達等でその詳細な適用基準等を制定していく。これは、もちろんそれに関係する第三者に対し拘束力を有するものであるが、各省の立場でいえば各省が当該法律を運用していく際にどのような指針でこれを行っていくか、というものに関する法規範文書としての性格を有しているのである。その意味で、本決議についても各省の制定する通達と同様、裁判を行うという枠組みの中における法の施行細則としての法規範文書としても位置付けることも可能なのである。元来、三権分立が明確な国家においては、司法、立法、行政の権能が分化され、司法機関が立法を行うことは考えられないが、越国においては、最高人民裁判所も法律の草案権限を有するなど、必ずしも厳格に権能分化がなされていない。したがって、本決議に関しても法律の施行細則として位置付け(実際に本決議は越国の「法規範文書制定法」において一つの「法規範文書」とされている)を行った場合、上記のような「法解釈権」の問題には一つの解答が得られることとなる。

## 事例研究2:最高人民裁判所、最高人民検察院共同通達の検討

既に,事例研究1において最高人民裁判所裁判官会議決議について検討を行ったが,ここでは最高人民裁判所,最高人民検察院による共同通達に関する検討を行ってみようと思う。

この検討の趣旨は、既に述べたように法規範文書法第67条では、裁判官会議決議は「各裁判所に対する法規範文書の統一的適用方法に関する指示及び判決要旨に関する決議」とされており、本件共同通達は同法第72条で規定されるとおり、「法の共通適用についてその適用手続に関連し、またこれらの機関の目的及び権限範囲に関する事項についての共同通達」とされており、少なくとも法文上は、前者はより実体法に近く、後者は手続法に近い概念のようにも見えるが実際にどうであるのか明らかにしようというものである。

現実には、後者の場合すなわち共同通達の場合には、一般民衆が当該法律に基づき取引等を行うための手続というよりは、国家がその法律に基づき法を執行する際の諸問題につき解決を与えるものとの色彩が強く、例えば最高人民裁判所、最高人民検察院、公安省が共同通達を制定し、ある犯罪に関しどのような場合がその犯罪に当たるのか、などを説明する場合や、両者と土地総局との間で制定された共同通達で、土地使用権付与に伴う紛争に関する裁判所の管轄の問題を取り扱う場合などがある。後者の場合に関しては、そもそも土地紛争自体が純粋な民事上の問題ではないこと、すなわち越国では土地使用権の付与は国家により行われるため、行政行為としての色彩が強いこと、また、右に関する紛争については管轄する人民委員会だけでなく、人民検察院も関係者となって関与することから、このような形の共同通達もあり得るのである。したがって、本件に関しても純粋な民事関連の取引とは性格がかなり異なっており、むしろ行政処分に関連した紛争との性格が強い。

以下では特に1998年8月に制定された「刑法第7章の麻薬等関連の犯罪の諸条項の適用に関する共同通達」(02/1998/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BCA)の一部を分析することを通じて本共同通達ではいかなることが決められているのか明らかにしようと思う。

#### 6. 分析対象共同通達の概要:

- (1) 通達名:「刑法第7章:麻薬等関連犯罪の諸条項の適用に関する共同通達」 (02/1998/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BCA) 第1条, 第2条
- (2) 制定機関:最高人民裁判所,最高人民検察院,公安省
- (3) 制定時期及び施行時期:1998年8月5日制定,制定後15日で施行
- (4) 条文趣旨:

第1条:刑法第185条eにおいていかなる取引が「麻薬等取引」に当たるか。 第2条:刑法第185条iにおける「麻薬等の不法使用の準備・組織化」とは何か。

- (5) 刑法関連条文:以下に掲げた条文は2000年の刑法改正以前の刑法に基づいているため、新刑法の各条文とは必ずしも対応していない。
  - ① 第185条 e:麻薬等の取引
  - ② 第185条 i:麻薬等の不法使用の準備・組織化

## 7. 刑法関連条文の概要:

- ① 第185条 e によれば、「いかなる形態によっても麻薬等を取引した者は3年から10年の懲役に処す」とされ、種々の加重条件が示されている。例えば、麻薬等取引を行ったものであって、複数回の取引、準備・組織化した場合、権限を利用して行った場合などについては10年から15年の懲役が規定されている。
- ② 第185条 i では、「いかなる形態によっても麻薬等を不法使用を準備・組織化した場合には、2年から7年の懲役に処す」とされ、第185条 e とほぼ同様の加重条件が規定されている。

#### 8. 共同通達第2号第1条,第2条の概要:

- (1) 本通達の趣旨は、同年に刑法改正に関する共同通達第1号が制定されたが、地方の法 律執行機関から公文書、電話などで、麻薬等の取引、麻薬等の不法使用への関連、等に 関するより詳細な施行細則の制定の要請が多数あったことから制定するものである。
- (2) 本件共同通達第1条によれば第185条 e における「麻薬等取引」とは以下のとおり。
  - ① 他人に麻薬等を不法に売却した場合
  - ② 他人に不法に売却する目的で麻薬等を購入した場合
  - ③ 他人に不法に売却する目的で麻薬等を所持した場合
  - ④ 他人に不法に売却する目的で麻薬等を輸送した場合
  - ⑤ 不法な交換,支払い目的で麻薬を使用した場合
  - ⑥ 他人に不法に売却する目的で自己の財産(金銭以外)を使用し麻薬等を手に入れた 場合

上記①,⑤に関しては、当該麻薬等についてその入手先がどのような場合であって も刑事責任の対象となる。

上記②,③,④,⑥において,刑事責任の対象となるのは「他人に不法に売却する目的」が立証される場合だけであり、それが立証できなければケース・バイ・ケースで行政処分の対象になるかどうか、ないし第185条cの麻薬等の不法所持に当たるか、第185条dの麻薬不法輸送に当たる場合がある。

第185条 e に関連し、それを準備・組織化したもの、幇助したものも、同条により刑事責任を問う。

- (3) 第185条iの「麻薬等の不法使用の準備・組織化」は以下の場合である。
  - ① 他人の身体に麻薬等を不法に注入することに関連し、命令、指示等を行った場合
  - ② 他人の身体に麻薬等を不法に注入することに関連し、注入場所の借入れ、自己の所有権、管理権のある場所の使用を行った場合
  - ③ 他人の不法使用目的で、当該者に対し不法売却の場合を除き麻薬等を与えた場合
  - ④ 他人の身体に麻薬等を不法に注入することを目的として、いかなる形態によっても (購入,譲受,所持,生産等)麻薬等を準備した場合
  - ⑤ 他人の身体に麻薬等を不法に注入することを目的として、麻薬等の不法使用を準

備・組織化するもののために、麻薬等使用者を探した場合

- ⑥ 他人の身体に麻薬等を不法に注入することを目的として、いかなる形態によっても (購入, 譲受, 所持, 生産等) 不法使用のための方法, 器具等を準備した場合
- ⑦ 上記以外の場合で、以下の処分を既に受けているものが、他人が麻薬等の不法使用を行うことを準備・組織化した場合(例えば、麻薬等の不法使用のために金銭その他の提供、貸付、不法使用を直接的に幇助した場合)
  - 1. 麻薬等関連犯罪を既に犯しており、刑期を終了していない場合
  - 2. 麻薬等関連で行政罰を受け、その期限が終了していない場合
  - 3. 麻薬等関連犯罪で、刑事罰の対象から除外されたが、当該刑事罰除外期間から1 年以内の場合
  - 4. 権限ある機関等から教育等を受け、その教育期間終了から1年以内の場合

## 9. 検討:

(1) 上記のとおり、本共同通達は、その制定趣旨から言って97年改正刑法では麻薬等に関 連する犯罪の具体的な内容に関しその定義があいまいであることから、実際に当該刑法 を適用する際に混乱が生じたことにより制定されたものであるが、確かに、刑法上は上 述のとおり「麻薬等の取引」に関する詳しい定義がなく、また越国では判例拘束性がな いことから、裁判事例による解釈があり得ないことから容易に想定できる問題である。 しかし、ここには越国における立法に関して二つの大きな問題、ないし特長があること が指摘できる。第一点として、法文自体の曖昧さである。上記、刑法の条文ではいかな る場合が法に違反した行為であるのか、全く不明確であり、実際上法律を執行する裁判 官、警察官、検察官からそれらに関し、疑義が生じているという点である。例えば、米 法であれば、法文のあいまい性や規制対象が広範すぎる場合には憲法違反として無効と なるかどうかが争われる問題であり、また、日本においても罪刑法定主義に基づき法文 の明確性は必要であることが解されているが、越国では上述のとおり刑法の法文自体か らはいかなる行為がその対象になるのか,明らかになっていない<sup>161</sup>。第2点として,他 方、本改正刑法の下に制定された上記共同通達では、法律の不明確を是正すべく、法律 条文の定義に関し、想定されるケースを提示しているということである。すなわち第1 点に挙げた問題点と重なるが、実際に法文上のあいまい性を通達等によって明確化して いるのである。この通達は上記に掲げたように、「法律執行の際にそのあいまい性のゆ えに明確化する」という意図を有するという趣旨にかんがみても,あくまでもその刑法 に従い行動する一般民衆のためというよりは、それを適用する際に法律執行官が混乱し ないように明確化しているということである。もちろん、越国では立法制度自体が我々

<sup>161</sup> なお,第185条iでは,上述のとおり「準備・組織化した」と訳したが,ヴィエトナム語では to chuc (組織)という言葉が使用されており,上記で我々が読むよりは越国の人間にとってはよりその内容 を理解しやすい概念である。しかしながら,筆者は日本語で適切な訳が見つからなかったため上記 のとおりとした。

の想定する社会のものとは異なっており、法規範文書制定法でも通達自体が法規範性を有する文書として定義されることから、法律、政令、通達を一体として広義の法律として認識するという考え方に立てば、越国のような法体系も考えられないことではない。しかし、政令、通達に関しては「国家公安に関わる事項に関しては公開の義務はない」とされており、実際に、上記の問題に関わる通達に関しても、その直前に制定された第1号通達は同様に本通達で引用され、同様に麻薬等に関する犯罪について刑法の各条文を補完する形で制定されているにもかかわらず、公開されていないことから一般民衆はアクセスできない状況にある。

(2) 他方, 事例研究1において分析を行った最高人民裁判所裁判官会議決議との相違とい う観点から検討すると、本通達も法解釈という面では同様であると考えられる。すなわ ち、本通達でも改正刑法のあいまい性を明確にするという意味では、広義の「法解釈」 を行っており、内容的な意味では両者に相違はないものと考えられる。しかし、ここで 最も重要な相違は、その法規範文書をだれが使用しなければならないか、ということで ある。もちろん、法規範は第一義的には一般民衆がその内容を理解するべきであるが、 むしろ越国では国家の法執行の際に誰が必要とするか、という考え方に立っているよう に見える。すなわち、裁判官会議決議では裁判を行う裁判官が判事の際に誤ることがな いように指針を与えるものであり、また、本通達の場合、それを執行する公安、検察官 及び裁判官が法律の執行を誤らないようにするという趣旨の文書である。その意味では, それらの人材を統括する組織により制定される文書と見た場合にいかなるものが共同 通達の形をとり、いかなる文書が裁判官会議決議の形をとるか、ということがはっきり してくる。政府レヴェルではもちろん各省庁の通達も存在するが、政府による政令も法 規範文書に実施細則を与える上で重要な意義を有しているが、この国では当然ながら政 府の管理下に存在していない最高人民裁判所や最高人民検察院がその具体的な活動に 関し、政府の政令により活動するということは越国の国家機構体系からいってあり得な いことから、各省庁が制定する通達よりはその権限範囲も若干広いということが考えら れ、政府における政令に代わる法規範文書としての性格を有するのではないだろうか。 ただし、見方を変えると、これらの文書は法律を執行する人材を対象としているが故に、 そういった文書は本来的には民衆の代表者で構成された国会で決定されるべきである という議論はひとまず捨象すると、裁判官を含めた法律執行官が条文のあいまい性故に 生じる危険性のある権限濫用により、民衆の権利侵害を行うということに歯止めをかけ るという意味合いもあることから、越国流の「法治主義」という概念なのかもしれない。

# 事例研究3:国会における法案審議―婚姻・家族法―

越国立法担当者から、「市場経済化に伴い、越国には大きな立法ニーズが存しているが、国会法制定には相当のニーズが生じているにもかかわらず、実際には年間10法程度が制定され、これに追いついていない状況にある」との声がしばしば聞かれる。確かに、ドイモイ政策を採用して10数年が経過し、その間相当程度の立法努力が行われ、一部分野を除きほとんどすべての法分野に法律が存在している状況にあるものの、変革する経済・社会状況の中でなお改正を要する法律、新たな分野に対応するための法律の制定が急務になっており、越国には依然として高い立法ニーズが存している状況にある。

このような状況のもとで、国会法が依然として年間10法程度のみを制定している状況にあり、我が国でも年間数百の法律が制定、改正される状況にあることを考えると、国会の立法能力自体が高いとは言えない状況にある。一つには年間通常国会が2回、それぞれの会期は1か月程度であり、その中で十分な審議の時間がないということも要因となろうが、他方、法規範文書制定法に規定されるように各条文ごとに審議が行われ、その審議に相当程度の時間を要していることも要因として考えられるのである162。

このような状況を踏まえ、以下では2000年に全面改正された「婚姻・家族法」の国会審議 過程を分析することを通じ、越国における立法の特性、問題点を明らかにしようと思う。なお、本法案の審議過程は、旧法に基づいており、改正法規範文書制定法においては、以下に示すような問題は軽減されることが期待されていることをここに付言する。

### 1. 調查対象法規:婚姻·家族法

同法は、86年に旧法が成立し約15年にわたりその効力を有していたが、社会の変革にあわせ、2000年前期国会で全面改正されたものである。したがって、この改正は旧法の幾つかの条文を改正し、新たな条文を加えるというものではなく、法律自体を全面改正するものである。

### 2. 国会における審議結果:

国会における審議は、前述のとおり、法規範文書制定法上、課題ごと、章ごとないし法 案全体に対する審議の後、条文ごとに多数決をとった後、法案全体に対する採決が行われ ることとなるが、婚姻・家族法においては、条文ごとに審議、多数決が行われた。その結 果をまとめると以下のとおりとなる。

① 提出された条文数: 109条

② 国会で承認された条文数: 110条

(提出された条文のうちの一つについて,国会 審議を経て2条に分割されることとなった)

162 既に、本研究報告本文において説明したが、当規定は2002年の法改正により、廃止されている。

- ③ 提出条文案がそのまま採択された数: 60
- ④ 国会審議を経て条文案が変更された数:50

条文内容に関し、変更が加えられたものについては、例えば、以下のようなものがある。

(例1) 法案の第4条第3項の2では、「機関ないし個人で婚姻・家族法で規定される各条項に対する違反を発見した場合には、自己の責任で、ないし人民検察院を通じて、裁判所に対し直ちに当該行為を止め、違反者を厳しく処罰するよう要求することができる」とされていた。しかし、国会審議中に、検察院の権能には裁判所に対する差止要求を行うことは含まれていない、という意見が出され、最終的には「機関ないし個人で婚姻・家族法で規定される各条項に対する違反を発見した場合には、裁判所に対し直ちに当該行為を止め、違反者を厳しく処罰するよう要求することができる」という条文に修正され、採択された。

他方、条文文言に関する変更については、例えば以下のようなものがある。

(例2) 改正法案の前文に関し草案委員会から「越国における婚姻、家族体系を構築し、整理する上で、市民、国家及び社会に課せられる責任を継続的に強化することを目的として」という文言を入れるとの提案があったところ、国会における議論の結果、「継続的に強化する」では文言として弱すぎるとの意見が出され、結果「強化することを目的として」に改められた。

#### 3. 考察:

- (1) 上記婚姻・家族法の審議は、越国立法担当者から指摘されている問題点をある部分裏付けるものであることが言える。すなわち、上記法案に限って言えば、109条からなる法案の国会における審議に関しても条文ごとに審議が行われたわけである。国会会期は最大でも2か月程度でありその間に上記のような条文の多い法案が審議される場合には、その他の法案を審議する時間は極めて限定されることから、越国国会における立法能力に限界があることが実証的にも分かる。
- (2) しかしながら、越国憲法にも示されているように、越国国家体制の根本原理は民主集中主義であり、その民意は国会という国権の最高機関を通じて具体化されることとなっている。先に述べたようにその国会議員は選挙民の代理的な色彩が強く、他の国会議員も中央及び地方の国家機関の推薦により選出されることとなっており、それらの利益代表者としての権能を有している。このことから、当然の帰結として国会における立法も具体的かつ詳細な権能を有することになるわけであり、越国がこのような制度を有している以上、国会における審議も上述のとおり国会議員自身が最大限の意見を呈し、それを反映させる枠組みとならざるを得ない。このことは、「法の解釈」という問題一つをとっても同様の状況となっている。すなわち、先に述べたように法解釈権は国会常務委員会の専属権であり、実際には裁判官を含めた法執行官には形式的には法律解釈権がない状況にあるのである。したがって、民意を反映できない枠組みの中では立法、法律の運用、濫用は許されないという思想が根底にあるのではないだろうか。問題は市場経済

- 化,近代化を推し進める上で喫緊に生じる立法ニーズに応えなければならないというべクトルと国会での審議において最大限に国会議員を通じた民意の反映が行われなければならないというベクトルの二つの相反するベクトルの調整をいかに図っていくかということである。一つには越国には試行的法律及び政令のうち法律に代わるものが存在しており、そこでは結果的に後者のベクトルを捨象して前者を優先するという実質的な解決方法が準備されているのである。
- (3) 他方、上述のような国会審議を行うことには上述の立法能力の問題以外に若干の問題 がないわけではない。すなわち第一点としてこのような審議をすることにより、法とし ての体裁と法体系全体の整合性という観点が確保できるか,という問題である。立法作 業には極めて法技術に関連する部分が多いが、上述のとおり必ずしも立法の専門家では ない国会議員が個々の条文に関する議論、修正を行う過程で「法律としてあるべき姿」 が確保できなくなる危険性があるということである。第二点として、国会議員は先に述 べたように種々の利益代表的な性格を有していることから、上述のような審議形態をと っている場合に、ある法案に対して十分な意見統一が図れるかどうか疑わしいという問 題がある。上記2つの問題は,結果として「法律」として規定しなければならない事象 に重大な影響を及ぼすこととなると考えられる。既に事例研究2により紹介したが、越 国刑法に犯罪として挙げられている「麻薬取引」にしても,「麻薬取引を行ったもの」 という一般的な規定にとどまり「何が麻薬取引とみなされるか」という構成要件が法律 上明確にされていない。また,民商事分野では特に「~しなければならない」という強 行規定が種々見られるが,この強行規定に反した場合にどうなるか,という点が必ずし も明確にされていないのである。例えば,担保権の規定において,質権及び抵当権は対 象財産の価値が被担保債権の価値を超える場合にのみ設定できるとされている(民法第 329条第2項,民法第346条第3項)が,これに反して担保権を設定した場合の法的効果 はどうか, 設定時の価値をどう評価するのか, 設定後の価値の変動の法的効果はどうか, などに関する規定はないし、これは法律ではなく政令だが、ファイナンス・リースに関 しても越法ではファイナンス・リース会社のみが当該取引をできることとなっているが、 一般取引で結果的に個人がファイナンス・リースと同様の法律効果・要件を有する取引 を行った場合にどうなるのか,など規定されていないのである。すなわち,結果的に国 会法は極めて一般的な規定―行動規範的な規定―にとどまってしまい法律効果が欠如 してしまう状況が種々見られており、それを実際に執行していくために、大量の下位規 範がないと越国における「法」が正しく「法」として機能しない状況になってしまって いる。もちろん,この状況がすべて国会における上述のような審議形態に起因するもの であるとは言わないが,一つの大きな要因になっていることは言えそうである。
- (4) なお、上記婚姻・家族法の審議の例で挙げたもののうち、例1の事例は興味深いものである。確かに人民検察院組織法において、人民検察院の権能として「法遵守状況の監督」という権能が付与されており、刑事事件に関しては裁判所に公訴する権限を有しているが、その他の事例で法令違反がある場合には、市民に対し法律の違反状況に関する

関連文書の提出を求めることができるとされ、法令違反が確認された場合には国家機関その他に対し、当該違法な行為の差止め等を請求できるとされている(検察院組織法第9条、第10条)。越国では通常裁判所は「国家機関」の一つとみなされており、そのような解釈に立った場合には、法案の文言で正しいように見える、すなわち人民検察院は法違反状況の是正を裁判所に請求できるように見えるが、現実にはこの人民検察院組織法の第10条の条文では「国家機関」に裁判所は含まれていないと解釈されているようである。もちろん、人民検察院の権能の一つである「法遵守状況の監督」というものは非常に幅広く、逆に具体的な権能があいまいになっている状況にあることは事実である。しかし、本法案は政府案として国会に提出され、その故に各国家機関の権能において法案内部で誤りがあることなど考えられないことであるものの、実際には上述のとおり生じているものであり、その意味で具体的な草案を行う行政機関等の各国家機関及びその最終的チェックを行う司法省の草案能力に一定の限界が生じていることは否定できない。

事例研究4:人民評議会・人民委員会の制定した法規範文書の問題点:

以下では,実際に車両登録に関し,95年政令36号の授権範囲をアン・ザン省人民委員会決定 が逸脱した例を紹介,その内容・原因を考察する。

## (2) 事例:

- ① 95年5月29日「都市部における交通秩序及び安全の確保」に関する政令第36号が制定され(15日後に施行),その中で道路交通に関する安全確保ほか,道路通行車両に関する規定がなされた。
- ② 同政令第6条第1項により、公安省が車両登録及びナンバープレートの交付を行うこととなった。
- ③ 他方,同政令第16条では,省級の人民委員会主席はそれぞれの地域特性に基づき詳細規定を策定することとされている。
- ④ 95年7月26日,アン・ザン省は上記政令に基づき,人民委員会決定(705/QD-UB)を制定,通常車両の登録及びナンバープレートの交付に関する規定は設けなかったが,特に特殊車両(耕耘機,刈取機,小型原動機付き二輪車,自作自動車,トレーラー等)に関し,右決定の第17条において,当該車両の登録及びナンバープレートの交付を同人民委員会の下にある専門機関の一つの運輸局に行わせることとし,右決定に人民委員会副主席が署名したうえで同決定が発効した。
- ⑤ 上記状況は現在でも継続しており、本年11月24日付け新聞「人民警察」紙上でその 問題点が指摘された。

# (3) 上記に係る問題点

- ① いかなる点でアン・ザン省人民委員会決定は政令第36号の授権範囲を逸脱している と言えるのか?
  - イ) 人民委員会が政令に基づき上記に係る規定を行うことは可能なのか。
  - ロ) 可能だとした場合に、運輸局で行うことの正当性はどうか。
- ② 権限を逸脱しているとした場合に、アン・ザン省において上記特殊車両の登録・ナンバープレート交付はいかなる機関が行うことが適当であったのか?
  - イ) 中央省庁が直接その権限を行使する必要があったのか,ある機関に対し権限委譲 を行うことができるのか。
  - ロ)権限委譲を行う場合に、いかなる規定に基づいてそれを行うのか。特に人民委員会の下にある専門機関及び中央直属機関と中央省庁との関係はどうか。本件に関しては、公安省・運輸省と運輸局・公安局それぞれの関係はどうか。
- ③ 上記の場合,事前・事後調整機能はどうなっていたのか。

## (4) 考察

## ① 授権範囲逸脱の有無:

同政令第16条によれば、前述のとおり「省級の人民委員会主席は、個々の地域事情・特性に基づき、本政令を実施するために詳細規定及び計画を策定する。」とされており、本決定が政令第36号の実施に関し、詳細な手続規定を行っている以上、本件に関する決定を制定すること自体が政令の授権範囲を逸脱しているものではない。

加えて、人民評議会法第43条第2項において、人民委員会の国家管理上の権能の一つとして、政治的安定、社会秩序・安全の確保を行うこととされており、明示的ではないにせよ人民委員会が国家行政機関として当該地方における運輸・交通関係の政策を実施する権限を有しており、政令で規定された方策の具体化を行うことはその権限の範囲内である。

次に上記を前提とした場合,アン・ザン省が同省の下にある専門機関である「運輸局」を当該車両登録及びナンバープレート交付の実施機関として指定したという決定の正否はどうか。上述のとおり「省級の人民委員会主席は、個々の地域事情・特性に基づき、本政令を実施するために詳細規定及び計画を策定する」ことができるため、たとえ、政令において公安省がその権限を有するとされていたとしても、その具体的な実施段階において人民委員会がその地域特性に合わせ、個々の実施機関(専門機関)に具体的な事務権限を与えることは可能であるように見える。

## ② 「専門機関及び中央直属機関」の位置付け:

ただし、ここで問題となるのは、人民委員会とその下に設立される専門機関及び中央直属機関の関係、及びそれに関係してくる中央官庁との関係である。すなわち上記政令第36号において、車両登録及びナンバープレートの交付は公安省の管轄となることが規定されているため、実際にそれを地方で行う専門機関としていかなる機関が選定されるべきか、という問題である。この問題を検討する上で出発点となるのは、人民評議会法第54条であり、同条では専門機関の機構、人事、活動への指示、管理は人民委員会、専門分野における活動への指示は関係省庁により行われることとされており、また同時に専門機関の機構、活動は政府が規定する(同法第55条)こととされているが、現在のところヴィエトナムに統一的な規定は存在せず、個々の省庁の組織令において個別に規定されているものの、現実にはそれらの規定の中で中央省庁、地方人民委員会、専門機関の3者の関係に関し、その権限関係がはっきりしておらず、その結果ここでいかなる専門機関、ないし中央直属機関が実際に実務を行う権限を有するのかに関し必ずしも明確にはならない。

したがって、より理解を深めこの権限関係を明確にするために、まず地方人民委員会の下に設立される専門機関及び中央直属機関の具体的な形を概観することにし、人民委員会の下部組織として位置付けられる機関としていかなる組織が存在し、当該機関と中央省庁、人民委員会のつながりを解析することとする。ここではその典型例として、ハノイ人民委員会の例を概観する。

ハノイ市人民委員会の機関の中で特に中央省庁とのつながりを有するものに焦点を 絞って分類すると以下のとおり2種類の機関がある。なお、省級の人民委員会の下部 機関に関する基本的な構造はいかなる省であっても同様となっている<sup>163</sup>。

	ハノイ市人民委員会直属部局		中央省庁直属部局 (関係省庁)
1	人民評議会·委員会事務局	1	ハノイ市公安局(公安省)
2	農業・農村開発局	2	ハノイ市軍事局(国防省)
3	森林保全局	3	統計局 (統計総局)
4	家族計画委員会	4	税務局(税務総局)
(5)	児童保護委員会	(5)	国家財務局 (財政省)
6	建築局	6	国家銀行 (国家銀行)
7	建設局	7	ハノイ市人民検察院(最高人民検察
8	工業団地管理委員会		院)
9	商業局	8	ハノイ市人民裁判所(司法省,最高
10	工業局		人民民裁判所)
11)	計画·投資局	9	郵便局(郵電総局)
12	財政局	10	ハノイ電力公社(国家電力公社)
13	労働・傷病兵・社会福祉局	11)	関税局(関税総局)
14	公衆衛生局		
15	教育・訓練局		
16	運輸局		
17)	土地管理局		
18	観光局		
19	司法局		
20	ハノイ市人事局		
•	市監査役		
•	科学・技術・環境局		
•	文化・情報局		
•	スポーツ局		
•	外事局		
•	競争管理委員会		
•	宗教委員会		

上記のとおり、人民委員会の下部機関は大きく2つに分類されるが、より精査すると上記「人民委員会直属部局(すなわち専門機関)」の中にも、各省庁の組織法の中で明確にされていない機関、各省庁の組織法上人民委員会において確実に設置すべき機関が存している。したがって、ここではそれぞれに関し各省庁の政令を概観し、3者の権限関係をできる限り明らかにすることとする。

イ) 各省庁の組織法の中で明確にされていない機関:運輸局の例

運輸省組織令(政令22CP,94年3月22日付)では、運輸省の権能として、国家レヴェルでの交通計画の策定、及びそれに基づき各省級地方機関の策定・実行する個

<sup>163</sup> 例えばホーチミン市人民委員会組織の構造は、野本啓介氏(国際協力銀行開発金融研究所専門調査員)論文「ヴィエトナムの政策決定過程(財団法人日本国際問題研究所編)」参照。同論文によれば、下部機関の構造上その機能により6種類に分類されているが、ここでは特に中央省庁との関係という観点から2種類に分類する。

別計画を補助,専門部局に対する法規範文書・交通政策策定指示,専門部局に対する交通基準実施指示,道路交通関係のインフラ・プロジェクト管理,運輸・交通及びその建設に係る企業に対するライセンス交付,通行車両に関する技術基準の策定,等となっており,その組織体系は,各局,各局の外側に位置する専門部局,外郭団体となっている。したがって,この政令には省級の地方機関の有する機関はその組織体系に含まれていない。

他方,その専門部局の一つである路上運行局の権能は政令第7号(93年1月30日付)に規定されているが,各種法令の起案権限のほか路上運行車両の行政的登録(公安省に登録した後に路上運行局に車検登録(車重,車長,定員,用途等の登録)を行う制度,現在は運輸省内にある登録担当部局で行われている)を行うこと,及び車両の修理,改造に対する承認を与えることとされており,本事案は,中古部品を再組立て(リアセンブル)して作成した車両である以上,路上運行局の承認行為は必要であり,また,運輸省関連の機関に登録を行う必要がある。

なお、今まで概観した憲法体系、人民評議会法等によれば、人民委員会の権能として、「国家の地方における行政機関」という側面を有しており、そのため上記運輸省の権能についてはそれを地方において実現するために現在61省中すべてにこれらの権能を果たす部局が設置されている。例えばハノイ市人民委員会では運輸局がこれにあたる。なお、同種の権能を果たす機関としてホーチミン市では運輸・公共事業局が存している。

しかし、上述の二つの政令には、運輸省と人民委員会の下に設立される専門機関との関係は明示されておらず、その結果として当該専門機関に対する人民委員会と運輸省の権限関係は人民評議会法第54条の規定範囲に止まり、理論的には人民委員会がその組織、人事及び活動に対する権限、専門的事項に関しては運輸省が指示を行うこととなるが、例えば具体的な活動でその専門事項に関するものに関しいかなる機関(すなわち人民委員会か運輸省か)の指示・命令の下にその活動を遂行していくのか、明確ではない。

ロ) 各省庁の組織令上人民委員会において確実に設置すべき機関:司法局の例

司法省組織令(政令第38CP,93年6月4日付)第4条では,個々の省級,県級, 社級に司法部局を設置する必要がある(省級には司法局,県級には司法課,社級に は司法班(以下「司法局等」という)が設置される)。同時に,これら部局はそれぞ れの級における人民委員会の管理下にある専門機関であり,専門的事象に関しては 上級の司法関係機関(省級ならば司法省,県級は省級司法局等)の管理を受けるこ ととされている。

上記組織令に基づき、司法局等の具体的権能が司法省及び政府人事委員会の共同 通達で詳細に定められている。その中で基本原則として上位規定である組織令と同 様に規定、すなわち司法局は省級人民委員会の専門機関であり、当該人民委員会が 国家による司法関係の活動を行うことの支援を行うが、専門的事項に関しては司法 省の管理下に置かれる,とされている。

同通達では司法局等の活動内容に関し、人民委員会レヴェルで法規範文書を作成する際に草案、草案のレビュー、人民委員会所管の法規範文書体系化等中央レヴェルで司法省が行っている法制定に関する諸権能を人民委員会レヴェルで行う権能のほか、司法省の権限委譲範囲内で、人民裁判所の予算等の管理、民事執行、法律事務所・公証人等の管理、戸籍・犯歴管理、等を行うこととされている。

ただし、人民委員会主席は、本通達及び個々の人民委員会の事情に従い、司法局の機構、定員等を決定し、司法局長に関しては司法大臣の許可を得た後にその任命、解任を決定することとなっており、人事権の一部に関して上位国家機関である司法省の関与を受けることとなっている。

したがって、形式的には各司法局等は人民委員会の管理下にあり、上位国家機関 である司法省は専門的事項に関する指示を与えるにとどまっているものの,本通達 により、各司法局等の活動内容、権限等が規定されているほか、人事権に関しても 司法省からの一定の関与を受けることとされているため、実態的には人民委員会の 司法局への関与は極めて限定されており(人事権一般及び予算関連等),逆に中央政 府である司法省が強い権限を有している。また、通常本通達で規定される種々の活 動は上位法規(例えば,民事執行活動であれば民事判決執行法(Ordinance))によ りその具体的内容が規定されるため、各司法局等は司法関連に関する国家レヴェル の政策にかかる実施機関としての性格が強く、個々の省における個別事情に基づく 固有業務の余地が少ないため、相対的にそれを管轄する人民委員会の権限が小さく なっている。また,司法局等の下に置かれる具体的執行機関(前述例では民事執行 官)は、人事上も当該人民委員会の外側にあるとされ、当該機関への予算配分、人 事決定等の一切を司法省が直接に行っており,この意味からも各人民委員会の具体 的な関与は制度的には低い。もちろん,個々に行われる具体的な活動(例えば,前 述民事執行関係であれば、具体的な事案における執行)に際し、それを管轄する人 民委員会の関与はあり得る。

# ハ) 中央政府直属部局:公安局等の例

これらの機関に関しては、その人事、財政、組織機構の一切に関し中央機関が行っていることから、人民委員会の直接的な管轄は全くなく人民評議会法第54条で規定される「専門機関」には分類されないこととなる。

しかし、法令等では全く規定されていないが、これら機関はその人事等に関し人 民委員会から完全に独立した機関ではなく、不文律としてそれぞれの機関の長(人 民検察院であれば検事正、人民裁判所裁判長、公安局長等)は人民評議会議員から 任命されなければならないこととなっており、その意味では人民評議会・人民委員 会の実態上の関与が行われている。

公安省に関してもその組織令が制定され、その組織令に基づき各人民委員会に置かれる公安局の権能,人民委員会との関係等が規定されているものの、国家公安に

関する資料であることから、当該政令は非公開とのことであり入手できなかったため、下記では、ヒアリング結果による分析を行うことにする。

人民委員会のもとにある公安局は公安省の直属の機関であり、その人事・組織・予算・活動の一切を公安省が決定・管理する。その権能は当該省における治安を維持することにあるが、その活動中には、当該地の人民委員会と協力し、人民委員会の指示に従う。他方、人民評議会との関係でいえば、上記の人事に関するもののほか公安局長は各人民評議会の管理に服し、1年に1回公安活動に関する報告を行う義務がある。

また,上記の車両登録及びナンバープレート交付に関しては,外交関係,政府関係,軍関係の車両を除き,公安局に対し当該地域における右権限を付与している。

他方、上記表において公安局と同様の位置付けとなっている人民検察院の組織に関しては、人民検察院組織法でその権限関係等が規定されているが、その第32条~第35条ですべての検察官に関する任用規則及び給与その他総務関係は国会常務委員会で決定され、個々の人民検察院の陣容は最高人民検察院検事正により決定、国会常務委員会の承認を受けること、また、その予算配分は政府が最高人民裁判所と協議の上決定、国会常務委員会の承認を受けることとなっている。

また、同法第7条では、地方の人民検察院の検事正は当該人民評議会の管理に服 し、法令実施状況、人民検察院の活動状況を人民評議会に報告することになってい る。

以上から、人民委員会(及び人民評議会)とその下にある専門機関及び中央直属機関のつながりは非常に複雑であり、その権限関係を法令上で明らかにすることには限界があることが分かるが、簡単化すると以下の3つの態様に分類できる。

- イ)権限内容が中央国家機関により明らかにされていない専門機関
- ロ)権限内容を中央国家機関に明確化されている専門機関
- ハ)基本的には中央国家機関の直属機関としてその権限内容等の一切を当該中央機関 により決定されるが、機構上各人民委員会の組織の一部として位置付けられ、実態 上その人事の一部等に関し人民委員会(ないし人民評議会)の関与を受ける機関

上記イ)の場合、設立の基礎となる法令は人民評議会法のみであり、また、その権限内容も必ずしも明確になっていないことから、このカテゴリーに属する専門機関に関してはその組織、人事、活動内容について各人民委員会の裁量の余地が大きい。

他方, ロ)の場合,専門機関とはいえ,その権限内容,組織・人事に至るまで人民 評議会法上は単に専門的事項に関する指示を与える権限に止まるはずの中央国家機関 により前もって決められており、その意味からは各人民委員会の裁量の余地は相対的 に低くなっている。これら機関は上記ハ)の中央直属機関と上記イ)のカテゴリーに 属する専門機関との中間の機関として位置付けることができる。

最後に上記ハ)の機関の場合、もはや「人民委員会の下部機構」というよりは、各

人民委員会の所管する地域にある中央機関の一部である。したがって実態的な関与は 別として、形式的には人民委員会から完全に独立した機関であるにもかかわらず、な お、上記二つの市 (ハノイ及びホーチミン) においてその機関はなお人民委員会の下 部組織として位置付けられており、中央国家機関と人民評議会・人民委員会という形 での明確な峻別がなされていない。

上記アン・ザン省の事例を具体的に考えてみると、結論的には以下の理由からやは り当該省の決定は誤りであったと言わざるを得ず、本来的にはアン・ザン省に当該決 定自体を行う権限がなかったのである。

上記政令36号ですべての車両に関する登録,ナンバープレートの交付は公安省が行うとされていること,及び公安省の組織令上,各省にある公安局は公安省直属の機関であり、したがって、公安省関係の地方における実施に関する権限委譲は人民委員会には行われず、地方においても公安省の地方執行機関である公安局が直接行うことから、たとえ政令第36号において当該政令の具体的な実施に関し各人民委員会がその地域特性に従いその実施細則を策定するとされていたとしても、アン・ザン人民委員会には当該政令6条に係る「決定」を策定することはできない。

なお、アン・ザン省決定で特筆すべきことは、当該決定には上述の特殊車両に関してのみ規定されているという点である。すなわちその他の車両に関しては当該決定には規定しなかったのであり、その他の車両は政令第36号及び公安省組織令に基づき管理されることを認識していたということであり、特殊車両を「アン・ザン省固有の問題」としてとらえそれを公安省の権限から切り離し別途決定を制定することにより、その権限を逸脱したのである。

#### ③ 事前及び事後調整機能の問題:

上述のとおり、人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書に関しては、越国憲法及び法規範制定法及びその実施細則に当たる政令第101号においてその一部内容が規定されているものの、具体的な制定手続に関する規定はない。ちなみに中央国家機関の法規範文書制定に関しては、政令レヴェルまでの法規範文書については、司法省が日本のいわゆる内閣法制局的役割を果たし、国会ないし政府提出前に司法省が違憲性、他の法規範文書との整合性の精査等を行うことになっており、また、右に係るスケジュールも詳細に規定されており、事前調整の枠組みが存在する。ただし、省庁の通達に関してはこのような枠組みはなく、いかなる通達が制定されるかはその通達の制定権限を付与された省庁の判断に任される。

他方,人民評議会・人民委員会の法規範文書制定手続は,各省庁が制定する通達と同様に法規範制定法,政令第101号における規定がないものの,司法省組織令及び司法省と政府人事委員会の共同通達により各省,県,社に置かれる司法局等の権限として,人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書について,①人民委員会の権限付与に基づき法規範文書の草案権限を有すること,②人民委員会の権限付与に基づき人民委員会にある他の機関の草案した法規範文書を精査しコメントを付与すること,などが

規定されている。したがって、理論的には中央政府の制定する法規範文書で司法省が 果たす役割を人民評議会・人民委員会の司法局等が担うことになっている。

しかし、司法局等にこの権限をどこまで付与するかに関しては、各人民委員会の裁量に委ねられており、実態上この権限付与が行われこの事前調整機能が十分に果たされているかどうか不明である。上記、アン・ザン省の例でいえば、例えば問題となっている決定の草案権限をアン・ザン省運輸局で行ったとしても、それを同省司法局が精査し、その結果として権限逸脱関係を排除するということには至っていない以上、少なくとも本事案においては、司法局の機能が十分に果たされていなかった。

事後調整機能に関しては、人民評議会・人民委員会の制定する法規範文書について、 大きく3つの枠組み(すなわち直ちに発動する事後調整、実際の活動を通じて行われる事後調整、より長期的な国家プロジェクトで行われる事後調整)が用意されている。

まず第1に,法規範文書制定後直ちに当該文書は上位国家機関及び関係国家機関に送付されることとなっており(法規範制定法及び政令第101号),関係国家機関は権限逸脱等誤謬のある決定を執行停止,ないし廃止することができる。本事案については,人民委員会決定後,2日以内に運輸省のほか公安省,大蔵省等関係国家機関に送付されていたはずであり,右に基づき執行停止が理論的には可能であった。

第2に、専門機関の活動報告義務である。人民委員会の下にある専門機関はその活動を同級人民委員会及び上位国家機関に報告することになっており(人民評議会法第54条)、当該報告を受けた上位国家機関は法規範制定法の枠組みに基づき、権限を逸脱した法規範文書の執行停止を行うことができる(同法第84条)。本件では少なくともアン・ザン省運輸局は上位国家機関である運輸省に対し、車両登録・ナンバープレート交付活動に関する報告を行っていたということになり、運輸省が当該決定の誤りを是正することも可能であった(ただし、運輸省側にとっては、自己の権益を侵された側ではなく侵した側であるため、実態上是正のインセンティブが生じない可能性はある)。

第3に、司法省及び司法局等を中心とした法規範文書の体系化を通じた事後調整機能である。ヴィエトナムではそのすべての法規範文書に関し、定期的にレビューを行い体系化するということになっている(現在、人民評議会・人民委員会分も含め国家レヴェルでその作業が行われている)。これに関し、地方レヴェルでも司法局等の権能として定期的に当該地域において制定された法規範文書のレビュー、体系化を定期的に行うことが定められており(上述共同通達)、本件に関してもそのレビューの対象となっていたはずである。なお、現在進められている国家レヴェルのレビュー作業については、作業開始後3年を経過した現在もなお、その作業が終了していない状況にあり、即効性のある事後調整機能としては位置付けることができない。

以上のような事前・事後調整機能を有する中で、事案の状況は人民委員会決定後5年を 経過する現在に至ってもなお、上記のような状況が継続している状況にかんがみると、これらのいくつもの枠組みは実態上必ずしも適切に機能していないということを意味する。